神河町地域防災計画
資料編

令和４年３月

神 河 町 防 災 会 議

資料編　目　　次

１．神河町防災会議条例 1
２．神河町防災会議運営規程 2
３．神河町防災会議委員名簿 3
４．神河町災害対策本部条例 4
５．関係機関連絡先一覧 5
６．神河町水防計画（風水害初動対応マニュアル） 12
７．避難勧告等の判断・伝達マニュアル 42
８．神河町重要水防区域一覧 59
９．土石流危険渓流一覧 72
10．急傾斜地崩壊危険箇所一覧 76
11．地すべり危険箇所一覧 86
12．山地災害危険地区一覧 87
13．土砂災害（特別）警戒区域一覧 92
14．神河町消防団の組織及び担当区域 100
15．水防倉庫資機材備蓄状況一覧 101
16．防災倉庫資機材備蓄状況一覧 101
17．庁用自動車一覧（町有車両一覧） 106
18．神河町自主防災組織編成 108
19．ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧 109
20．自衛隊災害派遣要請連絡先 109
21．避難所及び収容人員一覧 110
22．災害時要援護者利用施設一覧 111
23．神河町指定文化財一覧 112
24．防災行政無線関係局位置一覧 115
25．医療機関一覧 117
26．町内薬局・薬店一覧 117
27．町内ボランティア団体一覧 118
28．町指定給水装置工事事業者一覧 119
29．災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準 120
30．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 122
31．兵庫県災害援護金支給等に関する規則 126
32．兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定書 130
33．西播磨地域災害時等相互応援に関する協定書 133
34．姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書 138
35．朝来市及び神河町における消防相互応援協定書 141
36．災害時における応急対策業務に関する協定書 144
37．災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（大河内郵便局） 146
38．災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（神崎郡郵便局） 148
39．兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定書 150
40．神河町多可町広域消防相互応援協定書 157
41．災害時の応援に関する申し合わせ（国交省近畿地方整備局） 159
42．災害時等の応援に関する申し合わせ（姫路河川国道事務所） 161
43．災害時における飲料水の提供に関する協定書 164
44．播磨広域防災連携協定書 166
45．播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書 170
46．災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定書 178
47．ヤフー㈱情報応援協定書 183
48．災害時における生活物資の確保に関する協定書（コメリ災害対策センター） 185
49．災害時における生活物資の確保に関する協定書（ナフコ神崎店） 187
50．災害時における生活物資の確保に関する協定書（マックスバリュー西日本㈱） 189
51．災害時における生活物資の確保に関する協定書（生活協同組合コープこうべ） 191

52. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（㈱エーコープ近畿） 193
53. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（ゴダイ㈱） 195
54. 災害時における生活物資の確保に関する協定書 197
55. 災害時における廃棄物処理に関する応援協定書 199
56. 災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書 201
57. 神川町の災害時相互応援に関する協定書 203
58. 災害時における福祉避難所に関する協定書（うぐいす荘） 206
59. 災害時における福祉避難所に関する協定書（特別養護老人ホームあやめ苑） 208
60. 災害時における福祉避難所に関する協定書（アキタケメディカル「さくら」介護センター） 210
61. 災害時における福祉避難所に関する協定書（介護老人保健施設かみかわ） 212
62. 災害時における福祉避難所に関する協定書（Resort　によん in 神河） 214
63. 災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書 217
64. 災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する応援協定書 219
65. 災害時における物資の調達に関する協定書 221
66. 兵庫県水道災害相互応援に関する協定書 224
67. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 241
68. 神河町災害見舞金支給規則 245

１．神河町防災会議条例

平成17年11月7日
条例第17号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、神河町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）　神河町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
（２）　神河町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
（３）　水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、町長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
（１）　兵庫県知事の部内の職員のうちから町長が任命する職の者
（２）　兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する職の者
（３）　町長がその部内の職員のうちから指名する職の者
（４）　教育長
（５）　姫路市消防局の消防吏員のうちから町長が任命する者
（６）　消防団長
（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
（８）　その他特に必要と認め、町長が任命する者
６　前項各号の委員の総数は、20人以内とする。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

２．神河町防災会議運営規程

平成19年6月29日
規程第22号

（目的）

第１条　この規程は、神河町防災会議条例（平成１７年神河町条例第１７号）第５条の規定に基づき、神河町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第２条　防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

（委員の代理出席）

第３条　委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめ代理人を出席させることができる。

（会議）

第４条　防災会議は、防災に関し、会長が必要と認めるときに開くものとする。

（議事の特例）

第５条　防災会議の議事で、一部特定の機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して措置することができる。

２　会長は、前項の規定により措置した事項については、次回の防災会議にその旨を報告するものとする。

（専決処分）

第６条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、急を要する場合は、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

（１）　災害に関する情報を収集すること。

（２）　災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

（３）　非常災害に関し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

（４）　関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

（５）　その他軽易の事項

２　会長は、前項の規定により、専決処分した事項については次回の防災会議に報告するものとする。

（委員の任期）

第７条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（異動報告）

第８条　委員の異動等変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

（庶務）

第９条　防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

３．神河町防災会議委員名簿

会長　　神河町長　山名　宗悟（条例第３条第２項）

委員（条例第３条第５項）

平成 31 年 2 月現在

機　　関　　名	役 職 名	氏　　名
中播磨県民センター県民交流室（第１号）	県民交流室次長	橋本　浩良
中播磨健康福祉事務所（　〃　）	中播磨健康福祉事務所長	柳川　拓三
姫路農林水産振興事務所（　〃　）	姫路農林水産振興事務所長	渡邉　直樹
姫路土地改良センター（　〃　）	姫路土地改良センター所長	鶴﨑　俊則
姫路土木事務所（　〃　）	姫路土木事務所長	小谷　和弘
福崎警察署（第２号）	福崎警察署長	安川　孝英
神河町（第３号）	神河町副町長	前田　義人
〃　（　〃　）	神河町総務課長	岡部　成幸
〃　（　〃　）	神河町健康福祉課参事	保西　瞳
〃　（　〃　）	神河町建設課長	野﨑　直規
〃　（　〃　）	教育課長	髙橋　宏安
〃　（　〃　）	神河町上下水道課長	谷綛　和人
公立神崎総合病院（　〃　）	公立神崎総合病院事務長	春名　常洋
神河町教育委員会（第４号）	神河町教育長	入江　多喜夫
姫路市中播消防署（第５号）	姫路市中播消防署長	改發　久樹
神河町消防団（第６号）	神河町消防団長	平岡　靖浩
関西電力送配電㈱　兵庫支社（第７号）	関西電力送配電㈱　兵庫支社 姫路配電営業所長	上杉　和久
西日本電信電話㈱　兵庫支店（　〃　）	西日本電信電話㈱　兵庫支店 設備部　災害対策室次長	平井　達也
西日本旅客鉄道㈱（　〃　）	西日本旅客鉄道㈱　寺前駅長	大谷　達司
神姫グリーンバス㈱（　〃　）	神姫グリーンバス㈱ 代表取締役社長	本間　和典

４．神河町災害対策本部条例

平成17年11月7日
条例第125号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、神河町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

５．関係機関連絡先一覧

１　神河町

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
総務課	〒679-3116 神崎郡神河町寺前64	0790-34-0001 0790-34-0691
地域振興課　農林業係	〃	0790-34-0960
税務課	〃	0790-34-0961
住民生活課	〃	0790-34-0962 0790-34-1556
ひと・まち・みらい課	〃	0790-34-0002
建設課	〃	0790-34-0964
会計課	〃	0790-34-0968
議会事務局	〃	0790-34-0213
上下水道課	〃	0790-34-0966
教育課　学校教育係 〃　社会教育係	〃	0790-34-0212 0790-34-0645
地域局	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町630	0790-32-1222 0790-31-2800
健康福祉課	〃	0790-32-2421
大河内保健福祉センター	〒679-3115 神崎郡神河町比延5-2	0790-34-0965
地籍課	〃	0790-34-0965
情報センター	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町624-39	0790-32-2752 0790-32-2753
センター長谷	〒679-3103 神崎郡神河町長谷925-2	0790-35-0001
給食センター	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町661-1	0790-32-0257
神河町中央公民館	〒679-3116 神崎郡神河町寺前64	0790-34-1450
神崎公民館	〒679-2413 神崎郡神河町中村10	0790-32-1681
子育て学習センター	〒679-3115 神崎郡神河町比延5-2	0790-34-0315
きらきら館	〒679-2413 神崎郡神河町中村29	0790-32-2410
町民体育館	〒679-3103 神崎郡神河町長谷999-3	0790-35-0536
神崎体育センター	〒679-2413 神崎郡神河町中村10	0790-32-1681
町民温水プール	〒679-3103 神崎郡神河町長谷990-1	0790-35-0536
はにおか運動公園	〒679-3115 神崎郡神河町比延277-4	0790-34-0005
中播北部クリーンセンター	〒679-2415 神崎郡神河町福本1247-60	0790-32-2888
あじさい苑	〒679-2413 神崎郡神河町中村29	0790-32-0286

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
神河中学校	〒679-3121 神崎郡神河町上岩25-1	0790-34-0030 0790-34-1355
神崎小学校	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町611	0790-32-0025 0790-32-2511
寺前小学校	〒679-3116 神崎郡神河町寺前435-1	0790-34-0024 0790-34-0147
長谷小学校	〒679-3103 神崎郡神河町長谷647	0790-35-0012 0790-35-0062
神崎幼稚園	〒679-2414 神崎郡神河町粟賀町611	0790-32-1790
寺前幼稚園	〒679-3116 神崎郡神河町寺前192	0790-34-0724
寺前保育所	〒679-3116 神崎郡神河町寺前396	0790-34-1538
神崎保育園	〒679-2413 神崎郡神河町中村33	0790-32-0284

２　自衛隊

名　　称	所　在　地	電話
陸上自衛隊第３特科隊	〒670-0881 姫路市峰南町1-70	079-222-4001
防衛省自衛隊兵庫地方協力本部姫路・西播地区隊	〒670-0012 姫路市本町240　光貿易ビル1F	079-282-0535

３　関係県（本庁）機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
兵庫県企画県民局災害対策局防災企画課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-9908 078-362-9914
兵庫県警察本部	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-4-1	078-341-7441
兵庫県教育委員会（事務局）	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3736

4　指定地方行政機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
農林水産省近畿農政局神戸地域センター	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29	078-331-9941
神戸地方気象台（防災管理官室）	〒650-0024 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3	078-222-8907 078-222-8942

5　指定公共機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
日本赤十字社兵庫県支部事務局	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889
日本銀行神戸支店	〒651-0034 神戸市中央区京町81	078-334-1111
関西電力送配電（株）兵庫支社	〒670-0911 姫路市十二所前町117番地	※079-229-9145
西日本電信電話株式会社兵庫支店	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440 078-326-7363
西日本旅客鉄道（株）福知山支社	〒620-0000 福知山市天田118-1	0773-22-4303

※ この電話番号については、一般公開していないので取扱注意

6　指定地方公共機関

名　　称	所　在　地	電話
（一社）兵庫県医師会	〒651-8555 神戸市中央区磯上通 6-1-11	078-231-4114
神姫バス（株）本社バス事業部運輸課	〒670-0927 姫路市西駅前町 1	079-223-1347
（一社）兵庫県トラック協会	〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27	078-882-5556

7　県地方機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
中播磨県民センター総務企画室企画防災課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9035 079-285-1102
中播磨県民センター姫路土木事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9458 079-281-8529
中播磨県民センター姫路土地改良センター	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9368 079-284-5644
中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9267 079-281-9943
中播磨県民センター姫路農業改良普及センター	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9331 079-281-9250
中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9210 079-224-3037
中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所福崎保健所	〒679-2204 福崎町西田原 235	0790-22-1234 0790-22-6680
中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所	〒679-2204 福崎町西田原 1994-4	0790-22-1290 0790-22-1291
西播磨県民局県民交流室環境課	〒678-1205 上郡町光都 2-25	0791-58-2137 0791-58-2327
福崎警察署	〒679-2214 福崎町福崎新 376-3	0790-23-0110

８　放送事業者

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
朝日放送（株）報道情報局 ニュース情報センター	〒553-8503 大阪市福島区福島 1-1-30 E-mail news-desk@asahi.co.jp	06-6457-5311 06-6458-1241
関西テレビ放送（株）報道局 報道部	〒530-8408 大阪市北区扇町 2-1-7 E-mail newsdesk@ktv.co.jp	06-6314-8808 06-6314-8826
（株）毎日放送 報道局 ニュースセンター	〒530-8304 大阪市北区茶屋町 17-1 E-mail tora@mbs.co.jp	06-6359-3555 06-6359-3559
〃　　ラジオ局 編成センター	〃 E-mail sawako@mbs.co.jp radiohoudou@mbs.co.jp	06-6359-3527 06-6359-3528
讀賣テレビ放送（株）報道局（災害窓口）	〒540-8510 大阪市中央区城見 2-2-33 E-mail newsa@ytv.co.jp	06-6947-2365 06-6942-7734
大阪放送（株）編成部 報道局	〒552-0007 大阪市港区弁天 1-2-4 E-mail hodo@1314.co.jp	06-6577-1321 06-6577-1320
ＮＨＫ神戸放送局 放送部	〒650-8515 神戸市中央区中山手通 2－24－7 E-mail noumi.r-dy@nhk.or.jp	078-252-5100 078-252-5110
（株）サンテレビジョン 報道部	〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-9-1 E-mail daido@sun-tv.co.jp	078-303-3168 078-303-3158
（株）ラジオ関西 報道制作局 報道制作部	〒650-8580 神戸市中央区東川崎町 1-5-7 E-mail hayashi@jocr.jp hodo@jocr.jp	078-362-7380 078-362-7403
兵庫エフエム放送（株） 編成部	〒650-8589 神戸市中央区波止場町 5-4 中突堤中央ビル 4F E-mail kobaken@kiss-fm.co.jp	078-322-1003 078-322-1011
（株）ＦＭ８０２ ＣＯＣＯＬＯ編成部	〒530-8580 大阪市北区天神橋 2-北 2-6 大和南森ビル 8F・9F E-mail matuoka@fm802.co.jp	06-6354-8045 06-6354-8033
兵庫県　企画県民部 災害対策課　防災係	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 E-mail saitai@pref.hyogo.lg.jp	078-362-9868 078-362-9911 〃　9912
朝日新聞社神戸総局	〒650-0035 神戸市中央区浪花町 60　朝日ビル	078-331-4144
毎日新聞社神戸支局	〒650-0023 神戸市中央区栄町 4-3-5　神戸新聞ビル 2F	078-371-3221
神戸新聞社総務局広報部	〒650-8571 神戸市中央区東川崎町 1 丁目 5-7	078-362-7100
（株）読売新聞大阪本社	〒530-8551 大阪市北区野崎町 5-9	06-6361-1532
産経新聞神戸総局	〒650-0015 神戸市中央区多聞通 4-1-5	078-351-1771
（株）時事通信社大阪支社	〒541-0051 大阪市中央区備後町 4-1-3	06-6231-6341
日本経済新聞社神戸支社	〒650-0011 神戸市中央区下山手通 7-1-24	078-371-3581
（株）共同通信社神戸支局	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-361-7922
日刊工業新聞社神戸支局	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 2-1-2	078-321-1731
ＮＨＫ姫路支局 放送部	〒670-0937 姫路市元塩町 101	079-225-1901
神戸新聞社神崎支局	〒679-2204 神崎郡福崎町西田原 1388-12	0790-22-0045

9　その他の機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
（一社）神崎郡医師会	〒679-2203 福崎町南田原 457	0790-22-6015
兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所	〒679-2204 福崎町西田原 1949	0790-22-4900 0790-22-5325
神姫グリーンバス（株）粟賀営業所	〒679-2413 神河町中村 39-1	0790-32-1021 0790-32-1107
西日本旅客鉄道（株）寺前駅	〒679-3112 神河町鍛治 142-7	※0790-38-2288
日本通運（株）福崎物流センター事業所	〒679-2215 福崎町西治 1714-14	0790-23-2700
（一社）兵庫県トラック協会西播支部	〒670-0976 姫路市中地村東 26-1	079-294-0798
中播衛生施設事務組合	〒679-2203 福崎町南田原 457	0790-22-4210
兵庫西農業協同組合　神飾統括部	〒679-2214 福崎町福崎新 145-1	0790-22-5001
神河町社会福祉協議会	〒679-2414 神河町粟賀町 630	0790-32-2303
神崎郵便局	〒679-2499 神河町粟賀町 577-3	0790-32-0050
大河内郵便局	〒679-3199 神河町寺前 256-5	0790-34-0050
神河町商工会	〒679-2413 神河町中村 29	0790-32-0295 0790-32-2355
神河町商工会大河内支所	〒679-3116 神河町寺前 218-1	0790-34-0641
中はりま森林組合	〒679-3116 神河町寺前 251	0790-34-0012

※ この電話番号については、一般公開していないので取扱注意

10　関係市町機関

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
姫路市消防局危機管理室　防災担当	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3	079-223-9593 079-223-9541
福崎町住民生活課	〒679-2280 福崎町南田原 3116-1	0790-22-0560 0790-22-5980
市川町総務課	〒679-2392 市川町西川辺165-3	0790-26-1010 0790-26-1049
相生市企画管理部総務課	〒678-8585 相生市旭1-1-3	0791-23-7126 0791-22-6439
赤穂市市長公室危機管理担当	〒678-0292 赤穂市加里屋81	0791-43-6866 0791-43-6892
宍粟市まちづくり推進部消防防災課	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6	0790-63-3119 0790-63-3064
たつの市総務部危機管理課	〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1	0791-64-3219 0791-63-2594
太子町生活福祉部生活環境課	〒671-1592 太子町鵤1369-1	079-277-1015 079-276-3892
上郡町総務課	〒678-1292 上郡町大持278	0791-52-1111 0791-52-5172
佐用町企画防災課	〒679-5380 佐用町佐用2611-1	0790-82-0664 0790-82-0131
朝来市総務部総務課	〒669-5292 朝来市和田山町東谷213-1	079-672-6115 079-672-4041
多可町生活安全課	〒679-1192 多可町中区中村123	0795-32-4777 0795-32-2349

11　県下消防本部

名　　称	所　在　地	電話 ＦＡＸ
神戸市消防局	〒650-8570 神戸市神戸市中央区加納町 6-5-1	078-332-5738
姫路市消防局	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町 3	079-223-0003 079-222-8222
姫路市中播消防署	〒679-2214 福崎町福崎新 404-2	0790-23-0119 0790-22-0119
姫路市中播消防署北部出張所	〒679-2336 市川町沢 98	0790-28-0119 0790-28-1535
尼崎市消防局	〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1	06-6481-3964
明石市消防本部	〒673-0044 明石市藤江 924-8	078-921-0119
西宮市消防局	〒662-0911 西宮市池田町 13-3	0798-26-0119
淡路広域消防事務組合消防本部	〒656-0021 洲本市塩屋 1-2-32	0799-24-0119
芦屋市消防本部	〒659-8501 芦屋市精道町 7-6	0797-32-2345
伊丹市消防局	〒664-0881 伊丹市昆陽 1-1-1	072-783-0123
豊岡市消防本部	〒668-0055 豊岡市昭和町 4-33	0796-24-1119
加古川市消防本部	〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000	0794-24-0119
西はりま消防組合	〒671-1621 たつの市揖保川町正條 279-1	0791-76-7119
赤穂市消防本部	〒678-0239 赤穂市加里屋 1120-120	0791-43-6881
宝塚市消防本部	〒665-0033 宝塚市伊予志 3-14-61	0797-73-1141
三木市消防本部	〒673-0433 三木市福井 1933-15	0794-82-0119
高砂市消防本部	〒676-0078 高砂市伊保 4-553-1	079-448-0119
川西市消防本部	〒666-0017 川西市火打 1-12-11	072-759-0119
小野市消防本部	〒675-1378 小野市王子町 806-1	0794-63-0119
三田市消防本部	〒669-1543 三田市下深田 396	079-564-0119
篠山市消防本部	〒669-2451 篠山市北 40-2	079-594-1119
丹波市消防本部	〒669-3311 丹波市柏原町母坪 371-1	0795-72-2255
南但消防本部	〒669-5261 朝来市和田山町枚田 436-1	079-672-0119
北はりま消防本部	〒679-0212 加東市下滝野 1269-2	0795-48-3115
美方広域消防本部	〒669-6803 美方郡新温泉町今岡 257-1	0796-92-0119
猪名川町消防本部	〒666-0233 川辺郡猪名川町紫合字古津側山 4-10	072-766-0119

神河町水防計画
（風水害初動対応マニュアル）

第 1 章　　総　　則

この計画は、水防法第３条に基づき同法第１条の目的を達するために、本町管内における台風、又は洪水等による水害事態に対処する適切な水防態勢を確立強化して、これらの災害の警戒防御にあたり、その被害の軽減につとめ、もって民生の安定を図る。

第 2 章　　災害警戒本部機構と組織

１　機　　構

町内における水防を総括するために災害警戒本部を設置し、災害警戒本部室を役場内におく。

ただし、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は災害警戒本部から災害対策本部に移行し、町地域防災計画に基づいて災害対応にあたることとする。

２　組　　織

災害警戒本部組織編成図

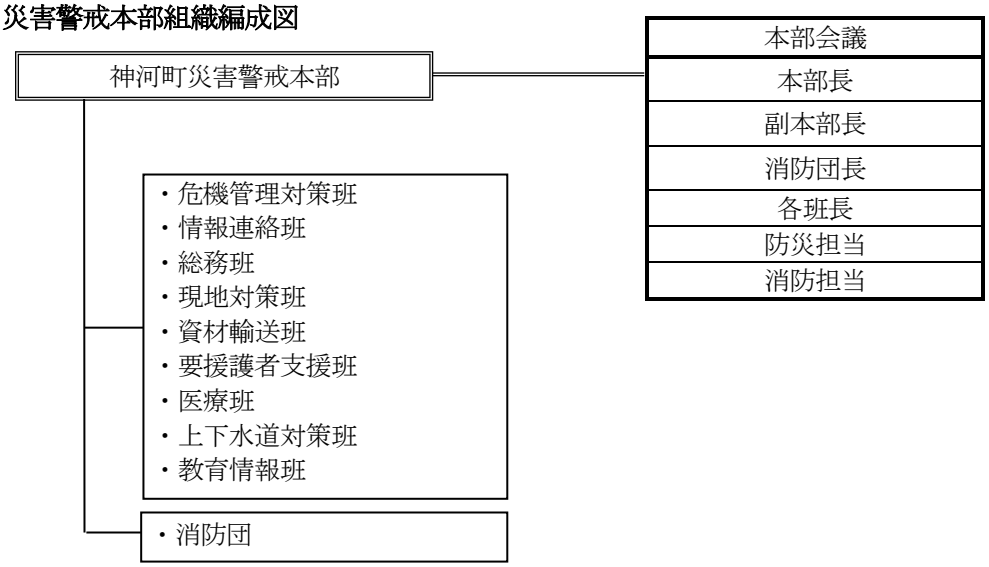

3　事務分掌

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
危機管理対策班	住民生活課	●			1　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること
		●			2　消防団の出動要請に関すること
		●	●		3　防災資機材の調達に関すること
		●	●		4　町内における災害応急対策の総合調整に関すること
		●	●		5　災害応急対策に係る他支町、県、国、県警察、自衛隊との連絡調整に関すること
		●	●		6　役場仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等に関すること
		●	●	●	7　エリアメールに関すること
		●	●	●	8　防災ネットかみかわの活用に関すること
		●	●	●	9　防災会議及び本部会議に関すること
		●	●	●	10 町災害対策（警戒）本部の設置・運営に関すること
		●	●	●	11 業務継続計画の発動及び解除に関すること
		●	●	●	12 災害時受援計画の発動及び解除に関すること
		●	●	●	13 防災行政無線に関すること
		●	●	●	14 フェニックスの活用に関すること
		●	●	●	15 県等への災害報告に関すること
		●	●	●	16 自治組織の連絡調整・支援に関すること
		●	●	●	17 各関係機関との連絡及び調整に関すること
		●	●	●	18 危険物資等の保安対策に関すること
		●	●	●	19 有害物資等の保安対策に関すること
			●	●	20 被災者台帳に関すること
			●	●	21 広域支援の受入場所の確保に関すること
			●	●	22 災害救助法の適用申請事務に関すること
				●	23 水質検査に関すること
				●	24 町営住宅に関すること
				●	25 死体の処理、埋葬に関すること
				●	26 廃棄物、し尿の処理に関すること
				●	27 フェニックス共済に関すること
				●	28 災害復興計画に関すること
				●	29 被災者住宅の再建支援に関すること
				●	30 被災者生活復興資金貸付制度に関すること
				●	31 被災者生活再建支援金に関すること
				●	32 住宅災害復興融資利子補給に関すること
				●	33 災害応急対策の実施状況等の整理に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
総務班	総務課	●			1　避難住民の誘導に関すること
		●	●	●	2　職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関すること
		●	●	●	3　職員の活動支援、安否、補償等に関すること
		●	●	●	4　町の所有に属する財産・車両等の管理等に関すること
		●	●	●	5　広報・広聴に関すること
		●	●	●	6　外国人の保護に関すること
		●	●	●	7　報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
			●	●	8　災害応急対策関係予算その他財産に関すること
			●	●	9　国、地方公共団体等からの視察対応に関すること
			●	●	10 高速道路援助申請証明書の発行
			●	●	11 災害に係る問い合わせ、相談、要望等の応対に関すること
			●	●	12 電算システム、通信設備、ネットワークの点検・確保及び復旧に関すること
			●	●	13 町議会への報告、連絡調整並びに提出資料の整理に関すること
				●	14 人権の擁護に関すること
				●	15 不服申立、争訟等に関すること
				●	16 義援金の募集・配分及び広報活動に関すること
				●	17 義援金配分委員会に関すること
				●	18 兵庫県義援金の取扱いに関すること
情報連絡班	税務課 会計課	●	●		1　気象及び地震等の情報収集・伝達・記録に関すること
		●	●	●	2　写真等による情報の記録・収集等
			●		3　被災情報の収集・提供・記録に関すること
			●		4　人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
			●	●	5　安否情報の収集・提供等に関すること
			●	●	6　家屋の被害調査及び報告に関すること
			●	●	7　家屋の被害調査及び土地等の損害評価調査に関すること
				●	8　町税・諸収入に関すること
				●	9　罹災証明書に関すること
				●	10 被災者への租税等減免に関すること
資材輸送班	地域振興課 地籍課	●	●		1　資機材の配分及び輸送に関すること
		●	●	●	2　食品、生活必需品の給与、確保、記録に関すること
		●	●	●	3　輸送車両の確保及び配車に関すること
			●	●	4　救援物資の集配等に関すること
			●	●	5　費用の出納及び物品の調達に関すること
			●	●	6　運送の計画、手配、運営に関すること
			●	●	7　応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
現地対策班	建設課 ひと・まち・みらい課	●	●		1　消防団の災害応急対応の指示に関すること
		●	●	●	2　道路の状況確認、確保、情報提供に関すること
		●	●	●	3　ライフライン（電気・ガス・電話）の確保に関する連絡調整等に関すること
		●	●	●	4　市街地等の状況把握、対策に関すること
		●	●	●	5　公共土木施設等の状況把握、対策に関すること
		●	●	●	6　農林道の状況確認、確保、情報提供に関すること
		●	●	●	7　危険箇所、支障となる工作物の除去等に関すること
		●	●	●	8　土木資機材等の手配に関すること
		●	●	●	9　道路障害物の除去に関すること
		●	●	●	10 緊急輸送道路に関すること
		●	●	●	11 交通規制に関すること
			●		12 応急公用負担等に関すること
			●		13 応急危険度判定に関すること
			●	●	14 応急仮設住宅等の手配、建設、供与に関すること
			●	●	15 災害における救助に関すること
			●	●	16 災害の応急、復旧等に関すること
			●	●	17 用地の確保、土地の使用・提供等に関すること
			●	●	18 商工業関係の被害調査等に関すること
			●	●	19 観光業、観光客の保護に関すること
			●	●	20 農林水産業に関すること
			●	●	21 家畜防疫、へい獣処理等に関すること
要援護者支援班	健康福祉課	●	●	●	1　災害時要援護者の保護に関すること
		●	●	●	2　避難所の避難者状況の収集・報告に関すること
		●	●	●	3　福祉避難所の開設・運営に関すること
		●	●	●	4　他対策部に属しない生活支援及び保護に関すること
			●		5　社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
			●	●	6　被災者の福祉に係る相談及び情報提供に関すること
			●	●	7　入浴施設、トイレ等の確保、提供に関すること
			●	●	8　被災地における防疫・保健指導等に関すること
			●	●	9　感染症の予防・対策等に関すること
			●	●	10 食品衛生、食中毒防止等に関すること
			●	●	11 住民の健康維持、保健衛生に関すること
			●	●	12 ボランティアに関すること
				●	13 社会福祉施設の復旧に関すること

対策班名	担当課	時期区分			事務分掌
		初動	応急	復旧	
医療班	公立神崎総合病院	●	●	●	1　医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること
		●	●	●	2　福祉避難所（病院）の開設・運営に関すること
		●	●	●	3　入院患者の保健に関すること
			●	●	4　病院施設等の応急・復旧対策に関すること
上下水道対策班	上下水道課	●			1　上下水道施設等の監視及び状況把握に関すること
			●	●	2　上下水道施設等の応急・復旧対策に関すること
			●	●	3　給水対策に関すること
			●	●	4　断水エリアの特定
			●	●	5　応急給水計画の作成、実施
			●	●	6　飲料水の確保及び給水
教育情報班	教育課	●	●	●	1　文教施設等の状況把握、対策、提供に関すること
		●	●	●	2　文化財の保護に関すること
			●	●	3　児童生徒の保護に関すること
			●	●	4　児童生徒の応急教育に関すること（心のケアを含む。）
			●	●	5　保育所園児の保護に関すること
			●	●	6　保育所園児の応急保育に関すること
消防団	消防団本部	●			1　避難住民の誘導に関すること
		●			2　災害時要援護者の避難の補助に関すること
		●			3　消火及び災害の防除、軽減に関すること
		●			4　団員の招集、水防信号及び水防記録に関すること
		●			5　情報の受理及び連絡に関すること
		●			6　本部及び各分団との連絡並びに状況の報告に関すること
		●			7　水防区内を巡視し、量水標、堤防及び要警戒箇所の監視に関すること
		●	●		8　住民への情報伝達及び町内情報の収集に関すること
		●	●		9　河川水位の監視及び報告に関すること
		●	●		10 道路障害物の除去に関すること
		●	●		11 避難住民等の救援の補助に関すること
			●		12 災害における救助に関すること
		●	●	●	13 資材輸送の補助に関すること

第３章　水防計画の運用

１　災害警戒（対策）本部の設置

台風、大雨等により異常事態の発生が予想されるとき、本部長及び副本部長の合議により災害警戒本部を設置する。

本部長が災害警戒本部を設置した場合は、危機管理対策班長から各班長、消防団長等にその旨を伝達する。

各班長、消防団長等は、伝達を受けた場合は直ちに本部長の指揮下に入り、それぞれ事務分担によりいつでも水防活動ができる態勢をとるものとする。

水防第３号指令が発令されかつ大規模の災害の発生が予想されるとき、本部長及び副本部長の合議により災害対策本部を設置する

<table>
<tr><th></th><th>災害の状況</th><th>組織体制</th><th>動員体制</th></tr>
<tr><td>第１号配備</td><td>①災害発生の恐れがあるが、その時間規模等推測困難な段階
②小規模の災害が発生すると予想される場合
③水防第１号指令が発令されたとき
④本部長が当該配備体制の必要を認めたとき</td><td>警戒体制</td><td>所属人員のうち予め定めた人員
主として、情報の収集・伝達等にあたる体制</td></tr>
<tr><td>第２号配備</td><td>①小規模の災害が発生した段階又は中規模の災害が予想される場合
②水防第２号指令が発令されたとき
③本部長が当該配備体制の必要を認めたとき</td><td rowspan="2">災害警戒本部</td><td>所属人員のうち予め定めた人員
主として、災害対策にあたる体制</td></tr>
<tr><td>第３号配備</td><td>①中規模の災害が発生した段階又は大規模の災害が予想される場合
②大規模の災害の発生が予想される気象情報が発令されたとき
③水防第３号指令が発令されたとき
④本部長が当該配備体制の必要を認めたとき</td><td>災害対策本部</td><td>全員
災害応急対策に万全を期してあたる体制</td></tr>
</table>

２　職　務

災害警戒本部が設置されたときは、災害警戒本部組織編成図（P. 1）により配置され、以下のとおりそれぞれの事務分担に就くものとする。

（１）　本部長

本部長は本部業務を掌理する。

（２）　副本部長

副本部長は本部長を補佐する。

（３）　班長

各班長は本部会議又は班長会議における決定事項等を、各所属の副班長に対し指示を行う。

（４）　副班長

副班長は各所属の班員に指揮命令伝達及び状況に応じて現場情報を各所属の班長に報告する。

（５）　消防団長

災害警戒（対策）本部長の命を受け、団員の災害防御活動の総括的な指揮を行う。

（６）　消防団副団長

消防団長を補佐し、団員（担当水防区）の災害防御活動の指揮を行う。

（７）　分団事務

分団長（副分団長）の指揮により、それぞれ災害防御活動を行う。

3　水防区域別一覧表

水 防 区	水　防　区　域
越知谷水防区	新田、作畑、大畑、越知、岩屋
粟賀北水防区	根宇野、山田、中村、粟賀町
粟賀南水防区	福本、貝野、しんこうタウン、寺野、加納、柏尾、東柏尾
大　山水防区	吉冨、杉、大山、猪篠
寺　前水防区	新野、野村、比延、寺前、鍛治
小田原水防区	上岩、高朝田、宮野、南小田、上小田
長　谷水防区	大河、川上、長谷、栗、渕

4　重要水防区域

洪水が公共に及ぼす影響の大きい重要水防区域は、別表令和２年度重要水防区域（要警戒箇所調書）のとおりである。

5　災害警戒本部と消防団との連絡交信

本部との連絡は、電話、無線、口答等により行うが、分団では消防詰所又は公民館等に連絡員を常駐させておくこととする。

連絡電話番号一覧表

連　絡　先	電　話　番　号	備　考
災害警戒本部	34-0969	（代表）
危機管理対策班	34-0963	（住民生活課）
情報連絡班	34-0968・34-0961	（会計課） （税務課）
資材輸送班	34-0960	（地域振興課）
要援護者支援班	32-2421	（健康福祉課）
現地対策班	34-0964	（建設課）

アマチュア無線による連絡（神崎支庁舎）

周　波　数	１４５．５０
コ　ー　ル	ＪＫ３ＺＵＨ

6　記録等の様式

水防状況把握及び記録のため、次により記録し、本部長に報告するものとする。

様式１	降雨量の状況 ――――――――――	情報連絡班
様式２	量水標の状況 ――――――――――	情報連絡班
様式３	水防情報、指令の状況 ――――――――――	情報連絡班
様式４	被害状況調書（管内図添付）（総括表） ――――	情報連絡班
様式５	被害状況調書（管内図添付）（種別用） ――――	情報連絡班
様式６	水防実施状況 ――――――――――	分団・情報連絡班
様式７	資材等受払表（記録用） ――――――――――	資材輸送班
様式８	資材等受払表（掲示用）（参考） ――――――――	資材輸送班
様式１０	水防実施状況報告書 ――――――――――	危機管理班

第 4 章　　水防態勢及び活動

水防活動に関する注意報及び警報の発令があったとき、又は水防活動の必要があると予想されるときに水防態勢に入るものとする。

なお、集中豪雨等の場合、必要があれば水防指令を水防区域毎に発令するものとする。

1　水防指令の定義

神河町災害警戒本部長（町長）等が、町職員及び消防団に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

区　分	発令権限者
水防指令１号	町長
水防指令２号	災害警戒本部長（町長）
水防指令３号	災害警戒（対策）本部長（町長）

なお、水防指令発令権限者が、事故等により登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、登庁した者の中から次の順位で発令することとする。

順位	水防指令１号	水防指令２号	水防指令３号
1	副町長		
2	防災特命参事		
3	住民生活課長		
4	総務課長		
5	建設課長		
6	その場における最高責任者		

2　水防の態勢

連絡員（防災担当課員）は兵庫県から水防指令、水防警報等の連絡を受けたときは、直ちに防災特命参事に連絡を行う。防災特命参事不在のときは、住民生活課長、総務課長、建設課長に連絡を行う。

（1）　準備態勢

① 防災特命参事、住民生活課長、総務課長、総務課財政特命参事、建設課長、防災担当、必要があれば消防団長、消防担当をもって行う。

② 気象情報、雨量、水位を監視しながら、非常配備態勢について検討を行う。

（2）　第１非常配備態勢

① 全管理職及び住民生活課防災担当及び消防担当をもって行う。

② 出動した全管理職は、第１非常配備態勢に掲げる班編成（P30）に分かれ、情報収集を行う。

（3）　第２非常配備態勢（災害警戒本部の設置時期：水防指令２号発令時）

① 全管理職員及び予め出動指示を受けた職員をもって行う。

② 現地対策班の班長は雨量等状況の悪化が予想される場合など事態の推移により課員の招集を行う。

③ 第２非常配備態勢に掲げる班編成(P 31)に分かれ、任務を行う。

④ 本部長は、消防団の出動を命じる。消防団は班長以上が出動し、巡回等を行う。
ただし、特定水防区域において水防活動に従事している団員数が不足する場合は、特例として該当水防区域に属する分団にのみ班長以下の団員の出動を命じることができる。

⑤ 水防指令が該当水防区域（水防区）に発令された場合、該当区域分団は班長以上、また、区域外の分団は分団長及び副分団長による出動態勢をとり、必要があれば班長以上を招集する。

（4） 第３非常配備態勢（災害警戒（対策）本部の設置時期：水防指令３号発令時）

① 第３非常配備態勢に掲げる班編成（P32）に分かれ任務を行う。（全職員・全消防団が出動してこれにあたり、完全な水防態勢とする。）

② 水防指令が該当水防区域（水防区）に発令された場合、該当区域分団は全員の出動態勢をとり、また、区域外の分団は班長以上とし、必要があれば全員の出動態勢をとる。

３ 非常配備につく時期

非常配備につく時期の基準は次のとおりとする。

	配備基準	災害の状況	組織体制
準備態勢	①準備態勢水位（水防団待機水位の８割程度）に達したとき ②土砂災害情報相互システムで既に連続雨量が１００mm以上の雨量を記録し、更に時間雨量が２０mmを越えるとき。または時間雨量が２０mmを越え、なお引き続いて時間雨量が４０mmを予測されるとき ③台風等の接近が予想されるとき ④防災特命参事が当該配備体制の必要を認めたとき	①神戸地方気象台から大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）、洪水警報、暴風警報が発表される恐れのある段階	警戒体制
第１非常配備態勢	①水防指令１号が発令されたとき ※震度４の地震が発生したとき 【自動発令】	①災害発生の恐れがあるが、その時間規模等推測困難な段階 ②小規模の災害が発生すると予想される段階	
第２非常配備態勢	①水防指令２号が発令された場合 ※震度５の地震が発生したとき 【自動発令】	①小規模の災害が発生した段階又は中規模の災害が発生することが予想される段階	災害警戒本部
第３非常配備態勢	①水防指令３号が発令された場合 ※震度６弱以上の地震が発生したとき 【自動発令】	①中規模の災害が発生した段階 ②大規模の災害が発生することが予想される段階	災害対策本部

４　水防指令発令基準

	発　令　基　準
水防指令１号	①神戸地方気象台から気象警報等が発表される恐れがあり、今後の気象情報及び水位に注意と警戒を必要とするとき ②河川の水位が水防団待機（通報）水位に達し、さらに上昇の恐れがあるとき ③土砂災害情報相互システムで既に連続雨量１００mmを観測し、かつ時間雨量が４０mm以上を予測されたとき ④台風等が当地方を通過することが予想されるとき ⑤その他、本部長が第１非常配備体制の必要を認めたとき
水防指令２号	①水防事態が予想され、数時間後に水防活動の必要が予想されるとき ②河川の水位が水防団待機（通報）水位に達し、さらに上昇の恐れがあるとき ③兵庫県中播磨県民センターからの水防警報の「１待機及び２準備」が発せられたとき ④その他、本部長が第２非常配備体制の必要を認めたとき
水防指令３号	①水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり第２非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき ②河川の水位が氾濫注意（警戒）水位に達したとき ③時間雨量が４０mm、連続雨量が２００mmを越え、洪水のおそれが予想されるとき ④気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布図（土砂災害判定メッシュ情報）において、警戒レベル４相当の「非常に危険（薄い紫色）」が発表されたとき ⑤大規模の災害が発生することが予想される気象情報（特別警報等）が発令されるとき ⑥兵庫県中播磨県民センターからの水防警報の「３出動」が発せられたとき ⑦台風等が当地方を直撃することが予想されるとき ⑧その他、本部長が第３非常配備体制の必要を認めたとき

第５章　出　　動

１　出　動

（１）　水防指令２号による出動

・第２非常配備態勢に入る場合の出動指令。
・全管理職及び予め出動指示を受けた職員は役場及び施設へ出動する。
・上記以外の職員は、出動できる準備を整えた上で待機とする。
・消防団員は班長以上が出動とする。
・一部の水防区域を対象に発令された場合は、該当区域の分団は班長以上の出動とし、他の分団は分団長及び副分団長の出動とする。

（２）　水防指令３号による出動

・第３非常配備態勢に入る場合の出動指令
・全職員及び全消防団員は出動とする。
・一部の水防区域を対象に発令された場合は、該当区域の分団は全分団員の出動とし、他の分団は班長以上の出動とする。

上記以外（水防指令発令に関係なく）で消防団各分団において、水防上必要と認めるとき（水防区域に直接被害が予想される時、又は水防区域から出動要請等があった場合）は、分団長（副分団長）から消防副団長を経て本部長の指示により出動するものとする。ただし、緊急を要する場合は、消防副団長に報告後、直ちに出動するものとする。

２　居住者出動（自主防災組織）

本部長は、水防法第２４条に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして応援出動を要請するものとする。

第６章　水防監視

１　雨量・水位計の監視

本部付情報連絡班は、第２非常配備態勢時以降、システム上で雨量・水位計の監視を行い、水位の動向を注視する。

監視するサイトは、以下のとおり。

①【ACTION FOR PA】URL:https://action-pa.wni.co.jp/　（PC 版）
ID：kamikawa-town001　Pass：bosai

②【避難判断システムH29.4 導入　】ログイン⇒警報⇒河川
代表ログイン　ID：00006　Pass：jyuumin

③【神河町ホームページ　神河町防災気象情報サイト】

④【国土交通省　川の防災情報】　http://www.river.go.jp/
河川　　長谷（犬見川合流南）、寺前(寺前橋)、神崎（市場橋北）
雨量　　越知・上越知（越知）、神崎（東柏尾）、足尾（本村）、大河内（上小田）

⑤【県河川監視システム】
越知川　学校橋　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/ochi.html
猪篠川　大山橋　　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/sugi.html
市　川　昭和橋　　http://hyogo.rivercam.info/himeji/detail/terano.html

※上記の③④は兵庫県ＣＧハザードマップ（地域の風水害情報）により閲覧できます。
http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp

≪水位計・河川監視カメラ設置場所≫

	設置箇所	水位計		カメラ		河川名	所在地名	備　考
		町	県	町	県			
01	学校橋 （旧越知谷小学校前）	○		○	○	越 知 川	越知　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
02	観音橋	○		○		越 知 川	中村　地内	町防災気象情報サイト
03	市場橋北		○			越 知 川	東柏尾　地内	県
04	大山橋	○		○	○	猪 篠 川	杉　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
05	犬見川合流南		○			市　　川	長谷　地内	県
06	寺前橋		○			市　　川	鍛治　地内	県
07	昭和橋	○		○	○	市　　川	寺野　地内	町防災気象情報サイト 県河川監視システム
08	渕　　橋	○		○		栃 原 川	渕　地内	町防災気象情報サイト
09	蛍　　橋	○		○		犬 見 川	長谷　地内	町防災気象情報サイト
10	日 和 橋	○		○		小田原川	南小田　地内	町防災気象情報サイト

※町河川監視カメラの映像は、ケーブルテレビ放送のみ。

≪雨量計の位置≫

名称		所在地名	近接河川	監視サイト
1	寺前	神河町役場（神河町寺前 64）	小田原川・市川	町防災情報サイト
2	新田	新田ふるさと村（新田 340-1）	奥越知川	町防災情報サイト
3	上越知	神河町越知 724-2	越知川	国土交通省川の防災情報
4	越知	神河町越知 402-5	越知川	国土交通省川の防災情報
5	根宇野	グリーンエコー笠形（根宇野 1019-13）	越知川	町防災情報サイト
6	神崎	市場橋下流右岸	越知川	国土交通省川の防災情報
7	貝野	しんこうタウン（貝野 240-4）	市川・越知川	町防災情報サイト
8	猪篠	ヨーデルの森（猪篠 1868）	猪篠川	町防災情報サイト
9	宮野	宮野橋（宮野 262）	小田原川	町防災情報サイト
１０	上小田	旧上小田小学校（上小田 362）	小田原川	町防災情報サイト
１１	大河内	神河町上小田 786	小田原川	国土交通省川の防災情報
１２	川上	旧川上小プール横（川上 483）	犬見川	町防災情報サイト
１３	足尾	足尾谷川横（長谷 288-3）	犬見川	国土交通省川の防災情報

2　量水標の監視

（1）　量水標の監視は、第２非常配備態勢以降に消防団各分団員が行う。

この場合においては、水位の監視・報告は１時間毎に行うこととする。**ただし量水標表示水深が水位上昇時『橋げた又は高水位からが１m』に河川水位が達して以降の監視、報告は３０分毎とする。**（量水標表示水深が水位が下がり始め『橋げた又は高水位からが１m』以上となれば、監視報告は１時間毎とする。）

量水標の報告要領は、量水標表示水深に達していない場合は**「設置箇所と通報分団名を報告した後、〇〇時〇〇分現在、量水標表示水深以下です。」**と報告し、表示水深に達して以降は**「設置箇所と通報分団名を報告した後、〇〇時〇〇分現在、橋げた又は高水位まで〇〇m〇〇㎝の水位です。」**と報告する。

※目盛りは５０㎝ となっており、例えば水位が１ｍ５０㎝と２ｍの間にある場合は、橋げた又は高水位まで１ｍ〇〇㎝と報告ください。この場合の〇〇㎝はおおよその数字で結構です。

（2）　水位が減じ、量水標表示水深以下となった場合は「**設置箇所と通報分団名を報告した後、〇〇時〇〇分現在、量水標表示水深以下です。**」と報告し、以降表示水深を水位が上回るまで報告の必要は無しとする。

報告先はNTT３４－０９６１・０９６８災害警戒（対策）本部情報連絡班へ

3　堤防等の監視

分団員は降雨のとき、随時自己の担当する区域の堤防を巡視して水防及び水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を分団長、消防副団長を経て、本部長に報告する。

4　非常時の監視

（1）　分団員は、出水時においては、消防副団長又は分団長の命によって堤防及び樋門を監視する。

（2）　分団員は、堤防決壊等の原因となる箇所を調査し、その状況を分団長、消防副団長を経て、本部長に急報する。

（３）　通行支障箇所の発見と相互の連絡

通行に支障を来す箇所を発見したときは、直ちに分団長、消防副団長を経て本部長に急報し、各機関並びに警察署と相互に連絡を保つ。

報告先はNTT３４－０９６１・０９６８　災害警戒（対策）本部情報連絡班へ

≪量水標の設置場所≫

	設置箇所	河川名	所在地名	表示水深	監視部
01	俵野橋上流右岸	越 知 川	新田地内	**高水位まで２.０ｍ**	越知谷分団
02	田中橋上流右岸	越 知 川	作畑地内	**高水位まで１.５ｍ**	越知谷分団
03	井根橋下流右岸	越 知 川	作畑地内	**高水位まで１.５ｍ**	越知谷分団
04	森橋右岸橋台	越 知 川	大畑地内	**橋げたまで１.５ｍ**	越知谷分団
05	ふれあい橋上流左岸	越 知 川	大畑地内	**橋げたまで２.０ｍ**	越知谷分団
06	学校橋左岸上流	越 知 川	越知地内	**高水位まで２.０ｍ**	越知谷分団
07	宮の谷橋下流左岸	越 知 川	岩屋地内	**高水位まで１.５ｍ**	越知谷分団
08	茶ノ木原橋橋脚	越 知 川	岩屋地内	**橋げたまで２.０ｍ**	越知谷分団
09	神明橋下流左岸	越 知 川	根宇野地内	**高水位まで２.０ｍ**	根宇野部
10	野尻谷橋橋脚（左岸側）	越 知 川	根宇野地内	**橋げたまで２.０ｍ**	根宇野部
11	山田橋下流左岸	越 知 川	山田地内	**高水位まで２.０ｍ**	山田部
12	観音橋上流左岸	越 知 川	中村地内	**高水位まで１.０ｍ**	中村部
13	しんこう大橋下流左岸	市　　川	貝野地内	**高水位まで２.０ｍ**	貝野部
14	排水ゲート口下流右岸	越 知 川	貝野地内	**高水位まで２.０ｍ**	貝野部
15	粟賀大橋直下右岸	越 知 川	加納地内	**高水位まで２.０ｍ**	貝野加納部
16	中井堰上流右岸	越 知 川	加納地内	**高水位まで２.０ｍ**	貝野加納部
17	昭和橋橋脚	市　　川	寺野地内	**橋げたまで３.０ｍ**	寺野部
18	観音橋橋脚	越 知 川	吉冨地内	**橋げたまで２.０ｍ**	吉冨部
19	段床橋橋脚（左岸側）	猪 篠 川	吉冨地内	**橋げたまで２.０ｍ**	吉冨部
20	久子橋下流右岸	猪 篠 川	吉冨地内	**高水位まで２.０ｍ**	吉冨部
21	中所橋上流左岸	猪 篠 川	大山地内	**高水位まで１.０ｍ**	大山部
22	比延橋橋台側面右岸	小田原川	比延地内	**橋げたまで２.０ｍ**	比延部
23	住石事務所前右岸	市　　川	鍛治地内	**高水位まで２.０ｍ**	鍛治部
24	第一栗谷橋上流左岸	小田原川	上岩地内	**高水位まで２.０ｍ**	上岩部
25	新田橋橋脚（右岸側）	小田原川	高朝田地内	**橋げたまで２.０ｍ**	高朝田部
26	宮野橋上流左岸	小田原川	宮野地内	**橋げたまで２.０ｍ**	宮野部
27	日和橋上流右岸	小田原川	南小田地内	**橋げたまで１.０ｍ**	南小田部
28	抜居橋下流右岸	小田原川	上小田地内	**橋げたまで３.０ｍ**	上小田部
29	福井橋上流左岸	市　　川	大河地内	**高水位まで２.０ｍ**	大河部
30	蛍橋上流左岸	犬 見 川	大川原地内	**高水位まで２.０ｍ**	長谷部
31	為信橋橋脚	市　　川	為信地内	**橋げたまで３.０ｍ**	長谷部
32	栗橋下流左岸	市　　川	栗地内	**高水位まで２.０ｍ**	栗渕部
33	渕橋橋脚（左岸側）	栃 原 川	渕　地内	**橋げたまで２.０ｍ**	栗渕部

第 7 章　水 位 の 報 告

本部付情報連絡班は、第２非常配備態勢時以降、水位計による水位が下記の各項となった場合は、危機管理対策班を経て本部長に報告するものとする。

（１）　水防団待機（通報）水位に達したとき
（２）　氾濫注意（警戒）水位に達したとき
（３）　避難判断（特別警戒）水位に達したとき
（４）　氾濫危険（危険）水位に達したとき
（５）　上記の各水位を下回ったとき

水防団待機（通報）水位等

水位計名称	設置箇所	水　位（m）					
		準備態勢	水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）※高齢者等避難	氾濫危険（危険）※避難指示	氾濫水位
01	学校橋（旧越知谷小学校前）	1.10	1.30	1.80			
02	観音橋	1.90	2.30	3.00	(3.10)	(3.80)	(4.20)
03	市場橋北	1.40	1.70	2.40	2.50	3.70	4.70
04	大山橋	0.90	1.10	1.60			
05	犬見川合流南	2.00	2.50	3.60			
06	寺前橋	1.60	1.90	2.70	2.80	3.60	3.90
07	昭和橋	1.60	1.90	2.50	2.60	3.30	3.90
08	渕橋	1.10	1.30	1.80			
09	蛍橋	1.10	1.30	1.80			
10	日和橋	1.20	1.50	2.15			

第 8 章　情報連絡及び広報

1　情報連絡

水防に関する気象予報・警報の収集、水防活動に必要な指揮命令の伝達水防関係機関との連絡調整の迅速、確実を期するものとする。

2　広報

水防に関する情報について、報道機関、町民等に公表、広報するものとする。

（１）ＣＡＴＶによる気象情報の提供

水防指令１号発令から解除までの間、ＣＡＴＶにより住民向けに気象情報等の情報を提供する。

（２）指定緊急避難場所における公衆無線 LAN の開放

センター長谷、越知谷アクティブセンター、神崎小学校体育館、神河中学校体育館、寺前小学校体育館、旧南小田小学校体育館において指定緊急避難場所及び指定避難所として開設してから閉鎖するまでの間、公衆無線 LAN（00000JAPAN）を開放するものとし、避難者が気象情報等を入手しやすいようにする。

第 9 章　避　　難

洪水等による水防事態により著しい危険が予想されると認められるときは、本部長は、必要と認める区域の居住者に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令することができる。

1　避難指示等発令の時期

判断基準は次のとおりとし、状況により本部長が判断する。

警戒レベル	避難情報等	発令基準
警戒レベル 1	早期注意情報	気象庁発表
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁発表
警戒レベル 3	高齢者等避難	1　河川が避難判断（特別警戒）水位に達し、さらに水位上昇が予想されるとき 2　土砂災害判定メッシュ情報で危険度が『警戒（赤色）』を示し、大雨警報（土砂災害）がでたとき
警戒レベル 4	避 難 指 示	1　河川が氾濫危険（危険）水位に達すると予想されるとき 2　今後、時間雨量 50 ㎜以上の強雨が継続すると予想されるとき 3　大雨による特別警報が出されたとき 4　更に、当該地域または土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合 5　気象庁ＨＰの土砂災害判定メッシュ情報で危険度が『警戒（紫色）』を示し、土砂災害警戒情報が出されたとき 避難指示発令後、以下の基準に達した場合、再度避難を促すこととする。 6　河川が氾濫水位に達すると予想されるとき 7　今後、時間雨量 50 ㎜以上の強い雨が継続すると予想され、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるとき 8　気象庁ＨＰの土砂災害判定メッシュ情報で危険度が『警戒（濃い紫色）』を示したとき
警戒レベル 5	緊急安全確保	1　決壊や、越水・溢水が発生した場合 2　土砂災害が発生した場合

本部長が勧告及び指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知しなければならない。

※　水位の基準は市川（寺前水位局）、越知川（神崎水位局）、越知川（観音橋水位局）

避難範囲：市川（寺前水位局）

貝野、しんこうタウン、寺野、柏尾、野村、比延、鍛治、大河

越知川（神崎水位局）

中村、粟賀町、福本、貝野、しんこうタウン、寺野、柏尾、加納、東柏尾

越知川（観音橋水位局）

根宇野、山田、中村、粟賀町、福本

※　土砂災害判定メッシュ情報での避難範囲は 1km メッシュの範囲にある区とする。

2　避難指示等の解除の時期

①土砂災害　土砂警戒情報が解除され、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ災害の危険性を総合的に判断する。

②洪　水　　水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

③地　震　　余震等が減少し、新たな家屋等の倒壊や崖崩れの恐れがないと判断したとき。

3　指定緊急避難場所・指定避難所（町・県施設）

NO	施設・場所名	連絡先	指定緊急避難場所	指定避難所	対象とする異常な現象の種類			
			収容人数（算定基準2㎡/人）	収容人数（算定基準3.3㎡/人）	洪水又は内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事
1	新田ふるさと村管理棟	33-0870	48人		○	○	○	○
2	越知谷アクティブセンター	32-0300	422人	256人	○	○	○	○
3	神崎体育センター	32-1681	527人	318人	○	○	×	○
4	神崎小学校	32-0025	407人	246人	○	○	○	○
5	神崎高校体育館	32-0209	480人		×	×	○	○
6	神河中学校	34-0030	481人	291人	○	○	○	○
7	寺前小学校	34-0024	332人	201人	○	○	○	○
8	旧南小田小学校体育館	34-0001	210人		○	○	○	○
9	長谷小学校	35-0012	219人	133人	×	×	○	○
10	町民体育館	35-0740	534人	323人	×	×	○	○
11	センター長谷（２階部分のみ）	35-0001	112人	66人	○	○	×	○

4　指定緊急避難場所（集落施設）

NO	施設・場所名	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類			
		収容人数 （算定基準2㎡/人）	洪水又は内水氾濫	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事
1	新田公民館	53人	2階のみ指定	2階のみ指定	×	○
2	作畑秀峰館	58人	○	○	○	○
3	作畑観音堂	12人	×	×	×	○
4	大畑コミュニティーセンター	102人	×	×	×	○
5	越知公民館	60人	○	○	○	○
6	岩屋公民館	70人	×	×	○	○
7	センター根宇野	168人	×	×	×	○
8	山田区新生館	108人	○	○	○	○
9	中村ドリームホール	205人	○	○	○	○
10	粟賀町公民館	123人	×	○	×	○
11	福本揚羽ホール	213人	×	×	○	○
12	貝野営農センター	46人	×	○	○	○
13	寺野公民館	87人	2階のみ指定	○	○	○
14	柏尾ふれあい館	55人	×	×	○	○
15	加納営農センター	50人	○	○	○	○
16	東柏尾集落センター	72人	×	×	○	○
17	吉冨集落センター	88人	○	○	○	○
18	天理教神崎大教会	129人	○	○	×	○
19	杉営農センター	76人	×	×	○	○
20	天理教神大分教会	245人	○	2階のみ指定	現神殿建物のみ指定	○
21	大山なかよし会館	83人	×	○	○	○
22	猪篠集落センター	87人	×	×	×	○
23	新野公民館	55人	×	×	○	○
24	野村集会所	76人	○	○	○	○
25	野村多目的集会所	102人	2階のみ指定	○	○	○
26	比延ふれあい集会所	20人	○	○	○	○
27	比延公民館	36人	×	×	○	○
28	地域交流館（寺前）	84人	○	○	○	○
29	鍛治中央集会所	64人	×	×	○	○
30	大河構造改善センター	68人	×	×	○	○
31	上岩憩いの館	14人	○	○	○	○
32	上岩多目的集会所	40人	○	○	○	○
33	高朝田集落農事集会所	57人	○	○	○	○
34	宮野公民館	85人	×	×	○	○
35	南小田農村環境改善センター	83人	○	○	○	○
36	上小田活動促進センター	58人	×	×	○	○
37	川上文化会館	76人	○	2階のみ指定	○	○
38	大川原集会所	50人	×	×	○	○
39	本村公民館	78人	×	×	○	○
40	赤田多目的集会所	16人	×	×	○	○
41	重行集会所	20人	×	×	○	○
42	為信公民館	15人	○	○	○	○
43	峠公民館	31人	○	○	○	○
44	栗区公民館	41人	2階のみ指定	○	○	○
45	渕公民館	30人	×	×	○	○

5　福祉避難所

避難所名称	受入人数	施設種類	電話番号
特別養護老人ホームうぐいす荘	10 人	高齢者	32-2257
特別養護老人ホームあやめ苑	10 人	高齢者	34-1800
ｱｷﾀｹﾒﾃﾞｨｶﾙ「さくら」介護ｾﾝﾀｰ	5 人	高齢者	32-3690
介護老人保健施設かみかわ	5 人	高齢者	31-3880
Resort　によん in　かみかわ	5 人	高齢者	34-1824
公立神崎総合病院	10 人	病弱者、乳児及び妊産婦	32-1331

6　避難実施上の注意事項

（1）各集落区長は防災無線放送と消防副団長や分団長の指示により、避難を実施するものとする。
（2）避難の際は火の元の後始末を確実にして防火上の注意を周知徹底するものとする。
（3）避難が長期にわたるときは、本部長は避難者の居所及び食事の給与を考慮するものとする。

7　指定緊急避難場所の開設・運営

（1）開設時期

①台風など雨風等が強くなることが事前に予想できる場合に、自主避難のために指定緊急避難場所を開設すると決めたとき。

②町が水防指令発令後に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を出すと決めたとき。

③当町で震度６以上の地震が発生した場合（自動）。

※下記の避難場所のみ

開設可能避難場所：越知谷アクティブセンター、神崎小学校、神河中学校、寺前小学校、旧南小田小学校

注）長谷小学校及び町民体育館は崖崩れの可能性があるため開設は保留。

※地震発生時に避難場所としない指定緊急避難場所　神崎体育センター、センター長谷、

理由：神崎体育センターは耐震補強必要、センター長谷は耐震診断未実施のため。

④当町で震度５以上の地震が発生し、避難場所の開設が必要と判断したとき。

開設可能避難場所：越知谷アクティブセンター、神崎小学校、神河中学校、寺前小学校、旧南小田小学校

注）長谷小学校及び町民体育館は崖崩れの可能性があるため開設は保留。

※地震発生時に避難場所としない指定緊急避難場所　神崎体育センター、センター長谷、

理由：神崎体育センターは耐震補強必要、センター長谷は耐震診断未実施のため。

（2）閉鎖の時期

避難場所の閉鎖は、避難指示等の解除以降で各避難場所の避難者が全員帰宅した時点でそれぞれ閉鎖とする。

閉鎖時は本部に報告を行うものとする。

（3）職員派遣命令

前頁７（１）①～④で避難場所を開設する際は、下記の指令を発令し職員を派遣する。

①避難場所開設指令１号　（前頁７（１）①の場合）

・台風接近時など事前に自主避難のために指定緊急避難場所を開設する場合。副班長及び施設管理者を除く指名された管理職員が指定避難場所を開設、運営する。

②避難場所開設指令２号　（前頁７（１）②③④の場合）

・台風接近時など事前に自主避難のために指定緊急避難場所が既に開設されており、前派遣者から引継ぎ避難場所の運営に当たる場合。

各避難場所の担当である班の班長に、指名された職員が指定避難場所を運営する。

・水防指令３号発令後に指定緊急避難場所を開設する場合。

各避難場所の担当である班の班長に、指名された職員が指定避難場所を運営する。

③上記で派遣された職員を引き継ぐ職員の派遣を行う場合は、発令済みの指令枝番号に１を加え発令する。この場合の派遣職員についても、各避難場所の担当である、班の班長に指名された職員が指定避難場所を運営する。

（４）避難場所での業務

①　避難者名簿の作成、避難場所開設、避難者数の報告

（報告先 → 要援護者支援班　32-2421）

報告事項　ア）避難者の世帯数及び人数　⇒　１時間毎に増減を報告。

但し避難者が無い場合は報告不要。

イ）閉鎖時間

②　避難スペースの設定（学校の場合は基本的に体育館となっています。）

③　食事・毛布の配布（町から配達します）

④　特設公衆電話の設置

⑤　防災無線の設置

※越知谷アクティブセンターは設置済のため不要。

⑥　テレビの設置

※越知谷アクティブセンター、旧南小田小学校体育館、センター長谷２階

８　疾病者の収容施設

（収容の方法）

水防活動中の消防団員及び避難中の住民の中で疾病者が出た場合、分団長は危機管理対策班へ連絡のうえ、本部長及び病院長の承認を得て収容するものとする。ただし、入院患者以外の病室を用いるものとする。

病院及び診療所名	収容可能人員	所在地
公立神崎総合病院	155 人（入院患者含む）	神河町粟賀町 385

第 １０ 章　　水防情報の伝達

水防情報に関する情報伝達は次のとおりとする。

（１）水防指令の発令

指　令　名	伝　達　手　段	サイレン	伝　達　内　容（例）
準備態勢	・電話（該当職員のみ） ・メール（該当職員のみ）	無	○○川の水位が準備態勢水位に到達し、引き続いて時間雨量 20ｍｍ以上の降雨が予測されているため準備態勢に入ります。
水防指令１号	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （お知らせメール） ・電話、メール（職員のみ）	無	○○川の水位が水防団待機水位に到達し、今後も台風○○号の接近が予想されますので、警戒体制を設置しました。 ○○時○○分に水防指令１号を発令し、第１非常配備態勢に入ります。 役場管理職員は、直ちに出動して下さい。 ～繰り返す～
水防指令２号	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール） ・電話（職員のみ）	有	○○川の水位が水防団待機水位に到達し、台風○○号の接近に伴い、今後も水位の上昇が予想されますので、警戒体制から災害警戒本部に移行しました。 ○○時○○分に水防指令２号を発令し、第２非常配備態勢に入ります。 役場指名職員及び消防団の班長以上は、直ちに出動し任務について下さい。 ～繰り返す～
水防指令３号	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール） ・電話（職員のみ）	有	○○川の水位が氾濫注意水位に到達し、今後も水位の上昇が予想されます。引き続き災害警戒本部を継続します。 ○○時○○分に水防指令３号を発令し、第３非常配備態勢に入ります。 役場全職員及び全消防団員は、直ちに出動し任務について下さい。 ～繰り返す～

※職員は参集に３０分以上かかる場合や参集できない場合、第１非常配備態勢においては総務課長に、第２非常配備態勢以降は各課長に連絡をいれることとする。また、各課長は参集が遅れている（概ね３０分以上）職員については、その安否も含め連絡を取ることとする。

（2）避難指示等の発令

	伝　達　手　段	サイレン	伝　達　内　容
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール）	有	①緊急放送、緊急放送、警戒レベル 3、高齢者等避難開始。（2 回繰り返す。） ②こちらは、神河町災害警戒本部です。 ○○川が氾濫する恐れのある水位に近づいています。お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始して下さい。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。 ～②から繰り返す。～
避難指示 【警戒レベル 4】	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール）	有	①緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難開始。（2 回繰り返す。） ②こちらは、神河町災害警戒（対策）本部です。 ○○川が氾濫する恐れのある水位に到達したので、避難指示を発令します。 速やかに全員避難して下さい。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。 ～②から繰り返す。～
	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール） ※避難指示発令後、再度避難を促す場合	有	①こちらは、神河町災害警戒（対策）本部です。 ○○川が堤防を越える恐れがあり、洪水が発生する可能性が高まっています。 未だに避難できていない方は、緊急に避難して下さい。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。 ～繰り返す。～
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	・防災行政無線 ・防災ネットかみかわ （エリアメール）	有	①緊急放送、緊急放送、警戒レベル 5、命を守る最善の行動を取ってください。（2 回繰り返す。） ②こちらは、神河町災害対策本部です。 ○○地区で○○川の堤防から水が溢れ出しました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。 ○○地区を避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の 2 階など、安全な場所に避難して下さい。 ～②から繰り返す。～

（3）水防に用いる信号は次のとおりとする。

区　　分	サイレン信号	警鐘信号
水防指令２号信号	５秒　○　５秒　○　５秒　○ １５秒　１５秒	○休止○休止○休止
水防指令３号信号	５秒　○　５秒　○　５秒　○ ６秒　６秒	○○○休止○○○休止
居住者出動信号	１０秒　○　１０秒　○　１０秒　○ ５秒　５秒	○○○○休止○○○○休止
避　難　信　号	１分　○　１分　○ ５秒	乱　　打
※１　信号は適宜の時間吹鳴する。 ※２　必要があればサイレン信号及び警鐘信号を併用する。 ※３　危険があるときは、電話又は口答を持って伝達する。		

水防指令２号信号　量水標が水防団待機（通報）水位に達したことを知らせるもの（２号指令）
水防指令３号信号　消防機関に属するものが直ちに出動すべきことを知らせるもの（３号指令）
居住者出動信号　当該水防区域に居住する者が出動すべきことを知らせるもの　（居住者出動）
避　難　信　号　必要と認める区域内の居住者に避難を知らせるもの

（3）本部及び各班との情報伝達は次のとおりとする。

① 一般住民等からの通報及び各班からの報告は、情報連絡班で対応し、受けた情報の内容に応じて各班へ情報を防災情報システムで伝達する。

② 要請を受けた班長は、要請に対する対応内容を検討し、班員に指示する。

③ ②で指示を受けた班員は、随時、所属班長にＩＰ無線等を用いて対応状況等を伝達する。

④ 班長は、③で受けた対応状況等の情報を、本部へ防災情報システムで報告する。

防災情報システム　ログインID・パスワード一覧

班名	課名	ログインID（課コード）	ログインパスワード	備考
災害対策本部	災害対策本部	00001	saitai2	防災GIS(発令判断)利用時は　パスワード：saitai1　を使用。 ＩＰ無線：2台
	三役	00002	kamikawa	
総務班	総務課	00003	soumu	
	議会事務局	00012	gikai	
情報連絡班	住民生活課	00006	jyuumin	IP無線：5台
	税務課	00007	zeimu	
現地対策班	ひと・まち・みらい課	00004	hitomachi	IP無線：7台
	地域振興課	00005	chiiki	
	建設課	00009	kensetu	
資材輸送班	会計課	00008	kaikei	IP無線：3台
	地籍課	00014	chiseki	
要援護者支援班	健康福祉課	00011	kenkou	
上下水道対策班	上下水道課	00010	suidou	IP無線：3台
教育情報班	教育課	00013	kyouiku	

第 11 章　輸　　送

輸送力は、次のとおりとする。

庁 用 自 動 車 一 覧 表

令和3年4月22日

番号	車 両 名	車 両 名	分類番号	記号	登録番号	初年度登録年月	自動車の種別	乗車定員	管理課
1	危機管理対策班	指令車ﾌｫﾚｽﾀｰ	800	す	6670	平成30年 2月	普通	5人	住民生活課
2		指令車ﾃﾞﾘｶ	832	て	119	令和2年 9月	普通	8人	住民生活課
3	総務班	ｸﾗｳﾝ	301	た	5860	令和2年 9月	普通	5人	総務課
4		ｶﾑﾘ	300	ゆ	7134	平成26年 5月	普通	5人	議会事務局
5	資材輸送班	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ	400	つ	9608	平成13年 8月	小型	3(6)人	集中管理
6		ｴﾌﾞﾘｲMT	480	え	970	平成19年 3月	軽自動車	2(4)人	集中管理
7		ｴﾌﾞﾘｲNo.1	480	せ	9837	平成27年 5月	軽自動車	2(4)人	集中管理
8		ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	480	そ	8612	平成28年 4月	軽自動車	2人	集中管理
9		軽ﾀﾞﾝﾌﾟ	480	て	6812	令和2年 5月	軽自動車	2人	集中管理
10		ﾃﾞｭﾄﾛ	800	す	1147	平成21年 9月	普通	3人	集中管理
11	現地対策班	ﾗﾝｸﾙ	800	さ	2294	平成12年12月	普通	2(5)人	建設課
12		ﾗﾝｸﾙ	100	さ	7020	平成16年 8月	普通	(5) 2(5)人	建設課
13		ﾗﾝｸﾙ	800	す	4013	平成14年10月	普通	5人	建設課
14		ﾗﾝｸﾙ	800	す	7085	平成16年 5月	普通	(2) 2(5)人	建設課
15		ﾗﾝｸﾙ	800	す	7125	平成16年 4月	普通	(2) 2(5)人	建設課
16		ｼﾞﾑﾆｰ	580	ひ	1817	平成24年 2月	軽自動車	4人	地籍課
17		ｼﾞﾑﾆｰ	580	も	9094	平成26年 2月	軽自動車	4人	地籍課
18		ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	480	そ	3681	平成27年10月	軽自動車	2(4)人	建設課
19		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.1	480	そ	613	平成27年 6月	軽自動車	2人	集中管理
20		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.2	480	そ	8613	平成28年 4月	軽自動車	2人	集中管理
21		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.3	480	ち	8248	平成30年 5月	軽自動車	2人	集中管理
22	教育情報班	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	480	そ	3372	平成27年10月	軽自動車	2(4)人	集中管理
23		ﾑｰｳﾞ	50	ゆ	2882	平成13年 5月	軽自動車	4人	集中管理
24		ｴﾌﾞﾘｨAT	480	え	969	平成19年 3月	軽自動車	2人	中央公民館
25	上下水道対策班	ﾊｲｾﾞｯﾄﾀﾞﾝﾌﾟ	480	き	7729	平成21年 5月	軽自動車	2人	上下水道課
26		ﾊｲｾﾞｯﾄﾘﾌﾄ	480	け	3320	平成22年10月	軽自動車	2人	上下水道課
27		ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸJ	480	さ	120	平成24年 5月	軽自動車	2人	上下水道課
28		ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	480	せ	1704	平成26年 7月	軽自動車	2(4)人	上下水道課
29		ｷｬﾝﾀｰﾀﾞﾝﾌﾟ	11	ま	4453	平成10年 1月	普通	3人	上下水道課

30	要援護者支援班	ハイゼットバン	480	ち	3069	平成29年 10月	軽自動車	2(4)人	健康福祉課
31		ムーヴ	51	く	3899	平成16年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
32		ムーヴ	51	く	3900	平成16年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
33		ムーヴ	581	に	9422	令和2年 6月	軽自動車	4人	健康福祉課
34		ミラ	580	い	4075	平成17年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
35		アトレー	880	あ	1977	平成29年 8月	軽自動車	4人	健康福祉課
36		ミライース	581	た	584	平成30年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
37		ミライース	581	て	1726	平成31年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
38		ミライース	581	て	1727	平成31年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
39		ミライース	581	に	7250	令和2年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
40		カローラフィールダー	500	て	2697	平成13年 4月	小型	5人	健康福祉課
41	避難者輸送用	エスティマ	301	さ	5311	平成29年 6月	普通	8人	集中管理
42		ハイエース(宝くじ号)	300	も	7911	平成24年11月	普通	10人	集中管理
43	避難場所移動用	サクシード	500	は	3319	平成15年 6月	小型	5人	集中管理
44		アクア	501	は	2531	平成29年 5月	小型	5人	集中管理
45		ヴィッツ	501	ふ	9898	令和1年 7月	小型	5人	集中管理
46		プリウス'09	300	ま	4099	平成21年 6月	普通	5人	集中管理
47		日赤ADバン	400	と	2304	令和2年 2月	小型	2(5)人	集中管理
48		日赤箱バン	480	と	3231	令和3年 3月	軽自動車	2(4)人	集中管理
49		ジムニー	50	を	312	平成14年 5月	軽自動車	4人	集中管理
50		サンバー(消費者号)	480	け	6586	平成23年 2月	軽自動車	2(4)人	住民生活課
51		ジムニー	580	も	9095	平成26年 2月	軽自動車	4人	地籍課
52		ジムニーAT	581	あ	8573	平成27年 2月	軽自動車	4人	地籍課
53		ハイエース4WD	301	せ	1441	平成30年 8月	普通	10人	集中管理

第 １２ 章　　警察との協定

水防業務が円滑に推進されるために、次の点に合意協定する。

（１）　警戒区域の設定　　（水防法第２１条）

（２）　警察官の援助要求　　（水防法第２２条）

（３）　水防通信（警察通信施設の使用）　　（水防法第２７条）

（４）　立退きの指示（避難指示）　　（水防法第２９条）

第１３ 章　　隣接水防管理者その他との協力及び応援

１　水位の通報

水防管理団体	位　置	通信方法	電話番号
市川町水防本部	市川町	電話連絡	0790-26-1010
福崎町水防本部	福崎町	電話連絡	0790-22-0560
姫路市水防本部	姫路市	電話連絡	079-223-9593

２　応援について

他の水防管理団体との相互応援については次のとおりである。

受　援　予　定　連　絡　方　法					
水防管理団体	箇所	人員	第１通信経路	第２通信経路	第３通信経路
市川町水防本部	貝野、寺野、新野、野村	50	電話連絡	7-442-51	警察無線

※7-442-51 は衛星電話番号

赴　援　予　定　連　絡　方　法					
水防管理団体	箇所	人員	第１通信経路	第２通信経路	第３通信経路
市川町水防本部	鶴居地区	50	電話連絡	7-442-51	警察無線

第 １４章　　堤防決壊の通知

１　通報先は次のとおりである。

連絡先	通報担当者	連絡方法				備考
		第1通信経路	第2通信経路	第3通信経路	第4通信経路	
県土整備部土木局河川整備課	水防本部	078-362-3571	7-151-4415	警察無線	Ｌアラート	
姫路土木事務所	河川砂防課	079-281-9484	7-173-522	警察無線	Ｌアラート	河川のみ
福崎警察署		0790-23-0110			Ｌアラート	
市川町水防本部	水防本部	0790-26-1010	7-622-52	警察無線	Ｌアラート	

第 １５ 章　　水　防　設　備

１　水防倉庫の位置

（１）　本部防災倉庫（神河町役場庁舎裏）
（２）　神崎水防倉庫（神崎支庁舎）
（３）　長谷水防倉庫（センター長谷）
（４）　越知水防倉庫（越知消防器具庫隣）

2　資　　材

分団長は、資材の必要が生じたときは、本部長に必要量を申し出るものとする。なお、資材等の備蓄状況は次のとおりである。

令和４年１月 25 日現在

	土のう袋 枚	なわ 巻	杭 本	番線 本	ロープ m	玄翁 丁	掛矢 丁	スコップ 丁	ノコギリ 丁	なた 丁	じょれん 丁	つるはし 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁
本部防災倉庫	9,200					3	3	21			20	7		
神崎水防倉庫	2,400	10	200	400	90		3	8						
長谷水防倉庫	600													
越知水防倉庫	1,600	6	200	400	60		10	10	5	5	10	10	5	1

	クリッパー 丁	バール 丁	チェンソー 台	油圧カッター（手動式） 台	パワーカッター 台
本部防災倉庫	1		6	1	5
神崎水防倉庫		1			
長谷水防倉庫					
越知水防倉庫	5	6			

土のう用砂集積場（本　　部）：本部防災倉庫、山田浄水場

〃　　（分　　団）：新田、作畑、大畑、越知、岩屋、根宇野、粟賀町、福本（３ヶ所）、貝野、寺野、柏尾、東柏尾、吉冨、杉、大山、猪篠、新野、野村、上岩、高朝田、宮野、南小田、上小田、川上、長谷

第１６章　　報　　告

本部から各関係機関への報告及び各分団から本部への報告については、次のとおりとする。

（１）　フェニックス防災システムによる各関係機関への報告

本部長は、次の事項についてはその都度報告するものとする。

イ　災害警戒本部を設置又は解除したとき

ロ　災害警戒本部から災害対策本部に移行したとき

ハ　避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を発令したとき

ニ　指定緊急避難場所及び福祉避難所を開設したとき

ホ　避難があったときの人数報告

ヘ　被害事項

ト　その他、緊急告知を必要と認める事項

（２）　分団から本部長への報告

分団長は次の事項について消防副団長を経て記録し本部長へ、報告又は伺うものとする。

イ　出動、待機及び解散命令の時刻（記録）

ロ　水防団員の出動人員、氏名及び出動中の時間（記録し報告）

ニ　水防その他の施設等の損傷箇所、種類、延長及びこれに対する処理工法並びに効果（速報）

ホ　資材器具等の破損数量（記録し報告）

ヘ　水防団待機（通報）水位、氾濫注意（警戒）水位に達したとき及び氾濫注意（警戒）水位が減少したとき（速報）

ト　水防作業を開始したとき（記録し報告）

チ　堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置（速報）

リ　水防法第２９条による立ち退き指示の事項（伺い）

ヌ　警戒中の水位観測及びその状況（報告）

ル　その他緊急報告を必要と認める事項

避難指示等の判断・伝達マニュアル

（全文　15 ページ）

避難指示等の判断・伝達マニュアル

令和４年３月

神　河　町

避難指示等の判断・伝達マニュアル目次

第Ⅰ編　　水　　害

１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所……　２

２　避難すべき区域……　４
「表１」避難すべき区域

３　避難指示等の発令の判断基準……　６
「表２」判断基準

４　避難指示等の伝達方法……８

（参　考）……９
「表４」避難指示等の標準的な意味合い

５　避難指示等の伝達内容の例……10

第Ⅱ編　　土砂災害

１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所……11

２　避難すべき区域……12
「表５」避難すべき区域

３　避難指示等の発令の判断基準……13
「表６」避難指示等の発令判断基準

４　避難指示等の伝達方法……14

第Ⅰ編　水　　害

水害とは、水によっておこされる災害のことで、堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する現象及び、堤防を有する河川で破堤した場合、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

降雨量に対して小河川、道路側溝、排水路、下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

ア　越知川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・　上流域は、新田地区から大畑地区まで。
・　中流域は、根宇野地区。
・　下流域は、加納から貝野地区まで。

２）越知川の特性

・　越知川は、川幅が狭く上流から中流にかけては連続して蛇行している。また勾配が緩やかなため短時間に激しい雨が降ると水量が一気に上昇する。

３）施設の整備状況等

・　越知川は、一部の区間において、計画規模の洪水を流下させる能力が不足している。

４）特に注意を要する区間

新 田 地 内	区内全域
作 畑 地 内	区内全域
大 畑 地 内	ふれあい橋～矢床橋間　右岸 吊橋南　左岸
根宇野～ 山田地内	神明橋～野尻橋間　右岸
加納～ 貝野地内	粟賀大橋下流～ 貝野区内　右岸

イ　猪篠川破堤・越水氾濫

１）警戒すべき区間

・　中下流域の大山地区から吉冨地区まで。

２）猪篠川の特性

・　猪篠川は、蛇行は見られないが川幅が狭く勾配が緩やかであるため、短時間に降る局所的な激しい雨に弱いと言える。

３）施設の整備状況等

・　猪篠川は、上流～中流において、計画規模の洪水を流下させる能力を有しない区間が多い。

4）特に注意を要する区間

大山地内	大谷橋～中所橋　両岸沿い
杉　地　内	杉１組集会所付近 新大山橋南　左岸
吉冨地内	久子橋付近　左岸 砂田橋南　左岸

ウ　市川破堤・越水氾濫

1）警戒すべき区間

・　町内での上流域は渕・栗地区。
・　　〃　　中流域は鍛治・大河地区。
・　　〃　　下流域は野村地区。

2）市川の特性

・　近年では、上流からの土砂堆積により河床が浅くなっている。併せて山の保水力も低下していることから強雨が降ると一気に水量が増す傾向にある。

3）施設の整備状況等

・　町内の中流から下流においては、計画規模の洪水を流下させる能力を有しない。

4）特に注意を要する区間

栗　地　内	ＪＲ鉄道と県道の立体交差付近 長谷橋南右岸
野村地内	野村区内右岸沿い

エ　犬見川破堤・越水氾濫

1）警戒すべき区間

・　上流域の川上地区。
・　中流域の大川原蛍橋付近。

2）犬見川の特性

・　上流の川上地内では川幅が非常に狭く勾配が急峻である。

3）施設の整備状況等

・　長谷ダムより下流では、ダム建設に伴い河川整備が施工され川の流れは安定している。

4）特に注意を要する区間

川上地内	大歳神社～福田寺間
大川原地内	蛍橋下流左岸

オ　小田原川破堤・越水氾濫

1）警戒すべき区間

・　中流域の南小田地区。（日和橋付近）
・　下流域の上岩、比延地区。

2）小田原川の特性

・　近年では、上流からの土砂堆積により河床が浅くなっている。併せて山の保水力も低下していることから強雨が降ると一気に水量が増す傾向にある。

3）施設の整備状況等

・　小田原川は全区間において計画規模の洪水を流下させる能力を有している。

4）特に注意を要する区間

南小田地内	日和橋付近
上 岩 地 内	第１栗谷橋上流・第２栗谷橋上流左岸付近
比 延 地 内	比延橋付近上流左岸・下流両岸

カ　内水氾濫等

1）警戒すべき区間

・　町内一円の谷川沿い、山水の集中箇所。

・　集落内に点在する処理能力不足の用排水路。

2）内水氾濫等の特性

・　豪雨時等による地表水の増加に排水が追いつかず、道路側溝、用排水溝などが氾濫したり、河川が増水し水位が上昇することにより、河川の自然な排水が困難となり、用排水溝などが溢れて氾濫するもの。

図）警戒すべき区域（水害）

・　警戒すべき区間、箇所の詳細は、神河町ハザードマップに示すとおり。

2　避難すべき区域

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は「表１」のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・　重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等に対して相互に情報交換すること。

・「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

・「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

「表１」避難すべき区域

■　越知川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【新田区】 ・新田大橋以北左岸沿い	床上浸水、田畑冠水	
	【作畑区】 ・下村橋上下流200ｍ左岸沿い	床上浸水、田畑冠水	

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【大畑区】 ・ふれあい橋下流200m右岸 ・吊橋下流150m左岸	床上浸水、田畑冠水	
	【根宇野】 ・神明橋下流700ｍ右岸と県道までの区域	床上浸水、田畑冠水	
	【山田区】 ・６組集会所下流150m右岸	床上浸水、田畑冠水	
	【貝野区】 ・越知川と市川の合流点より上流1.2ｋｍ右岸（市川左岸との間）	田畑冠水、床上浸水	

■　猪篠川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【大山区】 ・太谷橋下流200m右岸沿い	床上浸水、田畑冠水	
	【吉冨区】 ・向田橋上流300m左岸	床上浸水、田畑冠水	

■　市川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【栗区】 ・アンダーパス付近 ・長谷橋下流右岸沿い	床上浸水、田畑冠水	
	【野村区】 ・区内市川右岸沿い一帯	床上浸水、田畑冠水	

■　犬見川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【川上区】 ・大歳神社～福田寺間	川岸洗掘による溢流	
	【大川原区】 ・蛍橋下流左岸	床下浸水	

■　小田原川破堤・越水氾濫

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	【南小田】 ・南小田区日和橋付近	床下浸水、田畑冠水	
	【上岩】 ・第１栗谷橋上流付近	床下浸水、田畑冠水	
	【比延】 ・比延橋上流200m左岸	床下浸水、田畑冠水	

■　内水氾濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	町内全域	床下・床上浸水 田畑冠水	

図）避難すべき区域（水害）

・　警戒すべき区域と同じ。（神河町ハザードマップによる。）

〈留意事項〉

・　浸水深が、50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険である。

・　流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能となり危険である。

・　用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険である。

３　避難指示等の発令の判断基準

＊ 避難指示等の発令の判断基準は「表２」のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・　重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と、相互に情報交換すること。

・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状態になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・　堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

＊　避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

　但し、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況に応じて、自宅の２階への避難を促す場合があることにも留意する。

「表２」判断基準

判断基準は次のとおりとし、状況により本部長が判断する。

警戒レベル	避難情報等	発令基準
警戒レベル１	早期注意情報	気象庁発表
警戒レベル２	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁発表
警戒レベル３	高齢者等避難	河川が避難判断（特別警戒）水位に達し、さらに水位上昇が予想されるとき
警戒レベル４	避難指示	１　河川が氾濫危険（危険）水位に達すると予想されるとき ２　今後、時間雨量50㎜以上の強雨が継続すると予想されるとき ３　大雨による特別警報が出されたとき ４　更に、当該地域または土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合 避難指示発令後、以下の基準に達した場合、再度避難を促すこととする。 １　河川が氾濫水位に達すると予想されるとき ２　今後、時間雨量50㎜以上の強い雨が継続すると予想され、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるとき
警戒レベル５	緊急安全確保	決壊や、越水・溢水が発生した場合

４　避難指示等の伝達方法

・避難指示等の伝達先・伝達方法

避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

「表３」避難指示等の伝達先・伝達方法

伝　達　先	伝　達　方　法
（住　民）	
◇ 住　民 ◇ 区　長 ◇ 自主防災組織代表者	・防災行政無線放送 ・緊急速報メール ・SNS ・広報車、消防団各分団車両 ・町ホームページ ・電話、ＦＡＸ、テレビ、ラジオ
（災害時要援護者、福祉関係機関等）	
◇ 災害時要援護者の事前登録者 ◇ 町社会福祉協議会 ◇ 老人ホーム　◇ 保育所 ◇ 病院	・防災行政無線放送 ・緊急速報メール ・町ホームページ ・SNS ・電話、ＦＡＸ、テレビ、ラジオ
（防災関係機関等）	
◇ 警察署、消防署、消防団 ◇ 郵便局(株)、ＪＲ寺前駅 ◇ 県	・町ホームページ ・電話、ＦＡＸ

（参考）

「表４」避難指示等の標準的な意味合い

＊ 避難指示等の標準的な意味合いについては、下表のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
緊急安全確保	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移り、そのいとまが無い場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

５　避難指示等の伝達内容の例

１【警戒レベル３】高齢者等避難

○　【警戒レベル３】　高齢者等避難の伝達文(例)
緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。　緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難。 こちらは、神河町災害警戒本部です。 ○○川が氾濫する恐れのある水位に近づいているため、洪水に関する警戒レベル３、高齢者等避難始を発令しました。 お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始して下さい。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。

２）【警戒レベル４】避難指示

○　【警戒レベル４】避難指示の伝達文(例)
緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。　緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始。 こちらは、神河町災害警戒（対策）本部です。 ○○川が氾濫する恐れのある水位に到達したため、洪水に関する警戒レベル４、避難指示を発令しました。 速やかに全員避難してください。 開設する避難所は、次のとおりです。 ○○小学校体育館、○○センター、○○小学校体育館です。

３）【警戒レベル５】緊急安全確保

○【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文(例)
緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、命を守る最善の行動をとってください。　緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、命を守る最善の行動をとってください。 こちらは、神河町災害対策本部です。 ○○地区に洪水に関する警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。 ○○地区で堤防から水が溢れ出しました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。 ○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所

4）避難すべき事由（例）

― 避難すべき事由（例）―

・○○川で危険水位に達した
・○○地区の○○川堤防が決壊した
・○○地区では土砂災害の危険性が非常に高まった
・近隣（○○地区）で土砂の移動現象が確認された
・近隣（○○地区）で重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が確認された

第Ⅱ編　土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩落する自然現象）、又は地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

１　対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

神河町においては、土石流及び急傾斜地の崩落による土砂災害に対して警戒する必要があり、原因となる自然現象とその被害が影響する区間・箇所等の範囲については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされている。

１）土砂災害の発生のおそれのある渓流や斜面の数

	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	計
土砂災害危険箇所	164箇所	224箇所	3箇所	391箇所
内　土砂災害警戒区域	164箇所	207箇所	2箇所	373箇所
内　土砂災害特別警戒区域	51箇所	180箇所	0箇所	231箇所

２）土砂災害のおそれのある警戒すべき箇所の分布

・ 町全域に土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が多く点在しているが、特に旧神崎町南部及び旧大河内町東部に多く存在している。

３）土砂災害の発生しやすい気象条件

・ 過去の災害実績では、総雨量200㎜を超えたり、時間雨量50㎜を超えると土砂災害が発生する傾向がある。

・ 融雪期には地すべりが発生する傾向がある。

図）警戒すべき区域（土砂災害）

・　土砂災害に対して警戒すべき区域・箇所は別添ハザードマップのとおり。

２ 避難すべき区域

避難指示の対象となる「避難すべき区域」は「表５」のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・　重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。

・ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

・ 「避難すべき区域」を特定する際に参考とした土砂災害警戒区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

11

「表５」避難すべき区域

避難区域（地区名）	避難指示等の発令単位	災害の様相	備　考
旧神崎町北部	新田	土砂災害、山腹崩壊	
	作畑	〃	
	大畑	〃	
	越知	〃	
	岩屋	〃	
	吉冨	土砂災害	
	杉	〃	
	大山	〃	
	猪篠	〃	
旧神崎町南部	根宇野	〃	
	山田	土砂災害	
	中村	〃	
	粟賀町	〃	
	福本	〃	
	柏尾	土砂災害、山腹崩壊	
	東柏尾	〃	
旧大河内町西部	寺前	山腹崩壊	
	上岩	土砂災害、山腹崩壊	
	高朝田	〃	
	宮野	〃	
	南小田	〃	
	上小田	土砂災害、山腹崩壊、地すべり	
旧大河内町東部	新野	土砂災害、山腹崩壊	
	比延	土砂災害	
	鍛治	土砂災害、山腹崩壊	
	大河	〃	
	川上	土砂災害、山腹崩壊、地すべり	
	大川原	土砂災害、山腹崩壊	
	本村	〃	
	赤田	〃	
	重行	〃	
	為信	〃	
	峠	〃	
	栗	〃	
	渕	〃	

図）避難すべき区域（土砂災害）

警戒すべき区域（土砂災害）と同じ。

12

〈留意事項〉

・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避けること。

・ 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

３　避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は「表６」のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。

・避難指示等を発令する区域を特定する際には、土砂災害警戒情報に係る１㎞ﾒｯｼｭ毎の危険度判定等にも留意のこと。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

＊ 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

「表６」避難指示等の発令判断基準

対象地区	・　避難すべき区域の全部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	土砂災害判定メッシュ情報で危険度が『警戒（赤色）』を示し、大雨警報（土砂災害）がでたとき
避難指示 【警戒レベル4】	１　大雨による特別警報が出されたとき ２　更に、当該地域または土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合 ３　気象庁ＨＰの土砂災害判定メッシュ情報で危険度が『警戒（うすい紫色）』を示し、土砂災害警戒情報が出されたとき
緊急安全確保 【警戒レベル5】	大規模な土砂災害が複数同時多発した時

４ 避難指示等の伝達方法

第Ｉ編水害の４．を参照

（資料）

・要援護者、福祉関係機関等連絡先一覧（別途）
・自治会長、自主防災組織代表者連絡先一覧（別途）
・防災関係機関等連絡先一覧（別途）

８．神河町重要水防区域一覧

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
新田	1	火打野橋から北北西１００m付近	１００m	急傾斜地崩落 2 戸、田 10ａ、畑 1ａ
	2	火打野橋から西１２０m付近越知川左岸	５０m	護岸崩壊 1 戸、田 4ａ、畑 2ａ
	3	新田大橋から東１００m付近山裾	１５０m	急傾斜地崩落 3 戸、田 10ａ、畑 3ａ
	4	新田大橋下流右岸	８０m	護岸崩壊、溢流、田冠水 10ａ
	5	松樹寺北側砂防堰堤		流木等がひっかかり避難路に水が流入する
	6	新田公民館から西南西１２０m付近谷川	８０m	土砂流入、田 3ａ、畑 2ａ
	7	新田公民館から西１５０m付近	２００m	土砂流入 3 戸、田 50ａ、畑 20ａ
	8	土休橋から東北東５０m付近の越知川右岸	５０m	護岸崩壊 1 戸、畑 0.5ａ
	9	浅ヶ谷橋から北８０m付近山裾	１００m	土砂流入、溢流 2 戸、畑 2ａ
	10	浅ヶ谷橋から西８０m付近山裾	２００m	急傾斜地崩落 2 戸、畑 2ａ、町道 200m
	計１０箇所			
作畑	11	田中橋から東北東６０m付近谷川		溢流、家屋浸水 1 戸
	12	田中橋から北４０m付近谷川		急傾斜地崩落
	13	田中橋から南３０m付近道路側溝		道路側溝より流入、床下浸水
	14	ゲートボール場から南南東５０m付近町道石風呂線沿いの山裾		急傾斜地崩落
	15	旧神河町地域交流センター奥（町道横山側）		急傾斜地崩落
	16	井根橋から上流約５０m間越知川右岸		溢流 5 a、家屋浸水 1 戸
	17	旧神河町地域交流センター裏山		急傾斜地崩壊
	18	井根橋から北６０m付近町道沿い山裾		水が道路に溢れる
	19	井根橋から北７０m付近谷川		土石流の発生
	20	井根橋から北６０m付近町道沿い		水が道路に溢れる
	21	秀峰館南越知川左岸		護岸崩壊
	22	県道岩屋生野線上り口崖		崖崩れの恐れ
	23	３・４組集会所（吹上館）から北北西１４０m付近谷川		増水による土石流の発生

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
作畑	24	作畑減圧槽から東５０m付近裏山		裏山の崩落
	25	作畑減圧槽横谷川		道路冠水
	26	井上製材所前右岸下流		護岸崩壊、溢流 5ａ、家屋浸水 1戸
	27	井上製材所裏山		急傾斜地崩落 2戸
	28	井上製材所手前谷川		溢隆、土石流
	29	正覚寺前崖		裏山の崩落
	30	下村最寄集会所横の谷川		護岸崩壊 3a
	31	下村最寄集会所から西８０m付近谷川		崖崩れ 3a、家屋浸水 1戸
	計２１箇所			
大畑	32	大仲井橋南側		護岸崩壊
	33	大仲井橋北山側		道路への水の流入
	34	８組集会所南５０m付近県道沿い		崖崩れ（腹出し）
	35	大原橋から南１５０m付近谷川		護岸崩壊
	36	大歳神社付近		溢流、山水流入
	37	天理教神越分教会東４０m付近山裾		家屋浸水 5戸
	38	大畑コミュニティセンター北２５０m付近東山裾	１００m	山水流入
	39	旧谷川商店工場石垣		護岸（石垣）崩落
	40	田中井堰左岸		護岸崩壊
	41	田中井堰右岸		溢流、家屋浸水 1戸
	42	西光寺から南南西９０m付近裏山		崖崩れ（腹出し）
	43	屋敷田対岸山林斜面（字尾の瀬）		斜面崩落
	44	淵付近（越知川右岸）		県道への溢流のおそれ（下に１２軒）
	45	床辺県道上山(旧線香工場付近)	１００m	落石
	46	左岸道路（千ヶ峰南山名水南）谷川		土砂流出
	47	左岸道路（千ヶ峰南山名水南）谷川		土砂流出
	48	左岸道路（千ヶ峰南山名水南）谷川		土砂流出
	計１７箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
越知	49	上越知減圧槽から南南東３０ｍ付近崖	２０㎡	崖崩れ １戸
	50	薬師堂から東南東４０ｍ付近橋	河川狭小	護岸崩壊、橋流出 １戸
	51	大玉橋～ログハウス下町道	５０ｍ	山崩れ、落石、町道
	52	越知営農倉庫付近から南２５０ｍ付近までの用水路	２５０ｍ	溢流（床下浸水 ２戸）
	53	南橋から南南西４０ｍ付近上越知右岸沿いの崖	２０ｍ	山崩れ（土砂崩れ河川氾濫）
	54	（株）カマタニ越知工場から北北西１００ｍ付近裏山	５０ｍ	山水流入
	55	越知谷分団器具庫（越知）から西北西 75m付近用水路	暗渠小	町道に溢流
	56	４組内一般家屋		冠水３戸、石垣崩壊１戸
	57	河篠橋から下流へ５０ｍ付近の上越知川と越知川との合流地点		溢水 ２戸
	58	学校前橋から北西 70m付近山裾	１８０ｍ	落石
	59	旧越知川小学校一帯		冠水
	60	天理教神越分教会から東４０ｍ付近山裾	２０ｍ	１戸及び県道へ落石の恐れ
	61	天理教神越分教会横県道（越知川右岸）	２０ｍ	県道溢流、県道及び７戸
	62	越知３組集会所裏山　２箇所		法面崩壊
	63	東別橋下流左岸		冠水
	64	東別橋下流右岸		溢水
	65	西別（旧喫茶椀かし）裏山		落石　町道
	66	西別橋下流左岸及び右岸の農地		農地冠水２戸
	計１８箇所			
岩屋	67	大石	３００ｍ	土砂崩れ、落石
	68	地蔵堂裏山	４００ｍ	落石
	69	本谷	１００ｍ	落石 １戸
	70	報恩寺から西南西２５０ｍ付近山		床下浸水 ３戸
	71	岩屋公民館正面山		落石 ４戸

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
岩屋	72	岩屋橋北 100m付近山	１００ｍ	落石 4 戸
	73	住吉神社横谷川及び林道		山下がり水
	74	茶の木原橋から南南東 60m 付近谷川		溢流、家屋浸水
	75	茶の木原作業道入口付近谷川		土砂流入
	計９箇所			
根宇野	76	そば処　ばくの家付近	２０ｍ	溢流、一般家屋浸水 2 戸
	77	神明橋から南東 80m付近水路	２０ｍ	溢流 1 戸
	78	大師山北西山麓（大師堂）	１００ｍ	土石流
	79	越知川右岸　岸田製材所から東１５０ｍまで	１５０ｍ	溢流
	80	3 組集会所から西北西 120m付近	５０ｍ	崖崩れ 2 戸、土砂流入 20a
	81	石枕林道	８０ｍ	溢流 1ha、家屋浸水 2 戸
	82	石枕谷橋から北 60m付近谷川	１ｍ	溢流
	83	斎藤自動車板金横　越知川左岸		溢流
	84	4 組集会所付近山		土砂流入
	85	5 組集会所から東南東 250m 付近山		土砂流入
	86	太陽光発電施設北西	５０ｍ	崖崩れ、落石
	計１１箇所			
山田	87	笠形橋から北北西 120m付近谷川		一般家屋浸水
	88	（有）藤田繊維工場から北１１０ｍ付近山		一般家屋浸水
	89	吉原井堰西側 70m付近県道沿い山		落石、崖崩れ
	90	吉原井堰下流右岸		道路冠水
	91	町道山田・根宇野線、阿瀬井用水路大落し場と松本山・稲子畑谷川合流地		道路冠水
	92	山田越知川左岸堰堤石垣から上流へ 80m付近まで		護岸崩壊の恐れ
	93	山田橋東詰から西 65m付近農道		道路冠水

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
山田	94	牛房谷堰堤下流右岸から旧りんご園南まで	１００ｍ	溢流、田 10a、1a
	95	農道 23 号線（山根）西側		土砂流入
	96	5 組集会所から北北東 75m付近山		溢流、一般家屋浸水 2 戸
	97	5 組集会所より北北西 50m付近から西 200mまでの山		溢流、一般家屋浸水 6 戸
	98	西山田橋から安楽寺まで越知川左岸		護岸崩壊 15 戸、田 100a
	99	里山いやしの森クルミガ磯		土砂流入
	計１３箇所			
中村	100	観音橋から上流越知川左岸	２００ｍ	溢流、一般家屋浸水 7 戸
	101	法楽寺橋から南 150m付近水路（ホタル水路）	２０ｍ	溢流
	102	一番組集会所から東 50m付近水路	５０ｍ	溢流、一般家屋浸水 1 戸
	103	二番組集会所から東 110m付近排水路	２０ｍ	溢流、一般家屋浸水 2 戸
	104	埋田神社西排水路（ホタル水路）	２００ｍ	溢流、一般家屋浸水 4 戸
	105	丸池から谷田川までの用水路	３００ｍ	
	106	中村 6 号橋から東南東 180m付近用水路	１００ｍ	溢流、一般家屋浸水 2 戸
	107	慈増寺裏	１０ｍ	溢流、一般家屋浸水 1 戸
	108	柿園横　金岩川	５０ｍ	溢流
	109	東山調整池北側谷川（金岩堰上流）	２００ｍ	一般家屋浸水 1 戸
	110	神崎工業団地東側道路	５０ｍ	土砂流入
	計１１箇所			
粟賀町	111	畑田溝 R312 合流点		溢水
	112	上小谷溝　三角の東		溢水
	113	発田溝 R312 合流地点		溢水
	114	町溝（粟賀町公民館南東）		溢流
	115	横町溝（東山谷川合流手前）		溢流
	116	東山谷川 中村 6 号線から下流へ㈱粟賀町自動車サービスまで	６００ｍ	溢流、田 200a、一般家屋浸水 24 戸
	117	三角地蔵道		山水流入
	計 7 箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
福本	118	㈱岩元デンソー西裏水路		水路からの溢流
	119	中茶屋線（2 級）と中茶屋川交差箇所	３０ｍ	道路冠水
	120	特別養護老人ホームうぐいす荘、グループホームゆうゆう東山側		溢流
	121	5 組隣保館から喫茶あすなろ跡地まで		溢流
	122	中茶屋川 橋塚稲荷前停留所西側		溢流
	123	中茶屋線（2 級）北池横	２０ｍ	道路冠水
	124	姫路念法寺北側ため池		溢流
	125	福山いこいの館から東 150ｍ付近山	３０ｍ	山水流入、家屋浸水 3 戸
	126	福山団地から西 150m付近谷川	３０ｍ	溢流、一般家屋浸水 1 戸
	127	福山川　福山団地南		溢流
	128	福山川　福山 2 号線（貸工場入口）から下流		溢流
	129	中茶屋川 落口橋からナフコ手前まで		溢流
	130	福山川 落差工から越知川合流地点まで		土砂堆積による溢流の恐れ
	計１３箇所			
貝野	131	昭和橋以南南市川左岸		溢水の恐れ
	132	フリコ川に係る土橋（貝野 5 号線）		道路冠水
	133	越知川左岸貝野橋東詰から南 30m	５０ｍ	護岸崩壊、一般家屋浸水 1 戸（対策済）
	134	越知川右岸貝野橋西詰から南 500m	５０ｍ	護岸崩壊、一般家屋浸水 10 戸
	計４箇所			
寺野	135	昭和橋南東		溢水の恐れ
	136	昭和橋以北市川左岸		堤防決壊
	137	一心寺 東側　北野溝水路		溢流
	138	寺野児童公園から北東 50m付近竹野内川		溢水の恐れ
	140	3 隣保ゴミステーションから西 40m付近水路		溢水の恐れ
	計５箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
柏尾	141	柏尾ふれあい館東山	５０ｍ	鉄砲水、田畑土砂流入
	142	法性寺裏山及び柏尾川周辺	８０ｍ	土石流、急傾斜地崩落 4 戸
	143	大歳神社裏山から西 130m 付近裏山まで	１５０ｍ	急傾斜地崩落 4 戸、神社 1 戸
	144	マエジマ自動車裏山	５０ｍ	急傾斜地崩落 2 戸、田畑土砂流入
	145	市川左岸堤防新寺前橋から南南東 350m付近まで	２００ｍ	堤防決壊、溢流
	計５箇所			
加納	146	南部営農倉庫南越知川右岸		堤防決壊 4 戸
	147	上井井堰下流越知川右岸 50m		堤防決壊　ブロックの崩れ
	148	中井井堰下流越知川右岸 100m		堤防決壊　ブロックの崩れ
	計３箇所			
東柏尾	149	三万田のり面（岸本造園南）		崖崩れ
	150	市場井堰から播但道ＢＯＸ		溢水の恐れ
	151	大師堂から北北西 90m付近山		溢水
	152	笠森神社から北 130m山		溢水
	153	東柏尾集落センター入口橋		水路満水で溢水の心配あり
	154	桜華園		土砂流出、てっぽう水、深層崩壊
	155	桜華園　向本寺から北へ 120m		溢水の恐れ
	156	卯月堂玉川裏水路一帯		溢水の恐れ
	157	市場橋下流右岸		堤防決壊、ブロックの崩れ
	計１０箇所			
吉冨	158	野上川野上 2 号線から上流堤防		溢水
	159	野上橋下流 150m付近左岸		天然護岸（竹林）崩壊
	160	大井井堰　猪篠川左岸		堤防決壊、ブロックの崩れ
	161	久子橋北詰から西北西 50m 付近水路		溢水 1 戸、田 50a
	162	東洋運輸（株）神崎営業所南小溝		溢水 田 20a
	163	竹村不動産埋立地北側水路		溢水 田 10a
	164	裏坂ノ池から西 45m地点からＬ字型側溝		溢水 1 戸
	165	吉冨集落センターから南南東 120m地点北側水路		溢水 2 戸
	166	アキタケメディカル「さくら」介護センターから北北東 75m付近山		山崩れ 1 戸
	167	猪篠川左岸砂田橋から南 120m地点まで		溢水の恐れ
	計１０箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
杉	168	杉区グラウンド西町道沿い山腹（播但道側道）		土留擁壁亀裂　湧水　側溝壁斜倒 山腹崩壊の恐れ
	169	簡易郵便局前猪篠川右岸（R312 側）		簡易橋の根元護岸崩壊　国道路肩崩壊
	170	杉歩道橋北約４０m猪篠川右岸		護岸浸食　崩壊　溢流　国道路肩浸食の恐れ
	171	中の谷川下流猪篠川合流点右岸		溢流　畑冠水　家屋への浸水の恐れ 3 戸
	172	一組集会所から西 100m付近中野谷川		護岸崩壊　溢流 家屋への浸水の恐れ１戸
	173	北段の上山谷川及び用排水路		用排水路に土砂流入堆積、路面に冠水し川状態　農地への土砂流入堆積
	174	町道切後線終点（中野谷川）付近		土砂流出　町道溢流・路面冠水（川状態）
	175	南山ノ池		溜池崩壊、田畑冠水 10ａ　町道（側道）へ土砂流入
	176	二組集会所から西 100m地点山（畑、旧農道）		裏山急傾斜　崩壊　家屋倒壊の恐れ
	177	葛谷川上流鋼製砂防堰堤		土砂堆積による決壊の恐れ
	178	大山分団杉部器具庫裏猪篠川右岸		護岸浸食の恐れ
	179	葛谷川左岸及び猪篠川合流点付近		護岸崩壊　溢流　家屋浸水の恐れ４戸
	180	葛谷林道と町道葛谷線		東の山、谷より増水流出、土砂、木枝片
	181	猪篠川新大山橋下流右岸		低護岸浸水　浸食　家屋浸水の恐れ１戸
	182	播但道側道ＢＯＸ付近排水路		水路溢流　田畑冠水　家屋浸水
	183	猪篠川新大山橋下流左岸～南へ		護岸浸食　崩壊　溢流　田畑冠水
	184	境目橋西側排水路		土砂流出溝埋没　水位上昇　溢流　田畑冠水
	計１７箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
大山	185	喫茶ジュンブライド裏猪篠川右岸		護岸崩壊、田畑冠水 20 a
	186	大谷川中流		溜池崩壊、土砂流入 2 戸、田畑冠水 20 a
	187	ワサミド井左岸		田畑冠水
	188	藤田パン屋宅横谷川		溢流、家屋浸水の恐れ 1 戸
	189	大山なかよし会館上下流右岸		護岸崩壊
	190	上組集会所横の小谷川左岸		護岸崩壊
	191	七宝寺横谷川		護岸崩壊、溢流、田畑冠水 20 a
	192	字山田から字下坂本への急傾斜道路		崖崩れ、土砂流入田 50 a
	193	播但道下大山小学校跡地北200m付近の山からの排水路		溢流、田畑冠水 20 a
	194	播但道下大山小学校跡地北100m付近の山からの排水路		田への流入
	195	下坂本 2 号線から猪篠川上流 140m付近までの右岸	３０ｍ	護岸崩壊 1 戸、田 30 a
	196	下坂本 2 号線から猪篠川上流 100m付近までの右岸		護岸崩壊、田 40 a
	計１２箇所			
猪篠	197	奥猪篠集会所 横谷川		護岸崩壊 3 戸
	198	奥猪篠集会所から西北西100m付近山		裏山から田へ流入、田から家屋へ流入
	199	山田川　立石下		溢水、護岸崩壊
	200	越知ヶ峰林道門扉東民家		山水溢流 1 戸、床下浸水
	201	中才上バス停留所上谷川		溢流 3 戸
	202	中才集会所前谷川		溢流、護岸崩壊
	203	天理教中才布教所裏谷川		山下がり水、床下浸水４戸
	204	猪篠川 大井堰付近		溢流 1 戸、床下浸水（つくしの）
	205	国道 312 号線　追上地区		山水溢水による国道への流れ込み
	206	追上川 今西地区		溢水、床下浸水
	207	門貝バス停付近		溢流 1 戸、床下浸水（つくしの）
	計１１箇所			
新野	208	岡崎地蔵周辺の擁壁		擁壁下部から噴水
	209	古川産業（有）北側山	幅５ｍ×長さ２０ｍ	地滑り
	210	熊野神社北町道までの水路	５０ｍ	山下り水による増水流入
	211	熊野神社北町道までの水路		
	計４箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
野村	212	昭和橋西詰から右岸上流堤防		
	213	寺前分団野村部消防器具庫から北東 110m付近道路	１００ｍ	水路増水による流入 道路浸水
	計２箇所			
比延	214	小田原川　鉄橋上流右岸	２０ｍ	河川増水による流入
	215	寺前分団比延部器具庫から南東 70m付近水路		用水路からの溢流
	216	軽食喫茶　林檎の木裏	１０ｍ	河川増水による流入
	計３箇所			
寺前	217	金谷神社下道路	２０ｍ	金谷神社からの雨水流入
	218	金谷神社から県道むかって右側崖		崖崩れ、土砂崩れの恐れ
	219	寺前分団上岩部器具庫裏山	１００ｍ	降雨時に山水流入
	計３箇所			
鍛治	220	鍛治南部（4.5 組全域）		河川増水による浸水
	221	鍛治中央集会所東側		住宅冠水の恐れ 2 戸
	222	鍛治北部集会所前谷川		溢水、県道へ流出
	223	寺前住宅横水路		溢水
	224	観光交流センター南側県道側溝		家屋浸水 2 戸
	225	観光交流センター南から踏切までの水路		溢流の恐れ
	226	鍛治 7 組川崎住宅横市川から取水している水路		溢流
	計６箇所			
大河	227	ミクゴ谷川北側谷川		山下がり水流出
	228	ミクゴ谷川		山下がり水流出
	229	市川発電所北北東 40m付近裏山	２０ｍ	山水流入、土砂崩れ
	230	福井墓地上斜面		土砂流出
	231	市川発電所から南東 60m付近畑東側		土砂流出
	232	藤棚の谷川		土砂流出
	233	福井橋西詰県道山側斜面	３０ｍ	山下がり水、土砂県道流出
	234	長谷分団大河部器具庫南側町道付近水路	３ｍ	溢流、一般家屋への流入
	235	2 組集会所から北 140m付近裏山		山斜面にクラック発生
	236	2 組集会所横谷川		土砂流出、県道への流出
	237	山建工業付近		山下がり水、県道への流出
	計１１箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
上岩	238	段の下（ズリ付近）	２０ｍ	河川増水による流入
	239	日啓寺下崖	２０ｍ	土砂崩れのおそれ、路肩崩壊
	240	日啓寺裏		落石　崖崩れの恐れ
	計３箇所			
高朝田	241	旧森林組合小径木処理工場	３００ｍ	河川増水による流入
	242	NTT 中継局正面山から西 120m付近まで	約１００ｍ	山下り水流出
	243	2 隣保内旧道沿い石垣	約２００ｍ	山下がりの水により石垣等が崩壊する恐れ有
	244	中山間道路（町配水池入口～滝山川）	約５００ｍ	滝山及び奥の谷よりの水、砂利等により道路側溝が埋没し水が溢れる
	245	林昌寺東側水路		山下がりの水により、石垣、土手等が崩壊する恐れ有
	246	林昌寺南西側町道沿いの用水路	約５０ｍ	滝山からの水、砂利、小計木等により道路に水が溢れ出すことが度々ある
	247	下渡り橋		小田原川増水と流木等により水が橋を超える恐れ有
	248	小田原川　新田橋下流左岸堤防	約１００ｍ	小田原川の増水により堤防から溢れだす恐れ有
	249	新田橋		小田原川増水と流木等により水が橋を超える恐れ有
	250	上墓地付近	約５０ｍ	山水流入、溢流
	計１０箇所			
宮野	251	立岩神社から北 150m付近	１５ｍ	山下り水による一般家屋浸水
	252	3 隣保防火水槽から南 60m付近		山水流入、溢流
	253	3 隣保防火水槽から南 80m付近		排水溝増水による一般家屋流入
	254	下川橋下流左岸		溢水の恐れ（田への流入）
	計４箇所			
南小田	255	和入道谷川	１００ｍ	土砂流出、溢流
	256	石田横瀬墓地下崖	１００ｍ	土砂崩れの恐れ
	257	南小田橋	１０ｍ	冠水の恐れ
	258	中谷川橋		河川増水による冠水
	259	日和橋	１０ｍ	冠水の恐れ
	260	古屋谷川上流	５０ｍ	土砂流出、溢流
	計６箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
上小田	261	小原バス停裏山	１０ｍ	崩落
	262	毛須橋北側裏山	２０ｍ	山崩れの恐れ
	263	上小田駐在所北側裏山	３０ｍ	山崩れの恐れ
	264	向山谷川と小田原川合流点下流50m付近左岸		崖崩れ
	265	向山谷川上流から小田原川合流	１ｋｍ	谷川増水による流入
	266	平野地内谷川		谷川増水により下流の家屋へ流入
	計６箇所			
川上	267	深山トンネル北側水汲み場横	１０㎡	土砂氾濫及び流入
	268	川上アマゴセンター付近	流域	土石流による河川への被害
	269	薬師橋から東側谷川		大水流出
	270	中川上バス停留所付近水路		大水流出
	271	四番組集会所付近谷川（下）	一戸	河川氾濫による浸水
	272	四番組集会所付近谷川（上）		大水流出
	273	川上文化会館から南90m付近水路		山下がり水流出
	274	川上橋から西100m付近谷川		谷からの大水
	275	登りの最奥部		改良済
	276	川上鉱山跡		大水、土砂流出
	277	寺ノ元橋から下流左岸	３０㎡	土石流による河川への被害
	278	寺ノ元橋上流から下流一帯右岸	３０㎡	土石流による河川への被害
	279	（株）川上建設事務所付近水路		家屋流入
	280	（株）川上建設事務所から東方向谷川		山下がり水流出
	281	大歳神社から南側崖	２０㎡	土砂崩れ
	282	谷川　二番組集会所向かい	一戸	河川氾濫による浸水及び土砂流入
	283	作業道ナメラ線		大水、土砂流出
	計１７箇所			
大川原	284	大森ふとん店裏		大水流入
	285	新田バス停留所から東90m付近水路		溢流の恐れ
	計２箇所			
本村	286	祐泉寺から西70m付近谷川		山下がりの大水流出
	287	市原神社から犬塚まで山裾		落石の恐れ
	288	長谷小学校東側横の谷川		溢流の恐れ
	計３箇所			

大字	連番	箇所名	規　模	状　　況
赤田	289	犬塚から赤田方面町道沿い山側	１００ｍ	倒木注意
	290	長谷橋交差点から前嶋製材所跡地	２００ｍ	落石及び山腹崩壊
	291	赤田多目的集会所から北北西130m付近　本谷川		溢流の恐れ
	292	赤田多目的集会所から北町道東山大栗線		山水増水により、町道への流出
	計４箇所			
重行	293	町道谷垣内重行線	５０ｍ	倒木注意
	計１箇所			
為信	294	為信公民館から北120m付近裏山		土砂崩れ
	295	為信公民館の上	２０ｍ	山水増水による流入
	296	為信橋下流左岸		市川からの溢水、山下がり水によるアンダーパス付近の冠水
	297	アンダーパス東へアピンカーブ沿い水路		山下がり水流出
	298	為信神社北　谷川	２０ｍ	谷川増水による流入
	計５箇所			
峠	299	町道峠線		山下がり水　落石
	300	大師堂南西付近		山下がり水　落石
	301	峠～為信間県道		落石の恐れ
	計３箇所			
栗	302	原野バス停留所から北50m付近崖（ＪＲ線路から下）		ＪＲ鉄道山側側溝にたまった水が宅地内へ流入
	303	鉄道アンダーパス	１０ｍ	道路浸水
	304	栗原ファーム北側水路		山下がり水が宅地内へ流入、町道冠水
	305	鉄道下市川堤防道路	２０ｍ	河川増水による流入
	306	なごえの森及び２隣保内一帯		大雨による裏山からの流入一般家屋及び町道へ
	307			
	308		１０ｍ	
	309			
	310			
	311			
	312			
	313			
	314	ＪＲ長谷駅から南170m付近		
	計１３箇所			
渕	315	渕真名谷線入口手前の県道側溝		道路側溝が詰まり
	316	下垣内踏切		崖崩れ
	317	渕公民館北側付近水路		降水時に水路増水による流入
	318	渕公民館から北西80m付近水路		降水時に水路増水による流入
	計４箇所			

９．土石流危険渓流一覧

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	渓流所在地（字名）	渓　流　概　要		
					渓流長（10m）	流域面積（ha）	流下部平均勾配
市川-神崎-Ⅰ-1	市　川	越知川	曲谷川	新　田	185	7	12
〃　Ⅰ-2	〃	〃	新田上谷	〃	42	12	23
〃　Ⅰ-3	〃	〃	作畑東谷	作　畑	9	1	12
〃　Ⅰ-4	〃	〃	石風呂川	〃	101	189	19
〃　Ⅰ-5	〃	〃	吹上谷川	〃	78	296	18
〃　Ⅰ-6	〃	〃	吹上川	〃	79	397	11
〃　Ⅰ-7	〃	〃	下村谷	〃	74	244	19
〃　Ⅰ-8	〃	〃	近松川	〃	75	324	16
〃　Ⅰ-9	〃	〃	谷山川北谷	〃	72	258	15
〃　Ⅰ-10	〃	〃	谷山川南谷	〃	38	9	22
〃　Ⅰ-11	〃	〃	谷山川	大　畑	160	205	13
〃　Ⅰ-12	〃	〃	大畑西谷	〃	41	13	14
〃　Ⅰ-13	〃	〃	上越知上谷	越　知	35	8	22
〃　Ⅰ-14	〃	〃	上越知右谷	〃	83	91	22
〃　Ⅰ-15	〃	〃	岩屋上谷	岩　屋	46	11	23
〃　Ⅰ-16	〃	〃	段条川	〃	56	67	18
〃　Ⅰ-17	〃	〃	東別谷	越　知	92	308	16
〃　Ⅰ-18	〃	〃	奥谷川下谷	岩　屋	50	16	25
〃　Ⅰ-19	〃	〃	奥谷川中谷	〃	20	6	26
〃　Ⅰ-20	〃	〃	岩屋下谷	〃	36	17	24
〃　Ⅰ-21	〃	〃	根宇野東谷	根宇野	59	13	24
〃　Ⅰ-22	〃	〃	根宇野西谷	〃	33	10	22
〃　Ⅰ-23	〃	〃	野尻谷川	〃	147	87	13
〃　Ⅰ-24	〃	〃	石枕川	〃	199	155	14
〃　Ⅰ-25	〃	〃	中島川	山　田	46	29	17
〃　Ⅰ-26	〃	〃	根宇谷川	根宇野	236	255	11
〃　Ⅰ-27	〃	根宇谷川	根宇谷川右支渓	〃	68	27	26
〃　Ⅰ-28	〃	越知川	午房谷川	山　田	23	172	12
〃　Ⅰ-29	〃	〃	山田上谷	〃	36	11	20
〃　Ⅰ-30	〃	〃	山田下谷	〃	27	11	16
〃　Ⅰ-31	〃	追上川	追上川北谷	猪　篠	15	7	12
〃　Ⅰ-32	〃	〃	追上川中谷	〃	16	5	18
〃　Ⅰ-33	〃	〃	追上川東谷	〃	169	90	17
〃　Ⅰ-34	〃	〃	上追上川左支渓	〃	53	25	14
〃　Ⅰ-35	〃	〃	上追上川	〃	98	37	18
〃　Ⅰ-36	〃	〃	追上川南谷	〃	14	5	26
〃　Ⅰ-37	〃	追上川	今西川	猪　篠	31	19	20
〃　Ⅰ-38	〃	猪篠川	奥猪篠川	〃	140	163	15
〃　Ⅰ-39	〃	〃	奥猪篠川第一右支渓	〃	60	34	22
〃　Ⅰ-40	〃	〃	奥猪篠川第二右支渓	〃	33	9	21
〃　Ⅰ-41	〃	〃	奥猪篠川第三右支渓	〃	22	17	20
〃　Ⅰ-42	〃	〃	奥猪篠川第四右支渓	〃	20	6	17
〃　Ⅰ-43	〃	奥猪篠川	奥猪篠川第六右支渓	〃	21	5	16
〃　Ⅰ-44	〃	〃	奥猪篠川第七右支渓	〃	10	2	17
〃　Ⅰ-45	〃	猪篠川	大山北谷	大　山	86	29	23
〃　Ⅰ-46	〃	〃	大山上谷	〃	14	10	16
〃　Ⅰ-47	〃	〃	小谷川	〃	99	126	17

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	渓流所在地(字名)	渓 流 概 要		
					渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配
市川-神崎-Ⅰ-48	〃	〃	南上川	杉	84	112	17
〃 Ⅰ-49	市 川	〃	大山下谷	大 山	12	11	14
〃 Ⅰ-50	〃	〃	中の谷川左支渓	杉	94	42	18
〃 Ⅰ-51	〃	〃	中の谷川	〃	81	151	14
〃 Ⅰ-52	〃	〃	かづら谷	〃	195	257	14
〃 Ⅰ-53	〃	〃	野上川	吉 冨	117	148	13
〃 Ⅰ-54	〃	〃	春日神社谷	〃	6	6	9
〃 Ⅰ-55	〃	〃	吉冨川左支渓	〃	12	6	10
〃 Ⅰ-56	〃	〃	法楽寺西谷	〃	6	4	9
〃 Ⅰ-57	〃	越知川	東柏尾上谷	東柏尾	58	31	12
〃 Ⅰ-58	〃	〃	東山谷川	中 村	208	213	11
〃 Ⅰ-59	〃	〃	東山谷川第一左支渓	〃	95	79	16
〃 Ⅰ-60	〃	東山川	東山谷川第二左支渓	〃	51	17	12
〃 Ⅰ-61	〃	〃	東山谷川第三左支渓	〃	63	35	13
〃 Ⅰ-62	〃	〃	東山谷川第四左支渓	〃	29	10	15
〃 Ⅰ-63	〃	〃	福本川	福 本	24	11	16
〃 Ⅰ-64	〃	越知川	福本上谷	〃	30	17	19
〃 Ⅰ-65	〃	〃	中茶屋川	〃	54	42	14
〃 Ⅰ-66	〃	〃	桜華谷	東柏尾	13	6	13
〃 Ⅰ-67	〃	〃	福山川	福 本	85	214	13
〃 Ⅰ-68	〃	市 川	柏尾川	柏 尾	51	60	13
市川-神崎-Ⅱ-1	〃	越知川	新田川	新 田	84	47	15
〃 Ⅱ-2	〃	〃	新田中谷	〃	14	3	23
〃 Ⅱ-3	〃	〃	新田下谷	〃	5	2	12
〃 Ⅱ-4	〃	〃	作畑上谷	〃	11	9	16
〃 Ⅱ-5	〃	〃	作畑中谷	作 畑	21	4	18
〃 Ⅱ-6	〃	越知川	吹上谷川東谷	作 畑	11	4	16
〃 Ⅱ-7	〃	〃	作畑下谷	〃	25	5	11
〃 Ⅱ-8	〃	〃	大畑北谷	〃	50	31	16
〃 Ⅱ-9	〃	〃	大畑上谷	〃	74	28	18
〃 Ⅱ-10	〃	〃	長谷	〃	96	41	19
〃 Ⅱ-11	〃	〃	長谷南谷	〃	90	70	18
〃 Ⅱ-12	〃	〃	大畑下谷	越 知	17	3	23
〃 Ⅱ-13	〃	〃	飯森谷	大 畑	107	138	14
〃 Ⅱ-14	〃	〃	上越知左谷	越 知	130	80	15
〃 Ⅱ-15	〃	上越知川	上越知右支渓	〃	85	79	16
〃 Ⅱ-16	〃	越知川	上越知下谷	〃	41	11	21
〃 Ⅱ-17	〃	〃	高坂川	岩 屋	128	150	14
〃 Ⅱ-18	〃	〃	奥谷川上谷	〃	57	22	21
〃 Ⅱ-19	〃	〃	神明谷川	〃	154	170	14
〃 Ⅱ-20	〃	〃	根宇野南谷	根宇野	75	22	21
〃 Ⅱ-21	〃	奥猪篠川	奥猪篠川第一左支渓	猪 篠	44	59	18
〃 Ⅱ-22	〃	〃	奥猪篠川第二左支渓	〃	56	34	18
〃 Ⅱ-23	〃	〃	奥猪篠川第三左支渓	〃	88	39	22
〃 Ⅱ-24	〃	猪篠川	奥猪篠川第五左支渓	〃	16	6	14
〃 Ⅱ-25	〃	〃	下今西川谷	〃	86	32	22
〃 Ⅱ-26	〃	〃	北山川	大 山	155	95	16
〃 Ⅱ-27	〃	〃	大山谷	〃	36	12	14

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	渓流所在地(字名)	渓　流　概　要		
					渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配
市川-神崎-Ⅱ-28	〃	〃	右中谷川谷	杉	13	5	9
〃 Ⅱ-29	〃	〃	吉冨川	吉　冨	34	21	13
〃 Ⅱ-30	市　川	越知川	粟賀川下谷	東柏尾	28	9	10
〃 Ⅱ-31	〃	〃	粟賀川上谷	〃	12	3	14
〃 Ⅱ-32	〃	〃	東柏尾下谷	〃	18	14	16
〃 Ⅱ-33	〃	東山川	粟賀谷	粟賀町	15	7	15
〃 Ⅱ-34	〃	越知川	福本右谷	福　本	23	23	15
〃 Ⅱ-35	〃	〃	福本中谷	〃	37	21	12
〃 Ⅱ-36	〃	〃	福本下谷	〃	8	10	7
市川-大河-Ⅰ-1	〃	市　川	渕谷	栗	91	70	23
〃 Ⅰ-2	〃	〃	本谷川	長　谷	61	58	14
〃 Ⅰ-3	〃	犬見川	犬見川	川　上	197	252	12
〃 Ⅰ-4	〃	〃	上寺谷川	〃	19	17	13
〃 Ⅰ-5	〃	〃	登り川	〃	148	164	12
〃 Ⅰ-6	〃	〃	スイ谷川	〃	50	37	16
〃 Ⅰ-7	〃	犬見川	入ミス谷川	川　上	127	58	18
〃 Ⅰ-8	〃	〃	川上左谷	〃	15	12	18
〃 Ⅰ-9	〃	〃	尾ノ瀬川	〃	205	302	11
〃 Ⅰ-10	〃	〃	長谷左谷	長　谷	79	51	7
〃 Ⅰ-11	〃	〃	長谷右谷	〃	25	12	21
〃 Ⅰ-12	〃	〃	足尾川	〃	158	164	19
〃 Ⅰ-13	〃	〃	本村谷	〃	24	10	17
〃 Ⅰ-14	〃	〃	奥村谷川	〃	45	28	14
〃 Ⅰ-15	〃	市　川	谷垣内川	〃	153	190	14
〃 Ⅰ-16	〃	〃	ミクゴ谷川	大　河	52	73	11
〃 Ⅰ-17	〃	〃	治耕川	〃	34	40	11
〃 Ⅰ-18	〃	〃	鍛治川	鍛　治	18	12	17
〃 Ⅰ-19	〃	〃	寺前谷	〃	21	7	19
〃 Ⅰ-20	〃	小田原川	大畑谷川	上小田	104	96	19
〃 Ⅰ-21	〃	〃	小田原川右谷	〃	7	12	22
〃 Ⅰ-22	〃	〃	小田原川左谷	〃	5	14	20
〃 Ⅰ-23	〃	〃	小原谷	〃	19	8	24
〃 Ⅰ-24	〃	〃	大田川	南小田	189	320	12
〃 Ⅰ-25	〃	〃	タヌキ谷川	〃	66	25	19
〃 Ⅰ-26	〃	〃	和入道谷川	〃	52	21	21
〃 Ⅰ-27	〃	〃	中谷川	〃	18	79	13
〃 Ⅰ-28	〃	〃	クズリ谷川	〃	43	47	15
〃 Ⅰ-29	〃	〃	三谷川	〃	13	6	19
〃 Ⅰ-30	〃	〃	クズリ谷川下谷	〃	30	41	17
〃 Ⅰ-31	〃	〃	古尾谷川	〃	27	49	13
〃 Ⅰ-32	〃	〃	北中谷川	宮　野	32	28	13
〃 Ⅰ-33	〃	〃	掛ヶ谷川	〃	299	290	11
〃 Ⅰ-34	〃	〃	上三山谷川	高朝田	67	129	14
〃 Ⅰ-35	〃	〃	高朝田川右谷	〃	8	21	15
〃 Ⅰ-36	〃	〃	高朝田川左谷	〃	28	14	16
〃 Ⅰ-37	〃	〃	奥田谷川	上　岩	89	128	16
〃 Ⅰ-38	〃	〃	城山谷川左谷	〃	93	41	13
〃 Ⅰ-39	〃	城山谷川	城山谷川右谷	〃	40	24	16

渓流番号	水系名	河川名	渓 流 名	渓流所在地(字名)	渓 流 概 要		
					渓流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配
市川-大河-Ⅰ-40	〃	〃	城山谷川右支渓	〃	15	10	16
〃 Ⅰ-41	〃	市 川	本城谷川	比 延	33	19	13
〃 Ⅰ-42	〃	〃	市川水源西脇谷川	新 野	70	52	13
〃 Ⅰ-43	市 川	市 川	西脇谷川右支渓	新 野	29	18	20
〃 Ⅰ-44	〃	〃	西脇谷川	〃	12	13	25
〃 Ⅰ-45	〃	〃	岡崎川	〃	14	24	14
〃 Ⅰ-46	〃	〃	新野谷	〃	4	11	15
〃 Ⅰ-47	〃	〃	御所谷	〃	59	86	11
市川-大河-Ⅱ-1	〃	犬見川	長谷上谷	長 谷	35	18	16
〃 Ⅱ-2	〃	市 川	梅ヶ谷川	為 信	72	93	15
〃 Ⅱ-3	〃	〃	上ノ山谷川	大 河	21	29	18
〃 Ⅱ-4	〃	〃	オベラ谷川	〃	110	101	15
〃 Ⅱ-5	〃	〃	治耕川上谷	〃	27	16	17
〃 Ⅱ-6	〃	小田原川	向山谷川右谷	上小田	78	45	15
〃 Ⅱ-7	〃	〃	向山谷川左谷	〃	24	21	17
〃 Ⅱ-8	〃	〃	高倉谷川	〃	11	2	18
〃 Ⅱ-9	〃	〃	下田川	〃	9	8	21
〃 Ⅱ-10	〃	〃	西小原川	〃	20	12	15
〃 Ⅱ-11	〃	〃	あやかし谷	南小田	63	25	19
〃 Ⅱ-12	〃	〃	かれもみ谷	〃	15	17	18
〃 Ⅱ-13	〃	〃	東高朝田谷	高朝田	4	4	16

１０．急傾斜地崩壊危険箇所一覧

１　急傾斜地崩壊危険地区

区域名	所在地			面積（ha）	指定年月日	告示番号
	郡市名	区町名	大字名			
山　田	神崎郡	神河町	山　田	1.20	昭和48年2月28日	県告第334号の2
井ノ口	〃	〃	岩　屋	2.10	〃	〃
堂河原	〃	〃	〃	1.38	〃	〃
作　畑	〃	〃	作　畑	0.48	〃	〃
新　田	〃	〃	新　田	0.36	〃	〃
上　岩	〃	〃	上　岩	0.27	〃	〃
為　信	〃	〃	長　谷	1.66	〃	〃
寺　前	〃	〃	寺　前	0.03	〃	〃
大川原	〃	〃	長　谷	4.03	〃	〃

２　急傾斜地崩壊危険箇所数（Ⅰ）

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）
自然	(神) 1	新田	神崎郡	神河町	新田	36	80	55
〃	(神) 2	〃（1）	〃	〃	〃	50	310	60
〃	(神) 3	〃（2）	〃	〃	〃	41	175	60
〃	(神) 4	作畑	〃	〃	作畑	42	170	62
〃	(神) 5	〃（2）	〃	〃	〃	36	75	25
〃	(神) 6	大畑（1）	〃	〃	〃	30	125	75
〃	(神) 7	〃（2）	〃	〃	〃	30	175	93
〃	(神) 8	〃（3）	〃	〃	〃	33	260	95
〃	(神) 9	越知（1）	〃	〃	越知	34	295	220
〃	(神)10	〃（2）	〃	〃	〃	36	290	134
〃	(神)11	〃（3）	〃	〃	〃	37	345	155
〃	(神)12	〃（4）	〃	〃	〃	34	210	95
〃	(神)13	〃（5）	〃	〃	〃	35	100	65
〃	(神)14	〃（6）	〃	〃	〃	36	135	193
〃	(神)15	岩屋（1）	〃	〃	岩屋	42	365	105
〃	(神)16	井ノ口	〃	〃	〃	38	415	215
〃	(神)17	根宇野（1）	〃	〃	根宇野	35	130	55
〃	(神)18	〃　（2）	〃	〃	〃	33	160	90
〃	(神)19	山田	〃	〃	山田	37	230	93
〃	(神)10	〃（2）	〃	〃	〃	33	130	80
〃	(神)21	〃（3）	〃	〃	〃	32	240	93
〃	(神)22	猪篠（1）	〃	〃	猪篠	36	140	18
〃	(神)23	〃（2）	〃	〃	〃	35	55	7
〃	(神)24	大山（1）	〃	〃	大山	38	150	47
〃	(神)25	柏尾（1）	〃	〃	柏尾	30	210	120
〃	(神)26	〃（2）	〃	〃	〃	30	105	60
〃	(神)27	〃（3）	〃	〃	〃	33	205	290
〃	(神)28	新田（3）	〃	〃	新田	35	45	80
〃	(神)29	〃（4）	〃	〃	〃	45	190	50
〃	(神)30	作畑（3）	〃	〃	作畑	42	380	80
〃	(神)31	大畑（4）	〃	〃	大畑	35	135	165
〃	(神)32	〃（5）	〃	〃	〃	30	153	51
〃	(神)33	〃（6）	〃	〃	〃	39	35	50
〃	(神)34	上越知	〃	〃	越知上越知	32	65	40

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(神)35	岩屋	神崎郡	神河町	岩屋	47	17	15
〃	(神)36	根宇野（3）	〃	〃	根宇野	34	370	110
〃	(神)37	吉冨	〃	〃	吉冨	31	180	40
〃	(神)38	大山（2）	〃	〃	大山	31	55	70
〃	(神)39	粟賀町	〃	〃	粟賀町	32	410	140
〃	(神)40	福山（1）	〃	〃	福本福山	31	117	70
〃	(神)41	〃（2）	〃	〃	〃	35	208	91
〃	(大) 1	渕	〃	〃	渕	39	245	64
〃	(大) 2	長谷（1）	〃	〃	長谷本村	36	575	48
〃	(大) 3	大川原	〃	〃	長谷大川原	40	626	134
〃	(大) 4	片角	〃	〃	川上片角	38	200	12
〃	(大) 5	林	〃	〃	川上林	31	350	84
〃	(大) 6	重行（1）	〃	〃	長谷重行	30	255	91
〃	(大) 7	〃（2）	〃	〃	〃	40	265	146
〃	(大) 8	為信	〃	〃	長谷為信	41	200	48
〃	(大) 9	〃（2）	〃	〃	〃	42	127	56
〃	(大)10	大河（1）	〃	〃	大河	36	125	145
〃	(大)11	〃（2）	〃	〃	〃	34	145	32
〃	(大)12	〃（3）	〃	〃	〃	41	150	70
〃	(大)13	〃（4）	〃	〃	〃	37	190	152
〃	(大)14	鍛治（2）	〃	〃	鍛治	31	110	90
〃	(大)15	〃（3）	〃	〃	〃	34	270	102
〃	(大)16	〃（4）	〃	〃	〃	34	120	13
〃	(大)17	南鍛治	〃	〃	鍛治南鍛治	32	265	102
〃	(大)18	新野（1）	〃	〃	新野	42	165	112
〃	(大)19	小原（1）	〃	〃	上小田小原	36	160	37
〃	(大)20	〃（2）	〃	〃	〃	33	325	138
〃	(大)21	〃（3）	〃	〃	〃	46	160	76
〃	(大)22	〃（4）	〃	〃	〃	38	150	153
〃	(大)23	石田（1）	〃	〃	南小田石田	35	155	68
〃	(大)24	南小田	〃	〃	〃	42	210	92
〃	(大)25	日和（2）	〃	〃	南小田日和	37	204	67
〃	(大)26	宮野（1）	〃	〃	宮野	37	330	92
〃	(大)27	高朝田（1）	〃	〃	高朝田	33	355	142
〃	(大)28	宮野（2）	〃	〃	宮野	37	165	130
〃	(大)29	高朝田（2）	〃	〃	高朝田	39	220	74
〃	(大)30	上岩	〃	〃	上岩	30	225	85
〃	(大)31	長谷（2）	〃	〃	長谷	33	385	257
〃	(大)32	本村（1）	〃	〃	長谷本村	37	65	83
〃	(大)33	〃（2）	〃	〃	〃	42	295	28
〃	(大)34	川上（1）	〃	〃	川上	34	80	20
〃	(大)35	〃（2）	〃	〃	〃	35	140	42
〃	(大)36	〃（3）	〃	〃	〃	47	190	56
〃	(大)37	〃（4）	〃	〃	〃	31	235	18
〃	(大)38	〃（5）	〃	〃	〃	38	610	176
〃	(大)39	長谷（3）	〃	〃	長谷	35	230	68
〃	(大)40	〃（4）	〃	〃	〃	39	70	40
〃	(大)41	長谷	〃	〃	大河	41	97	51
〃	(大)42	鍛治（1）	〃	〃	鍛治	32	135	66

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(大)43	平野（１）	神崎郡	神河町	上小田平野	38	50	14
〃	(大)44	〃（２）	〃	〃	上小田平野	44	365	90
〃	(大)45	上小田（１）	〃	〃	上小田	36	243	190
〃	(大)46	〃　（２）	〃	〃	〃	49	95	11
〃	(大)47	〃　（３）	〃	〃	〃	38	110	75
〃	(大)48	横瀬	〃	〃	南小田横瀬	37	253	70
〃	(大)49	石田（２）	〃	〃	南小田石田	53	45	16
〃	(大)50	〃（３）	〃	〃	〃	42	55	82
〃	(大)51	〃（４）	〃	〃	〃	39	172	82
〃	(大)52	日和（１）	〃	〃	南小田日和	33	191	64
〃	(大)53	上岩（２）	〃	〃	上岩	44	200	53
〃	(大)54	新野（２）	〃	〃	新野	44	150	56
〃	(大)55	〃（３）	〃	〃	〃	33	200	36
〃	(大)56	〃（４）	〃	〃	〃	45	270	50
〃	(大)57	〃（５）	〃	〃	新野	33	30	7
人工	(大)58	寺前	〃	〃	寺前	35	40	10
〃	(大)59	長谷	〃	〃	長谷	51	35	61
〃	(大)60	横瀬	〃	〃	南小田横瀬	30	35	26

3　急傾斜地崩壊危険箇所数（Ⅱ）

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(神) 1	堂河原	神崎郡	神河町	岩屋	33	320	166
〃	(神) 2	新田（1）	〃	〃	新田	35	50	55
〃	(神) 3	〃（2）	〃	〃	〃	41	110	62
〃	(神) 4	〃（3）	〃	〃	〃	39	65	115
〃	(神) 5	〃（4）	〃	〃	〃	40	115	60
〃	(神) 6	〃（5）	〃	〃	〃	35	80	70
〃	(神) 7	〃（6）	〃	〃	〃	33	160	80
〃	(神) 8	作畑（1）	〃	〃	作畑	50	100	24
〃	(神) 9	〃（2）	〃	〃	〃	34	105	40
〃	(神)10	〃（3）	〃	〃	〃	39	50	60
〃	(神)11	〃（4）	〃	〃	〃	36	30	25
〃	(神)12	〃（5）	〃	〃	〃	37	55	60
〃	(神)13	〃（6）	〃	〃	〃	45	45	10
〃	(神)14	〃（7）	〃	〃	〃	37	30	30
〃	(神)15	〃（8）	〃	〃	〃	35	55	35
〃	(神)16	大畑（1）	〃	〃	大畑	34	45	10
〃	(神)17	〃（2）	〃	〃	〃	37	200	110
〃	(神)18	〃（3）	〃	〃	〃	34	63	30
〃	(神)19	〃（4）	〃	〃	〃	31	90	80
〃	(神)10	〃（5）	〃	〃	〃	41	40	50
〃	(神)21	〃（6）	〃	〃	〃	36	125	290
〃	(神)22	〃（7）	〃	〃	〃	33	28	50
〃	(神)23	〃（8）	〃	〃	〃	30	52	50
〃	(神)24	〃（9）	〃	〃	〃	40	40	12
〃	(神)25	〃（１０）	〃	〃	〃	32	50	20
〃	(神)26	〃（１１）	〃	〃	〃	40	73	64

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(神)27	上越知	神崎郡	神河町	越知上越知	33	30	25
〃	(神)28	越知（1）	〃	〃	越知	38	55	121
〃	(神)29	〃（2）	〃	〃	〃	45	100	103
〃	(神)30	〃（3）	〃	〃	〃	33	58	79
〃	(神)31	〃（4）	〃	〃	〃	34	130	100
〃	(神)32	岩屋（1）	〃	〃	岩屋	33	260	320
〃	(神)33	〃（2）	〃	〃	〃	30	125	120
〃	(神)34	〃（3）	〃	〃	〃	31	60	60
〃	(神)35	〃（4）	〃	〃	〃	38	50	55
〃	(神)36	〃（5）	〃	〃	〃	39	20	50
〃	(神)37	根宇野（1）	〃	〃	根宇野	35	38	35
〃	(神)38	〃　（2）	〃	〃	〃	34	45	50
〃	(神)39	〃　（3）	〃	〃	〃	41	60	60
〃	(神)40	〃　（4）	〃	〃	〃	46	40	60
〃	(神)41	山田（1）	〃	〃	山田	49	45	70
〃	(神)42	〃（2）	〃	〃	〃	39	110	95
〃	(神)43	〃（3）	〃	〃	〃	37	75	195
〃	(神)44	〃（4）	〃	〃	〃	32	73	60
〃	(神)45	〃（5）	〃	〃	〃	40	55	60
〃	(神)46	奥猪篠（1）	〃	〃	猪篠奥猪篠	41	40	30
〃	(神)47	〃　（2）	〃	〃	〃	30	45	20
〃	(神)48	大山（1）	〃	〃	大山	33	80	80
〃	(神)49	〃（2）	〃	〃	〃	33	35	40
〃	(神)50	杉	〃	〃	杉	31	80	50
〃	(神)51	吉冨（1）	〃	〃	吉冨	40	45	40
〃	(神)52	〃（2）	〃	〃	〃	37	40	30
〃	(神)53	〃（3）	〃	〃	〃	40	50	50
〃	(神)54	〃（4）	〃	〃	〃	52	90	20
〃	(神)55	〃（5）	〃	〃	〃	52	60	60
〃	(神)56	〃（6）	〃	〃	〃	38	94	50
〃	(神)57	中村（1）	〃	〃	中村	35	33	40
〃	(神)58	〃（2）	〃	〃	〃	35	80	61
〃	(神)59	東柏尾（1）	〃	〃	東柏尾	34	40	101
〃	(神)60	〃　（2）	〃	〃	〃	33	45	60
〃	(神)61	〃　（3）	〃	〃	〃	37	64	60
〃	(神)62	〃　（4）	〃	〃	〃	36	57	40
〃	(神)63	〃　（5）	〃	〃	〃	45	70	10
〃	(神)64	柏尾（1）	〃	〃	柏尾	38	123	43
〃	(神)65	福山	〃	〃	福本福山	45	50	11
〃	(大) 1	鍛治	〃	〃	鍛治	44	90	25
〃	(大) 2	日和（1）	〃	〃	南小田日和	36	100	110
〃	(大) 3	渕	〃	〃	渕	36	55	33
〃	(大) 4	赤田	〃	〃	長谷赤田	32	100	83
〃	(大) 5	栗	〃	〃	栗比ノ原	41	70	64
〃	(大) 6	長谷（1）	〃	〃	長谷	30	110	42
〃	(大) 7	川上	〃	〃	川上	50	120	126
〃	(大) 8	大川原	〃	〃	長谷大川原	32	105	27
〃	(大) 9	為信	〃	〃	長谷為信	34	125	190
〃	(大)10	長谷（2）	〃	〃	長谷	30	45	37

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(大)11	平野（1）	神崎郡	神河町	上小田平野	54	64	45
〃	(大)12	〃（2）	〃	〃	〃	45	55	15
〃	(大)13	〃（3）	〃	〃	〃	34	46	27
〃	(大)14	上小田（1）	〃	〃	上小田	43	50	49
〃	(大)15	小原	〃	〃	上小田小原	43	85	54
〃	(大)16	横瀬（1）	〃	〃	南小田横瀬	36	108	86
〃	(大)17	〃（2）	〃	〃	〃	34	152	94
〃	(大)18	石田（1）	〃	〃	南小田石田	38	218	66
〃	(大)19	南小田（1）	〃	〃	〃	45	46	28
〃	(大)20	〃（2）	〃	〃	〃	42	71	44
〃	(大)21	宮野（1）	〃	〃	宮野	41	42	82
〃	(大)22	〃（2）	〃	〃	〃	37	125	48
〃	(大)23	高朝田	〃	〃	高朝田	39	100	110
人工	(大)24	上小田（2）	〃	〃	上小田	35	35	6
〃	(大)25	石田（2）	〃	〃	南小田石田	52	72	6

4　急傾斜地崩壊危険箇所数（Ⅲ）

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(神) 1	新田（1）	神崎郡	神河町	新田	43	170	135
〃	(神) 2	〃（2）	〃	〃	〃	37	150	80
〃	(神) 3	大畑（1）	〃	〃	大畑	52	155	160
〃	(神) 4	〃（2）	〃	〃	〃	36	190	175
〃	(神) 5	越知（1）	〃	〃	越知	34	158	190
〃	(神) 6	〃（2）	〃	〃	〃	39	148	144
〃	(神) 7	〃（3）	〃	〃	〃	37	150	125
〃	(神) 8	岩屋	〃	〃	岩屋	39	127	107
〃	(神) 9	山田（1）	〃	〃	山田	38	166	98
〃	(神)10	〃（2）	〃	〃	〃	35	175	113
〃	(神)11	奥猪篠	〃	〃	猪篠奥猪篠	31	185	60
〃	(神)12	猪篠	〃	〃	〃	32	300	105
〃	(神)13	大山	〃	〃	大山	35	270	68
〃	(神)14	東柏尾	〃	〃	東柏尾	32	203	70
〃	(神)15	柏尾	〃	〃	柏尾	32	175	85
〃	(神)16	福本	〃	〃	福本	34	140	100
〃	(大) 1	比ノ原（1）	〃	〃	栗比ノ原	36	266	115
〃	(大) 2	〃（2）	〃	〃	〃	42	145	50
〃	(大) 3	片角	〃	〃	川上片角	39	180	120
〃	(大) 4	本村	〃	〃	長谷本村	36	262	144
〃	(大) 5	用田	〃	〃	大河用田	35	179	98
〃	(大) 6	大河	〃	〃	〃	43	145	62
〃	(大) 7	小原（1）	〃	〃	上小田小原	37	267	120
〃	(大) 8	〃（2）	〃	〃	〃	35	355	188
〃	(大) 9	横瀬（1）	〃	〃	南小田横瀬	35	129	114
〃	(大)10	〃（2）	〃	〃	〃	40	236	100
〃	(大)11	日和（1）	〃	〃	南小田日和	41	530	103
〃	(大)12	〃（2）	〃	〃	〃	40	200	92
〃	(大)13	宮野	〃	〃	宮野	41	593	172

斜面	箇所番号	箇所名	位置			地形		
			郡市名	区町名	大字小字名	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)
自然	(大)14	高朝田	神崎郡	神河町	高朝田	42	123	113
〃	(大)15	上岩	〃	〃	上岩	39	326	128
〃	(大)16	比延	〃	〃	比延	40	123	46
〃	(大)17	新野	〃	〃	新野	36	178	207

5　土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	粟賀町	粟賀町	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠	猪篠 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠	猪篠 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠奥猪篠	奥猪篠	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠奥猪篠	奥猪篠 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	猪篠奥猪篠	奥猪篠 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	井ノ口	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	堂河原	兵庫県告示第 1089 号
神河町	岩屋	岩屋 (5)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大河	大河	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	大河 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	大河 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	大河 (3)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	大河 (4)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河	長谷	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大河用田	用田	兵庫県告示第 1090 号
神河町	大畑	大畑 (1) Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (1) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (10) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (11) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (2) Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (2) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (2) Ⅲ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (3) Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (3) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (4) Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (5) Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	大畑	大畑 (5) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (6) Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (6) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (7) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (8) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大畑	大畑 (9) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	大山	大山	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大山	大山 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大山	大山 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大山	大山 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	大山	大山 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (5)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知	越知 (6)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	越知上越知	上越知	兵庫県告示第 1089 号
神河町	鍛冶	鍛冶	兵庫県告示第 1090 号
神河町	鍛冶	鍛冶 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	鍛冶	鍛冶 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	鍛冶	鍛冶 (3)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	鍛冶	鍛冶 (4)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	柏尾	柏尾	兵庫県告示第 1089 号
神河町	柏尾	柏尾 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	柏尾	柏尾 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	柏尾	柏尾 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	柏尾	柏尾 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	鍛冶南鍛冶	南鍛冶	兵庫県告示第 1090 号
神河町	上岩	上岩	兵庫県告示第 1090 号
神河町	上岩	上岩	兵庫県告示第 1090 号
神河町	上岩	上岩 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	上小田	小原 (1) Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原 (1) Ⅲ	兵庫県告示第 1063 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	上小田	小原（2）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原（2）Ⅲ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原（3）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原（4）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	小原Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	上小田（1）Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	上小田（2）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	上小田（2）Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	上小田（3）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（1）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（1）Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（2）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（2）Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	上小田	平野（3）Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（1）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（2）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（3）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（4）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上（5）Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	川上Ⅱ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	片角Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	片角Ⅲ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	川上	林Ⅰ	兵庫県告示第 1063 号
神河町	栗比ノ原	栗	兵庫県告示第 1090 号
神河町	栗比ノ原	比ノ原（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	栗比ノ原	比ノ原（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	作畑	作畑（1）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（2）Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（2）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（3）Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（3）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（4）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（5）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（6）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（7）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑（8）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	作畑	作畑Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田（1）Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田（1）Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田（1）Ⅲ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田（2）Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	新田	新田 (2) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田 (2) Ⅲ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田 (4) Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田 (5) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田 (6) Ⅱ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新田	新田Ⅰ	兵庫県告示第 1065 号
神河町	新野	新野	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (3)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (4)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	新野	新野 (5)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	高朝田	高朝田	兵庫県告示第 1090 号
神河町	高朝田	高朝田 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	高朝田	高朝田 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	寺前	寺前	兵庫県告示第 1090 号
神河町	中村	中村 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	中村	中村 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (3)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	根宇野	根宇野 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	長谷	長谷	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (3)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷	長谷 (4)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷赤田	赤田	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷大川原	大川原	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷大川原	大川原	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷重行	重行 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷重行	重行 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷為信	為信	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷為信	為信	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷為信	為信 (2)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷本村	長谷 (1)	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷本村	本村	兵庫県告示第 1090 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	長谷本村	本村（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	長谷本村	本村（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	東柏尾	東柏尾	兵庫県告示第 1089 号
神河町	東柏尾	東柏尾（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	東柏尾	東柏尾（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	東柏尾	東柏尾（4）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	東柏尾	東柏尾（5）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	福本福山	福山（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	福本福山	福山（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	淵	淵	兵庫県告示第 1090 号
神河町	渕	渕	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田	南小田	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田	南小田（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田	南小田（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田石田	石田（4）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田日和	日和（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	南小田横瀬	横瀬（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	宮野	宮野（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	宮野	宮野（1）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	宮野	宮野（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	宮野	宮野（2）	兵庫県告示第 1090 号
神河町	山田	山田	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（1）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（2）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（3）	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田（3）	兵庫県告示第 1089 号

区町名	字名	区域名	公示番号
神河町	山田	山田 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	山田	山田 (5)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (1)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (2)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (4)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (5)	兵庫県告示第 1089 号
神河町	吉富	吉富 (6)	兵庫県告示第 1089 号

１１．地すべり危険箇所一覧

1　地すべり危険箇所（農林水産部関係）

整理番号	箇所名	位置			面積 (ha)	指定年月日 備　考
		市　郡	区　町	大字小字		
441-地-1	越　知	神崎郡	神河町	越知川井	4.2	
445-地-1	上小田	〃	〃	上小田上ノ山	14.0	
445-地-2	栗	〃	〃	栗下賀谷	17.5	

2　土砂災害警戒区域（地すべり）

町名	大字名	小字名	公示番号
神河町	川上	林	兵庫県告示第 159 号
神河町	上小田	高倉	兵庫県告示第 159 号

１２．山地災害危険地区一覧

１　山腹崩壊危険地区

地区番号	地区名	位置				面積 (ha)	備考
		市・郡	区・町	大字	小字		
446　-1	柏尾（１）	神崎郡	神河町	柏尾	大嶽山	4.0	
-2	柏尾（２）	〃	〃	柏尾	大嶽山	15.0	
-3	東柏尾（１）	〃	〃	東柏尾	尾崎	2.0	
-4	東柏尾（２）	〃	〃	東柏尾		2.0	
-5	東柏尾（３）	〃	〃	東柏尾	大三角	2.0	
-6	猪篠	〃	〃	猪篠	東山田	17.0	
-7	山田	〃	〃	山田	米山	27.0	
-8	根宇野	〃	〃	根宇野	西次岩	8.0	
-9	岩屋（１）	〃	〃	岩屋		30.0	
-10	岩屋（２）	〃	〃	岩屋	椋谷	7.0	
-11	岩屋（３）	〃	〃	岩屋	椋谷	7.0	
-12	越知（１）	〃	〃	越知		7.0	
-13	越知（２）	〃	〃	越知		2.0	
-14	越知（３）	〃	〃	越知	荒田・垣内	5.0	
-15	越知（４）	〃	〃	越知	森坂	8.0	
-16	大畑（１）	〃	〃	大畑	仲山	8.0	
-17	大畑（２）	〃	〃	大畑	仲山	17.0	
-18	大畑（３）	〃	〃	大畑	宮ノ上	27.0	
-19	作畑（１）	〃	〃	作畑	ワリササ	4.0	
-20	作畑（２）	〃	〃	作畑	猪野・垣内	2.0	
-21	新田（１）	〃	〃	新田	火打野	6.0	
-22	新田（２）	〃	〃	新田	水ヶ原	4.0	
-23	作畑（３）	〃	〃	作畑	的場	2.0	
-24	大畑（４）	〃	〃	大畑	谷山	8.0	
-25	越知（５）	〃	〃	越知		6.0	
-26	岩屋　１	〃	〃	岩屋	種林	16.0	
-27	岩屋　２	〃	〃	岩屋	本谷	9.0	
-28	福本	〃	〃	福本	錦谷	4.0	
-29	新野（１）	〃	〃	新野	清水山	5.0	
-30	新野（２）	〃	〃	新野	松茸山	2.0	
-31	上小田（１）	〃	〃	上小田	向イ山	34.0	
-32	上小田（２）	〃	〃	上小田	久保	6.0	
-33	上小田（３）	〃	〃	上小田		4.0	
-34	上小田（４）	〃	〃	上小田	小原	16.0	
-35	南小田（１）	〃	〃	南小田	岩嶽	13.0	
-36	南小田（２）	〃	〃	南小田	クズリ	12.0	
-37	南小田（３）	〃	〃	南小田	東山	7.0	
-38	南小田（４）	〃	〃	南小田	日和山	3.0	
-39	宮野	〃	〃	宮野	壱谷	6.0	
-40	高朝田（１）	〃	〃	高朝田	イケヤ谷	20.0	
-41	高朝田（２）	〃	〃	高朝田	大ヘラ	15.0	
-42	高朝田（３）	〃	〃	高朝田	上山	6.0	
-43	寺前	〃	〃	寺前	白山	11.0	
-44	鍛治（１）	〃	〃	鍛治	西山根	6.0	
-45	鍛治（２）	〃	〃	鍛治	〃	7.0	
-46	大河（１）	〃	〃	大河	タラヤノ谷	6.0	
-47	長谷（１）	〃	〃	長谷	ヒラキ	11.0	
-48	長谷（２）	〃	〃	長谷	重林	8.0	

地区番号	地区名	位置				面積（ha）	備考
		市・郡	区・町	大字	小字		
446 -49	川上（1）	神崎郡	神河町	川上	モチノキ磯	11.0	
-50	川上（2）	〃	〃	川上	西ノ山	8.0	
-51	長谷（3）	〃	〃	長谷	笹野	11.0	
-52	長谷（4）	〃	〃	長谷	畔上	10.0	
-53	長谷（5）	〃	〃	長谷	西山	6.0	
-54	渕（1）	〃	〃	渕	向山	16.0	
-55	渕（2）	〃	〃	渕	日向山	6.0	
-56	栗	〃	〃	栗	浦林	7.0	
-57	大河	〃	〃	大河	才谷ノ下	14.0	
-58	鍛治	〃	〃	鍛治	八重ノ上	3.0	
-59	川上	〃	〃	川上	ナガソウ	9.0	
-60	長谷	〃	〃	長谷	下り松	1.0	
-61	南小田	〃	〃	南小田	峰山	15.0	
-62	大山	〃	〃	大山	内畑	5.0	
-63	山田	〃	〃	山田	大瀬山	2.0	
-65	岩屋　6	〃	〃	岩屋	赤岩ほか	100.0	
-66	越知　5	〃	〃	越知	荒田垣内	1.0	
-67	新田　3	〃	〃	新田	南水谷	2.0	
-68	比延	〃	〃	比延	久保田	3.0	
-69	越知　6	〃	〃	越知	深ダニ	55.0	
-70	上小田　5	〃	〃	上小田	尾原	16.0	
-71	作畑　4	〃	〃	作畑	マカリ谷	6.0	

2　崩壊土砂流出危険区域

地区番号	地区名	位置			危険地の状況		備考
		区・町	大字	小　字	延長（m）	面積（ha）	
446 -1	柏尾（1）	神河町	柏尾	滝ノ奥	780	1.17	
-2	柏尾（2）	〃	柏尾	深谷	320	0.48	
-3	東柏尾（1）	〃	東柏尾	いしろ谷	550	0.83	
-4	東柏尾（2）	〃	東柏尾	宮ノ谷	930	1.40	
-5	東柏尾（3）	〃	東柏尾	市場山	680	2.04	
-6	杉（1）	〃	杉	入炭	1,830	5.49	
-7	杉（2）	〃	杉		1,540	4.62	
-8	大山（1）	〃	大山	小谷	1,410	5.08	
-9	大山（2）	〃	大山		1,130	1.36	
-10	猪篠（1）	〃	猪篠	今西	570	1.37	
-11	猪篠（2）	〃	猪篠	西山	1,080	3.24	
-12	猪篠（3）	〃	猪篠	峠	1,860	2.79	
-13	猪篠（4）	〃	猪篠	奥山	320	0.96	
-14	猪篠（5）	〃	猪篠	堂山	1,060	4.13	
-15	猪篠（6）	〃	猪篠	奥山	1,900	5.70	
-16	越知（1）	〃	越知	深ダワ	1,100	3.30	
-17	猪篠（7）	〃	猪篠	東山田	760	2.28	
-18	大山（3）	〃	大山	宮谷	620	0.93	
-19	大山（4）	〃	大山	中尾	1,570	5.65	
-20	山田	〃	山田	中野	2,160	7.13	
-21	根宇野　1	〃	山田	根宇野	560	1.68	

地区番号	地区名	位置			危険地の状況		備考
		区・町	大字	小 字	延長 (m)	面積 (ha)	
446-22	根宇野　2	〃	根宇野	西次岩	2,270	6.81	
-23	根宇野（3）	神河町	根宇野	宮の尾	1,760	5.28	
-24	岩屋（1）	〃	岩屋	宮ノ谷	580	0.87	
-25	越知（2）	〃	越知		320	0.52	
-26	越知（3）	〃	越知	荒田垣内	300	0.63	
-27	越知（4）	〃	越知	加寺	710	2.13	
-28	大畑（1）	〃	大畑	水井谷	1,320	3.96	
-29	大畑（2）	〃	大畑	〃	1,120	2.69	
-30	作畑（1）	〃	作畑	長谷	1,120	3.36	
-31	新田（1）	〃	新田	上垣内	990	1.49	
-32	新田（2）	〃	新田	センタニノキ	550	1.56	
-33	新田（3）	〃	新田	火打原	800	3.60	
-34	新田（4）	〃	新田	水無し	390	0.94	
-35	新田（5）	〃	新田		930	1.95	
-36	作畑（2）	〃	作畑	持谷	1,520	4.56	
-37	作畑（3）	〃	作畑	俵野	900	2.70	
-38	作畑（4）	〃	作畑	火釜	710	2.13	
-39	大畑（3）	〃	大畑	谷山	2,290	6.87	
-40	大畑（4）	〃	大畑	南山	1,090	3.27	
-41	岩屋（2）	〃	岩屋	福岩	520	1.56	
-42	根宇野（4）	〃	根宇野	明神谷	1,970	6.50	
-43	根宇野（5）	〃	根宇野	大滑	1,540	5.08	
-44	根宇野（6）	〃	根宇野	大滑	870	1.83	
-45	根宇野（7）	〃	根宇野	太代尾	420	0.63	
-46	根宇野（8）	〃	根宇野	笠形山	2,210	3.58	
-47	中村（1）	〃	中村	大滑	1,790	5.37	
-48	中村（2）	〃	中村	城山	1,020	2.45	
-49	福本	〃	福本	十里谷	670	2.01	
-50	作畑	〃	作畑	朝ヶ谷	1,360	2.45	
-51	福本　3	〃	福本	中茶屋山	210	0.13	
-52	越知　5	〃	越知	大蔵	1,390	2.92	
-53	吉富　1	〃	吉冨	焼ヶ谷	1,860	1.12	
-54	吉富　2	〃	吉冨	イギロ	740	0.44	
-55	吉富　3	〃	吉冨	ナメラ	380	0.46	
-56	新田（6）	〃	新田	俵野	220	0.36	
-57	新野（1）	〃	新野	内山	1,130	2.71	
-58	新野（2）	〃	新野	ニガ谷	270	0.65	
-59	新野（3）	〃	新野	大谷山	930	1.40	
-60	比延	〃	比延	本城	630	4.73	
-61	上岩	〃	上岩		1,430	5.15	
-62	高朝田（1）	〃	高朝田	奥山	1,430	4.29	
-63	高朝田　2	〃	高朝田	高ノ尾	1,420	4.69	
-64	宮野（1）	〃	宮野	岩ヶ谷	2,000	12.60	
-65	宮野（2）	〃	宮野	東山	900	1.35	
-66	南小田（1）	〃	南小田	片岡谷	350	0.53	
-67	南小田（2）	〃	南小田	本谷	760	1.82	
-68	南小田（3）	〃	南小田	和入道	870	1.57	
-69	南小田（4）	〃	南小田	和入道	1,090	1.64	
-70	南小田（5）	〃	南小田	和入道	10	0.01	

地区番号	地区名	位置			危険地の状況		備考
		区・町	大字	小字	延長(m)	面積(ha)	
446-71	南小田（６）	〃	南小田	榊谷	1,730	5.19	
-72	上小田（１）	〃	上小田	ヲソ谷	500	1.50	
-73	上小田（２）	神河町	上小田	ヲソ谷	1,210	2.18	
-74	上小田（３）	〃	上小田	ヲソ谷	1,480	4.44	
-75	上小田（４）	〃	上小田	向イ山	1,470	4.41	
-76	上小田（５）	〃	上小田		1,110	2.66	
-77	上小田（６）	〃	上小田	大畑	560	1.18	
-78	上小田（７）	〃	上小田	大畑	1,190	3.57	
-79	上小田（８）	〃	上小田	久保	280	0.42	
-80	上小田（９）	〃	上小田	上ノ山	480	7.08	
-81	上小田（１０）	〃	上小田	宮ノ谷	440	1.06	
-82	上小田（１１）	〃	上小田	尾原	850	2.55	
-83	南小田（７）	〃	南小田	東山	120	0.18	
-84	南小田（８）	〃	南小田	東山	610	0.92	
-85	渕	〃	渕	石穴	510	1.22	
-86	南小田（９）	〃	南小田	古屋敷	630	0.95	
-87	南小田（１０）	〃	南小田	庚申谷	530	1.27	
-88	高朝田（３）	〃	高朝田	滝山	710	1.70	
-89	高朝田（４）	〃	高朝田	奥ノ谷	440	0.66	
-90	寺前	〃	寺前	城山	850	2.55	
-91	鍛治（１）	〃	鍛治		220	0.33	
-92	鍛治（２）	〃	鍛治	西山根	770	1.16	
-93	大河（１）	〃	大河	西山	620	1.49	
-94	大河（２）	〃	大河	ミクゴ	1,300	3.90	
-95	長谷（１）	〃	長谷	狐場	430	1.03	
-96	長谷（２）	〃	長谷	狐場	440	1.06	
-97	長谷（３）	〃	長谷	カラ谷	780	1.17	
-98	長谷（４）	〃	長谷	ムク谷	1,100	2.31	
-99	川上（１）	〃	川上	犬山	1,020	3.06	
-100	川上（２）	〃	川上	オノセ谷	1,670	5.01	
-101	川上（３）	〃	川上	小屋ヶ谷	820	1.23	
-102	川上（４）	〃	川上	ハタギリ	1,230	3.69	
-103	川上（５）	〃	川上	寺谷	460	0.69	
-104	川上（６）	〃	川上	チメラ谷	1,330	3.99	
-105	川上（７）	〃	川上	シキオドシ	1,440	4.32	
-106	川上（８）	〃	川上	石ノ元	740	1.11	
-107	川上（９）	〃	川上	水谷	980	2.06	
-108	川上（１０）	〃	川上	入スミ	1,160	1.74	
-109	川上（１１）	〃	川上	片角	610	1.46	
-110	川上（１２）	〃	川上	東ハラジ	1,120	1.68	
-111	長谷（５）	〃	長谷	滝谷	1,430	4.29	
-112	長谷（６）	〃	長谷	滝谷	1,520	0.46	
-113	長谷（７）	〃	長谷	奥林	960	1.44	
-114	南小田（１１）	〃	南小田	石原	1,320	1.98	
-115	長谷（８）	〃	長谷	梅ヶ谷	1,240	3.72	
-116	大河（３）	〃	大河	箱殿畠	1,820	8.74	
-117	川上（１３）	〃	川上	ヲノセ谷	700	1.13	
-118	新野（４）	〃	新野	小谷	320	0.52	
-119	長谷（９）	〃	長谷	本谷	1,000	0.90	

地区番号	地区名	位置			危険地の状況		備考
		区・町	大字	小字	延長（m）	面積（ha）	
446-120	長谷	〃	長谷	タカム子	850	0.77	
-121	岩屋	〃	岩屋	馬渕	970	0.87	
-122	東柏尾	〃	東柏尾	市場山	770	0.69	
-123	福本	神河町	福本	久保谷	580	0.35	
-124	大山	〃	大山	大谷	1,580	2.56	
-125	作畑（１）	〃	作畑	水谷	250	0.15	
-125	中村（３）	〃	中村	横谷	480	0.92	
-126	作畑（２）	〃	作畑	水谷	400	0.24	
-126	中村（４）	〃	中村	トカノ尾	1,360	0.82	
-127	作畑（３）	〃	作畑	水谷	490	0.29	
-127	大山（６）	〃	大山	間谷	870	0.52	
-128	大河（３）	〃	大河	東山	880	0.53	
-129	川上（４）	〃	川上	ハタギリ	450	0.41	
-130	カベス	〃	新田	カベス	210	0.25	
-131	川上	〃	川上	ナガソウ	360	1.08	

１３．土砂災害（特別）警戒区域一覧　※「●」は、土砂災害特別警戒区域を示す

１　急傾斜地の崩壊

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
林Ⅰ	134020001	川上	●
川上(3)Ⅰ	134020002	川上	●
川上(1)Ⅰ	134020003	川上	●
川上(2)Ⅰ	134020004	川上	●
川上(5)Ⅰ	134020005	川上	●
川上(4)Ⅰ	134020006	川上	●
片角Ⅰ	134020007	川上	
片角Ⅲ	134020008	川上	●
川上Ⅱ	134020009	川上	●
平野(1)Ⅰ	134020010	上小田	
平野(1)Ⅱ	134020011	上小田	
平野(2)Ⅱ	134020012	上小田	●
平野(3)Ⅱ	134020013	上小田	
平野(2)Ⅰ	134020014	上小田	●
上小田(2)Ⅰ	134020015	上小田	
上小田(3)Ⅰ	134020016	上小田	
小原(3)Ⅰ	134020017	上小田	●
上小田(2)Ⅱ	134020018	上小田	
小原(1)Ⅲ	134020019	上小田	●
小原(4)Ⅰ	134020020	上小田	●
上小田(1)Ⅱ	134020021	上小田	●
小原(2)Ⅰ	134020022	上小田	●
小原Ⅱ	134020023	上小田	
小原(2)Ⅲ	134020024	上小田	●
小原(1)Ⅰ	134020025	上小田	●
新田Ⅰ	134010001	新田	●
新田(1)Ⅲ	134010002	新田	●
新田(1)Ⅱ	134010003	新田	●
新田(2)Ⅱ	134010004	新田	●
新田(2)Ⅰ	134010005	新田	●
新田(1)Ⅰ	134010006	新田	●
新田(2)Ⅲ	134010007	新田	●
新田(4)Ⅰ	134010008	新田	●
新田(6)Ⅱ	134010009	新田	●
新田(5)Ⅱ	134010010	新田	●
作畑Ⅰ	134010011	作畑	●
作畑(1)Ⅱ	134010012	作畑	●
作畑(3)Ⅰ	134010013	作畑	●
作畑(2)Ⅱ	134010014	作畑	●
作畑(3)Ⅱ	134010015	作畑	●
作畑(4)Ⅱ	134010016	作畑	●
作畑(5)Ⅱ	134010017	作畑	●
作畑(6)Ⅱ	134010018	作畑	●
作畑(7)Ⅱ	134010019	作畑	●
作畑(2)Ⅰ	134010020	作畑	●
作畑(8)Ⅱ	134010021	作畑	●
大畑(1)Ⅱ	134010022	大畑	●

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
大畑(2)Ⅱ	134010023	大畑	●
大畑(3)Ⅱ	134010024	大畑	●
大畑(5)Ⅱ	134010025	大畑	●
大畑(4)Ⅰ	134010026	大畑	●
大畑(5)Ⅰ	134010027	大畑	●
大畑(6)Ⅱ	134010028	大畑	●
大畑(2)Ⅰ	134010029	大畑	●
大畑(7)Ⅱ	134010030	大畑	●
大畑(8)Ⅱ	134010031	大畑	●
大畑(3)Ⅰ	134010032	大畑	●
大畑(1)Ⅰ	134010033	大畑	●
大畑(9)Ⅱ	134010034	大畑	●
大畑(10)Ⅱ	134010035	大畑	●
大畑(6)Ⅰ	134010036	大畑	●
大畑(2)Ⅲ	134010037	大畑	●
大畑(11)Ⅱ	134010038	大畑	●
澤Ⅲ	135000131	新野	
上越知Ⅰ	134010039	越知	●
越知 (3) Ⅰ	134010040	越知	●
越知 (4) Ⅰ	134010041	越知	●
越知 (6) Ⅰ	134010042	越知	●
越知 (2) Ⅰ	134010043	越知	●
越知 (5) Ⅰ	134010044	越知	●
越知 (1) Ⅰ	134010045	越知	●
越知 (1) Ⅱ	134010046	越知	
越知 (2) Ⅱ	134010047	越知	●
越知 (3) Ⅱ	134010048	越知	●
越知 (4) Ⅱ	134010049	越知	●
越知 (1) Ⅲ	134010050	越知	●
越知 (2) Ⅲ	134010051	越知	●
越知 (3) Ⅲ	134010052	越知	●
猪篠 (1) Ⅰ	134010053	猪篠	●
猪篠 (2) Ⅰ	134010054	猪篠	
奥猪篠 (1) Ⅱ	134010055	猪篠	●
奥猪篠 (2) Ⅱ	134010056	猪篠	●
奥猪篠Ⅲ	134010057	猪篠	●
大山 (2) Ⅰ	134010058	大山	●
大山 (1) Ⅰ	134010059	大山	●
大山 (1) Ⅱ	134010060	大山	●
大山 (2) Ⅱ	134010061	大山	●
大山Ⅲ	134010062	大山	●
岩屋 (1) Ⅰ	134010063	岩屋	●
井ノ口Ⅰ	134010064	岩屋	●
岩屋Ⅰ	134010065	岩屋	
岩屋 (1) Ⅱ	134010066	岩屋	●
岩屋 (2) Ⅱ	134010067	岩屋	●
岩屋 (3) Ⅱ	134010068	岩屋	●
岩屋 (4) Ⅱ	134010069	岩屋	●
堂河原Ⅱ	134010070	岩屋	●
岩屋 (5) Ⅱ	134010071	岩屋	●
岩屋Ⅲ	134010072	岩屋	●

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
根宇野（2）Ⅰ	134010073	根宇野	●
根宇野（1）Ⅰ	134010074	根宇野	●
根宇野（3）Ⅰ	134010075	根宇野	●
根宇野（1）Ⅱ	134010076	根宇野	
根宇野（2）Ⅱ	134010077	根宇野	●
根宇野（3）Ⅱ	134010078	根宇野	●
根宇野（4）Ⅱ	134010079	根宇野	●
山田（2）Ⅰ	134010080	山田	●
山田Ⅰ	134010081	山田	●
山田（3）Ⅰ	134010082	山田	●
山田（1）Ⅱ	134010083	山田	●
山田（2）Ⅱ	134010084	山田	●
山田（3）Ⅱ	134010085	山田	●
山田（4）Ⅱ	134010086	山田	
山田（5）Ⅱ	134010087	山田	●
山田（1）Ⅲ	134010088	山田	●
山田（2）Ⅲ	134010089	山田	●
中村（1）Ⅱ	134010090	中村	●
中村（2）Ⅱ	134010091	中村	●
吉冨Ⅰ	134010092	吉冨	●
吉冨（1）Ⅱ	134010093	吉冨	
吉冨（2）Ⅱ	134010094	吉冨	●
吉冨（6）Ⅱ	134010095	吉冨	●
吉冨（4）Ⅱ	134010096	吉冨	●
吉冨（5）Ⅱ	134010097	吉冨	●
東柏尾Ⅲ	134010098	東柏尾	
東柏尾（2）Ⅱ	134010099	東柏尾	●
東柏尾（3）Ⅱ	134010100	東柏尾	●
東柏尾（4）Ⅱ	134010101	東柏尾	●
東柏尾（5）Ⅱ	134010102	東柏尾	●
粟賀町Ⅰ	134010103	粟賀町	●
柏尾Ⅲ	134010104	柏尾	●
柏尾（3）Ⅰ	134010105	柏尾	●
柏尾（1）Ⅰ	134010106	柏尾	●
柏尾（2）Ⅰ	134010107	柏尾	●
柏尾（1）Ⅱ	134010108	柏尾	●
福山（2）Ⅰ	134010109	福本	●
福山（1）Ⅰ	134010110	福本	
渕Ⅰ	134020026	渕	●
渕Ⅱ	134020027	渕	●
栗Ⅱ	134020028	長谷	●
比ノ原（1）Ⅲ	134020029	長谷	●
比ノ原（2）Ⅲ	134020030	長谷	●
長谷Ⅰ	134020031	長谷	
長谷（3）Ⅰ	134020032	長谷	●
長谷（4）Ⅰ	134020033	長谷	●
大川原Ⅰ	134020034	長谷	●
本村（2）Ⅰ	134020035	長谷	●
長谷（1）Ⅰ	134020036	長谷	
本村（1）Ⅰ	134020037	長谷	●
長谷（2）Ⅰ	134020038	長谷	●

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
重行（2）Ⅰ	134020039	長谷	●
重行（1）Ⅰ	134020040	長谷	●
為信Ⅰ	134020041	長谷	●
為信（2）Ⅰ	134020042	長谷	●
大川原Ⅱ	134020043	長谷	●
赤田Ⅱ	134020044	長谷	●
長谷（1）Ⅱ	134020045	長谷	●
為信Ⅱ	134020046	長谷	●
長谷（2）Ⅱ	134020047	長谷	●
本村Ⅲ	134020048	長谷	●
横瀬Ⅰ	134020049	南小田	
横瀬Ⅰ	134020050	南小田	●
石田（2）Ⅰ	134020051	南小田	●
石田（1）Ⅰ	134020052	南小田	●
石田（4）Ⅰ	134020053	南小田	●
南小田Ⅰ	134020054	南小田	●
日和（2）Ⅰ	134020055	南小田	●
日和（1）Ⅰ	134020056	南小田	
横瀬（1）Ⅱ	134020057	南小田	
横瀬（2）Ⅱ	134020058	南小田	●
石田（1）Ⅱ	134020059	南小田	●
石田（2）Ⅱ	134020060	南小田	
南小田（1）Ⅱ	134020061	南小田	●
南小田（2）Ⅱ	134020062	南小田	
日和（1）Ⅱ	134020063	南小田	●
横瀬（1）Ⅲ	134020064	南小田	●
日和（1）Ⅲ	134020065	南小田	●
日和（2）Ⅲ	134020066	南小田	●
大河（3）Ⅰ	134020067	大河	
大河（4）Ⅰ	134020068	大河	●
長谷Ⅰ	134020069	大河	●
大河（1）Ⅰ	134020070	大河	●
大河（2）Ⅰ	134020071	大河	●
用田Ⅲ	134020072	大河	●
大河Ⅲ	134020073	大河	●
宮野（1）Ⅰ	134020074	宮野	●
宮野（2）Ⅰ	134020075	宮野	●
宮野（1）Ⅱ	134020076	宮野	●
宮野（2）Ⅱ	134020077	宮野	●
鍛冶（2）Ⅰ	134020078	鍛冶	●
鍛冶（3）Ⅰ	134020079	鍛冶	
鍛冶（1）Ⅰ	134020080	鍛冶	●
鍛冶（4）Ⅰ	134020081	鍛冶	●
南鍛冶Ⅰ	134020082	鍛冶	●
鍛冶Ⅱ	134020083	鍛冶	●
高朝田（2）Ⅰ	134020084	高朝田	●
高朝田（1）Ⅰ	134020085	高朝田	●
高朝田Ⅱ	134020086	高朝田	●
上岩（2）Ⅰ	134020087	上岩	
上岩Ⅰ	134020088	上岩	●
上岩Ⅲ	134020089	上岩	●

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
寺前Ⅰ	134020090	寺前	
新野（2）Ⅰ	134020091	比延	●
新野（3）Ⅰ	134020092	新野	●
新野（1）Ⅰ	134020093	新野	●
新野（4）Ⅰ	134020094	新野	●
新野（5）Ⅰ	134020095	新野	●
新野Ⅲ	134020096	新野	●

2　土石流

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
登り川Ⅰ	234020001	川上	
上寺谷川Ⅰ	234020002	川上	
犬見川Ⅰ	234020003	川上	●
スイ谷川Ⅰ	234020004	川上	
入ミス谷川Ⅰ	234020005	川上	
川上左谷Ⅰ	234020006	川上	●
尾ノ瀬川Ⅰ	234020007	川上	●
大畑谷川Ⅰ	234020008	上小田	
高倉谷川Ⅱ	234020009	上小田	
向山谷川左谷Ⅱ	234020010	上小田	●
向山谷川右谷Ⅱ	234020011	上小田	
上小田川右谷Ⅰ	234020012	上小田	
上小田川左谷Ⅰ	234020013	上小田	
下田川Ⅱ	234020014	上小田	
小原谷Ⅰ	234020015	上小田	
西小原谷Ⅱ	234020016	上小田	
曲谷川Ⅰ	234010001	新田	●
新田川Ⅱ	234010002	新田	●
新田上谷Ⅰ	234010003	新田	
新田中谷Ⅱ	234010004	新田	
新田下谷Ⅱ	234010005	新田	
作畑上谷Ⅱ	234010006	作畑	●
作畑東谷Ⅰ	234010007	作畑	●
石風呂川Ⅰ	234010008	作畑	
作畑中谷Ⅱ	234010009	作畑	●
吹上谷川東谷Ⅱ	234010010	作畑	
吹上谷川Ⅰ	234010011	作畑	●
吹上川Ⅰ	234010012	作畑	●
作畑下谷Ⅱ	234010013	作畑	●
下村谷Ⅰ	234010014	作畑	
近松川Ⅰ	234010015	作畑	
大畑北谷Ⅱ	234010016	大畑	●
大畑上谷Ⅱ	234010017	大畑	●
長谷Ⅱ	234010018	大畑	
長谷南谷Ⅱ	234010019	大畑	●
谷山川北谷Ⅰ	234010020	大畑	●
谷山川南谷Ⅰ	234010021	大畑	
谷山川Ⅰ	234010022	大畑	
大畑西谷Ⅰ	234010023	大畑	

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
飯森谷Ⅱ	234010024	大畑	
上越知上谷Ⅰ	234010025	越知	
上越知右谷Ⅰ	234010026	越知	
東別谷Ⅰ	234010027	越知	
大畑下谷Ⅱ	234010028	越知	
上越知左谷Ⅱ	234010029	越知	
上越知右支渓Ⅱ	234010030	越知	
上越知下谷Ⅱ	234010031	越知	
追上川北谷Ⅰ	234010032	猪篠	●
追上川中谷Ⅰ	234010033	猪篠	
追上川東谷Ⅰ	234010034	猪篠	
上追上川左支渓Ⅰ	234010035	猪篠	●
上追上川Ⅰ	234010036	猪篠	●
追上川南谷Ⅰ	234010037	猪篠	
今西川Ⅰ	234010038	猪篠	●
奥猪篠川Ⅰ	234010039	猪篠	
奥猪篠川第一右支渓Ⅰ	234010040	猪篠	
奥猪篠川第二右支渓Ⅰ	234010041	猪篠	●
奥猪篠川第三右支渓Ⅰ	234010042	猪篠	
奥猪篠川第四右支渓Ⅰ	234010043	猪篠	
奥猪篠川第六右支渓Ⅰ	234010044	猪篠	
奥猪篠川第七右支渓Ⅰ	234010045	猪篠	
奥猪篠川第一左支渓Ⅱ	234010046	猪篠	●
奥猪篠川第二左支渓Ⅱ	234010047	猪篠	●
奥猪篠川第三左支渓Ⅱ	234010048	猪篠	●
奥猪篠川第五右支渓Ⅱ	234010049	猪篠	
下今西川谷Ⅱ	234010050	猪篠	●
大山北谷Ⅰ	234010051	大山	●
大山上谷Ⅰ	234010052	大山	
小谷川Ⅰ	234010053	大山	
大山下谷Ⅰ	234010054	大山	●
北山川Ⅱ	234010055	大山	●
大山谷Ⅱ	234010056	大山	
南上川Ⅰ	234010057	杉	●
中の谷川左支渓Ⅰ	234010058	杉	●
中の谷川Ⅰ	234010059	杉	
かづら谷Ⅰ	234010060	杉	
右中谷川谷Ⅱ	234010061	杉	
岩屋上谷Ⅰ	234010062	岩屋	
段条川Ⅰ	234010063	岩屋	
奥谷川下谷Ⅰ	234010064	岩屋	
奥谷川中谷Ⅰ	234010065	岩屋	
岩屋下谷Ⅰ	234010066	岩屋	
高坂川Ⅱ	234010067	岩屋	
奥谷川上谷Ⅱ	234010068	岩屋	●
神明谷川Ⅱ	234010069	岩屋	
根宇野東谷Ⅰ	234010070	根宇野	
根宇野西谷Ⅰ	234010071	根宇野	
野尻谷川Ⅰ	234010072	根宇野	
石枕川Ⅰ	234010073	根宇野	
根宇谷川Ⅰ	234010074	根宇野	

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
根宇谷川右支渓Ⅰ	234010075	根宇野	
根宇野南谷Ⅱ	234010076	根宇野	
中島川Ⅰ	234010077	山田	
午房谷川Ⅰ	234010078	山田	
山田上谷Ⅰ	234010079	山田	
山田下谷Ⅰ	234010080	山田	●
東山谷川Ⅰ	234010081	中村	
東山谷川第一左支渓Ⅰ	234010082	中村	
東山谷川第二左支渓Ⅰ	234010083	中村	●
東山谷川第三左支渓Ⅰ	234010084	中村	
東山谷川第四左支渓Ⅰ	234010085	中村	
野上川Ⅰ	234010086	吉冨	
春日神社谷Ⅰ	234010087	吉冨	
吉冨川左支渓Ⅰ	234010088	吉冨	
法楽寺西谷Ⅰ	234010089	吉冨	
吉冨川Ⅱ	234010090	吉冨	
東柏尾上谷Ⅰ	234010091	東柏尾	
桜華谷Ⅰ	234010092	東柏尾	
粟賀川下谷Ⅱ	234010093	東柏尾	
粟賀川上谷Ⅱ	234010094	東柏尾	
東柏尾下谷Ⅱ	234010095	東柏尾	●
粟賀谷Ⅱ	234010096	粟賀町	
柏尾川Ⅰ	234010097	柏尾	
福本川Ⅰ	234010098	福本	
福本上谷Ⅰ	234010099	福本	
中茶屋川Ⅰ	234010100	福本	
福山川Ⅰ	234010101	福本	
福本右谷Ⅱ	234010102	福本	●
福本中谷Ⅱ	234010103	福本	●
福本下谷Ⅱ	234010104	福本	●
渕谷Ⅰ	234020017	栗	●
長谷左谷Ⅰ	234020018	長谷	●
長谷右谷Ⅰ	234020019	長谷	
足尾川Ⅰ	234020020	長谷	●
本村谷Ⅰ	234020021	長谷	●
奥村谷川Ⅰ	234020022	長谷	
本谷川Ⅰ	234020023	長谷	
谷垣内川Ⅰ	234020024	長谷	
長谷上谷Ⅱ	234020025	長谷	●
梅ヶ谷川Ⅱ	234020026	長谷	●
大田川Ⅰ	234020027	南小田	●
タヌキ谷川Ⅰ	234020028	南小田	●
和入道谷川Ⅰ	234020029	南小田	
中谷川Ⅰ	234020030	南小田	
クズリ谷川Ⅰ	234020031	南小田	
三谷川Ⅰ	234020032	南小田	●
クズリ谷川下谷Ⅰ	234020033	南小田	
古尾谷川Ⅰ	234020034	南小田	
あやかし谷Ⅱ	234020035	南小田	
かれもみ谷Ⅱ	234020036	南小田	
ミクゴ谷川Ⅰ	234020037	大河	

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
治耕川Ⅰ	234020038	大河	●
上ノ山谷川Ⅱ	234020039	大河	
オベラ谷川Ⅱ	234020040	大河	●
治耕川上谷Ⅱ	234020041	大河	
北中谷川Ⅰ	234020042	宮野	
掛ヶ谷川Ⅰ	234020043	宮野	
鍛冶川Ⅰ	234020044	鍛冶	
寺前谷Ⅰ	234020045	鍛冶	
上三山谷川Ⅰ	234020046	高朝田	●
高朝田川右谷Ⅰ	234020047	高朝田	
高朝田川左谷Ⅰ	234020048	高朝田	
東高朝田谷Ⅱ	234020049	高朝田	
城山谷川左谷Ⅰ	234020050	上岩	●
城山谷川右谷Ⅰ	234020051	上岩	
城山谷川右支渓Ⅰ	234020052	上岩	
奥田谷川Ⅰ	234020053	上岩	●
本城谷川Ⅰ	234020054	比延	
市川水源西脇谷川Ⅰ	234020055	新野	
西脇谷川右支渓Ⅰ	234020056	新野	
西脇谷川Ⅰ	234020057	新野	
岡崎川Ⅰ	234020058	新野	
新野谷Ⅰ	234020059	新野	
御所谷Ⅰ	234020060	新野	

3　地滑り

指定の区域	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域
林	334020001	川上	
高倉	334020002	上小田	

１４．神河町消防団の組織及び担当区域

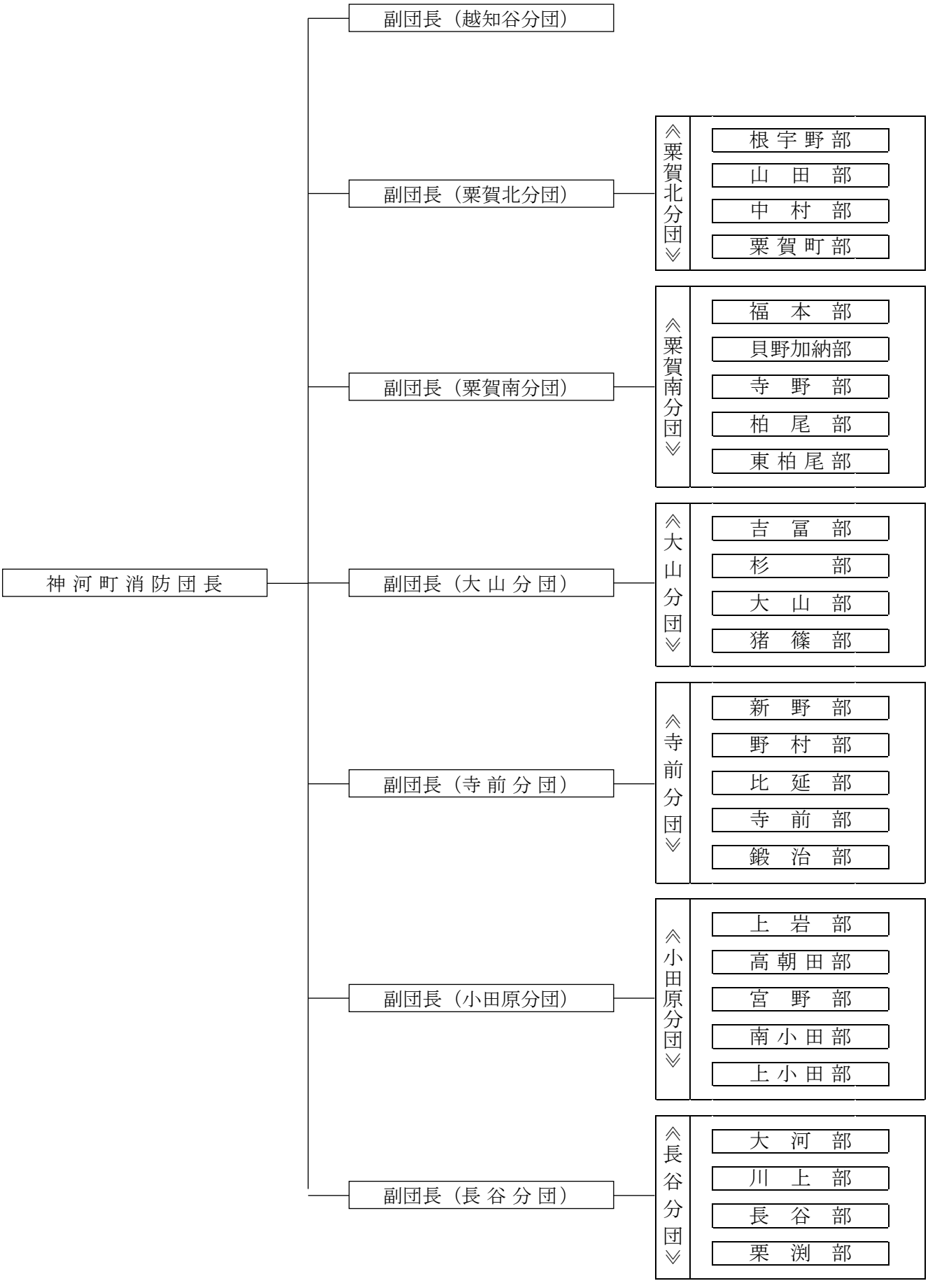

１５．水防倉庫資機材備蓄状況一覧

（令和４年１月２５日）

	土のう袋 枚	なわ 巻	杭 本	番線 本	ロープ m	玄翁 丁	掛矢 丁	スコップ 丁	ノコギリ 丁	なた 丁	じょれん 丁	つるはし 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁
本部防災倉庫	9,200					3	3	21			20	7		
神崎水防倉庫	2,400	10	200	400	90		3	8						
長谷水防倉庫	600													
越知水防倉庫	1,600	6	200	400	60		10	10	5	5	10	10	5	1

	クリッパー 丁	バール 丁	チェンソー 台	油圧カッター(手動式) 台	パワーカッター 台
本部防災倉庫	1		7	1	5
神崎水防倉庫		1			
長谷水防倉庫					
越知水防倉庫	5	6			

１６．防災倉庫資機材備蓄状況一覧

１　本部防災倉庫

（令和４年１月２５日）

品　名	数　量	仕　様　等
主食	２，４５０	アルファー化米５年保存（五目御飯ほか）
かゆ	３５０	アルファー化米５年保存（梅粥）
発電機付投光器	１	メタルハライド２灯式投光器
発電機付投光器	１	ＬＥＤバルーン投光器（総務省貸与品）
懐中電灯	３０	日立強力ライト（単一6個）
浄水器	１	ＨＯＮＤＡ　ＷＢ１０
発電機	２	ヤマハＥＦ7Ｈ、マキタＧＩ1200Ａ
手動式油圧カッター	１	ホルマト社製ＨＣＴ4120（総務省貸与品）
エンジンカッター	５	新ダイワＥＣ90、ハスクバーナーK760（総務省貸与品）･2機 ハスクバーナ製　K760N 14 インチ×2 機
チェーンソー	７	ハスクバーナー240ｅ･2機、445ｅｌｌ（総務省貸与品）･2機 新ダイワ製　E1427S 300㎜×3機
ストライカー	１	携帯用コンクリート破砕器具（総務省貸与品）
パイプテント	１２	２間･３間、３間･４間
簡易テント	１１	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
仕切り間	４６	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
簡易ベッド	１４	ホシノ　BDK-174
大型エアーテント	１	発電機、暖房機及び照明付（総務省貸与品）
スポットクーラー	２	総務省貸与品
簡易トイレ	１，８５０	災害用排便処理袋セット　G–200M
毛布	１７	1.9m･1.4m
マスク	３，０００	不織布マスク
ウェットティッシュ	６０	アルコール製
おしりふき	１３６	乳幼児用　１００枚入り
哺乳瓶消毒液	１３	乳幼児用乳首除菌剤
哺乳瓶消毒ケース	１２	乳幼児用
哺乳瓶	５５	乳幼児用　使い捨て
ブルーシート	１１	3.6･5.4

２　神河中学校備蓄倉庫　（令和４年１月２５日）

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	５０	アルファー化米５年保存
飲料	４８	災害用飲料水　キンパイアクア　500㎖
毛布	３８０	1.9m･1.4m
タオル	１７０	10枚･17
トイレ紙	９６	12ロール･8
ポリバケツ	９０	タフバケツ13型　30･3箱
生理用品	５７６	ナプキン　24個･39パック
子ども用おむつ	４８０	Mサイズ60枚･10パック
大人用おむつ	１８０	Mサイズ20枚･9パック
仮設トイレ	5	ライジングファーム　ドーント・コイ
簡易トイレ	1	スケットイレ用便座
簡易トイレ用テント	1	スケットイレ用テント
簡易テント	2	ロゴス71661013　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　270
仕切り間	8	ロゴス71662001　Θｾｯﾄ　ﾌﾞﾗｯｸﾀｰﾌ　ｻｲﾄﾞｳｫｰﾙ　270
簡易トイレ	５００	スケットイレ（５セット･１０個）
災害弱者用仮設トイレ	3	木村技研ベンクイック
ポリタンク	３０	非常用水　20Ｌ
哺乳瓶消毒ケース	6	乳幼児用
三角巾	１００	応急救護用三角巾
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ−1.5ＫＧ
マット	１０	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	５０	不織布マスク
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ−01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ

３　神崎水防倉庫　（令和４年１月２５日）

品　　名	数　　量	仕　　様
粉ミルク	６２４	48袋（27ｇ/袋）･13箱
哺乳瓶	６６	Clovis Babyステリボトル
毛布	１３４	1.9m･1.4m
タオル	３００	85㎝･33㎝
トイレ紙	１２０	（6ロール･10袋）･2箱（12ロールで1セット）
非常用飲料水袋	３００	６ﾘｯﾄﾙ用背負い式兼用
生理用品	１，４０４	（39個･2パック）･18箱
子ども用おむつ	２５２	84枚･4箱
大人用おむつ	３７８	30枚･7パック、パット24枚･7パック
懐中電灯	４０	ユアサ強力ライト（単一6個）
災害弱者用仮設トイレ	5	木村技研ベンクイック

４　越知谷アクティブセンター防災倉庫

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	５０	アルファー化米５年保存
飲料	４８	災害用飲料水　キンパイアクア　500㎖
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ−1.5ＫＧ
マット	１０	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	５０	不織布マスク
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ−01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ

５　神崎小学校防災倉庫

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	５０	アルファー化米５年保存
飲料	４８	災害用飲料水　キンパイアクア　500㎖
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ−1.5ＫＧ
マット	１０	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	５０	不織布マスク
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ−01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ

６　寺前小学校防災倉庫

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	５０	アルファー化米５年保存
飲料	４８	災害用飲料水　キンパイアクア　500㎖
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ−1.5ＫＧ
マット	１０	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	５０	不織布マスク
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ−01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ

７　旧南小田小学校体育館防災倉庫

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	５０	アルファー化米５年保存
飲料	４８	災害用飲料水　キンパイアクア　500㎖
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ−455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ−1.5ＫＧ
マット	１０	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	５０	不織布マスク
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ−01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ

８　センター長谷防災倉庫

品　　名	数　　量	仕　　様　　等
主食	５０	アルファー化米５年保存
飲料	４８	災害用飲料水　キンパイアクア　500㎖
毛布	１０	1.9m･1.4m
コップ	５０	紙コップ
カセットコンロ	1	調理用
カセットボンベ	1	調理用
ランタン	2	ＬＥＤランタン　トイレ用非常照明
扇風機	4	ＹＵＡＳＡスタンド工場扇ＷＴ–455Ｔ
簡易ベッド	2	ホシノ　BDK-174
段ボールベッド	5	ニュー簡太くんα
間仕切り	４０	ＮＥＥＤ製　ファミリールーム
パーテーションテント	4	隔離用ワンタッチパーテーションテント
非常用照明	1	ＬＥＤバルーン投光器　キタムラ産業製　41,000ルーメン
ポータブルバッテリー	1	ＰＶＳ－1.5ＫＧ
マット	１０	災害用緊急マット　2m･25m
ブルーシート	１０	3.6m･3.6m
ハンドソープ	3	薬用ハンドソープ
ゴミ袋	４０	町指定ゴミ袋（45Ｌ）　赤20枚　青20枚
マスク	５０	不織布マスク
手指用消毒液	3	ウィルスコールジェル　500㎖
掃除用アルコールスプレー	3	ＩＰアルコールスプレー　500㎖
ペーパータオル	3	100枚/袋
嘔吐物処理セット	3	感染対策用
非接触型体温計	1	ＨＧ－01Ｖ2
使い捨て手袋	１００	リーダープラスチックグローブＭ
フェイスシールド	6	眼球粘膜保護用シールド
ウェットティッシュ	1	エレファウェットティッシュ

１７．庁用自動車一覧（町有車両一覧）

令和４年２月現在

庁 用 自 動 車 一 覧 表

番号	車 両 名	車 両 名	分類番号	記号	登録番号	初年度登録年月	自動車の種別	乗車定員	管理課
1	危機管理対策班	指令車ﾌｫﾚｽﾀｰ	800	す	6670	平成30年 2月	普通	5人	住民生活課
2		指令車ﾃﾞﾘｶ	832	て	119	令和2年 9月	普通	8人	住民生活課
3	総務班	ｸﾗｳﾝ	301	た	5860	令和2年 9月	普通	5人	総務課
4		ｶﾑﾘ	300	ゆ	7134	平成26年 5月	普通	5人	議会事務局
5	資材輸送班	ﾊｲｴｰｽﾊﾞﾝ	400	つ	9608	平成13年 8月	小型	3(6)人	集中管理
6		ｴﾌﾞﾘｲMT	480	え	970	平成19年 3月	軽自動車	2(4)人	集中管理
7		ｴﾌﾞﾘｲNo.1	480	せ	9837	平成27年 5月	軽自動車	2(4)人	集中管理
8		ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	480	そ	8612	平成28年 4月	軽自動車	2人	集中管理
9		軽ﾀﾞﾝﾌﾟ	480	て	6812	令和2年 5月	軽自動車	2人	集中管理
10		ﾃﾞｭﾄﾛ	800	す	1147	平成21年 9月	普通	3人	集中管理
11	現地対策班	ﾗﾝｸﾙ	800	さ	2294	平成12年12月	普通	2(5)人	建設課
12		ﾗﾝｸﾙ	100	さ	7020	平成16年 8月	普通	(5) 2(5)人	建設課
13		ﾗﾝｸﾙ	800	す	4013	平成14年10月	普通	5人	建設課
14		ﾗﾝｸﾙ	800	す	7085	平成16年 5月	普通	(2) 2(5)人	建設課
15		ﾗﾝｸﾙ	800	す	7125	平成16年 4月	普通	(2) 2(5)人	建設課
16		ｼﾞﾑﾆｰ	580	ひ	1817	平成24年 2月	軽自動車	4人	地籍課
17		ｼﾞﾑﾆｰ	580	も	9094	平成26年 2月	軽自動車	4人	地籍課
18		ﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	480	そ	3681	平成27年10月	軽自動車	2(4)人	建設課
19		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.1	480	そ	613	平成27年 6月	軽自動車	2人	集中管理
20		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.2	480	そ	8613	平成28年 4月	軽自動車	2人	集中管理
21		ﾀﾞｲﾊﾂ軽ﾄﾗNo.3	480	ち	8248	平成30年 5月	軽自動車	2人	集中管理
22	教育情報班	ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	480	そ	3372	平成27年10月	軽自動車	2(4)人	集中管理
23		ﾑｰｳﾞ	50	ゆ	2882	平成13年 5月	軽自動車	4人	集中管理
24		ｴﾌﾞﾘｨAT	480	え	969	平成19年 3月	軽自動車	2人	中央公民館
25	上下水道対策班	ﾊｲｾﾞｯﾄﾀﾞﾝﾌﾟ	480	き	7729	平成21年 5月	軽自動車	2人	上下水道課
26		ﾊｲｾﾞｯﾄﾘﾌﾄ	480	け	3320	平成22年10月	軽自動車	2人	上下水道課
27		ﾊｲｾﾞｯﾄﾄﾗｯｸJ	480	さ	120	平成24年 5月	軽自動車	2人	上下水道課
28		ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	480	せ	1704	平成26年 7月	軽自動車	2(4)人	上下水道課
29		ｷｬﾝﾀｰﾀﾞﾝﾌﾟ	11	ま	4453	平成10年 1月	普通	3人	上下水道課
30	要援護者支援班	ハイゼットバン	480	ち	3069	平成29年 10月	軽自動車	2(4)人	健康福祉課
31		ﾐﾆｶﾄｯﾎﾟ	50	ゆ	4224	平成13年 6月	軽自動車	4人	健康福祉課
32		ﾐﾆｶﾄｯﾎﾟ	50	ゆ	4225	平成13年 6月	軽自動車	4人	健康福祉課
33		ﾑｰｳﾞ	51	く	3899	平成16年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
34		ﾑｰｳﾞ	51	く	3900	平成16年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
35		ﾑｰｳﾞ	581	に	9422	令和2年 6月	軽自動車	4人	健康福祉課
36		ﾐﾗ	580	い	4075	平成17年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
37		ｱﾄﾚｰ	880	あ	1977	平成29年 8月	軽自動車	4人	健康福祉課
38		ﾐﾗｲｰｽ	581	た	584	平成30年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
39		ﾐﾗｲｰｽ	581	て	1726	平成31年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
40		ﾐﾗｲｰｽ	581	て	1727	平成31年 4月	軽自動車	4人	健康福祉課
41		ﾐﾗｲｰｽ	581	に	7250	令和2年 5月	軽自動車	4人	健康福祉課
42		ｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ	500	て	2697	平成13年 4月	小型	5人	健康福祉課

庁 用 自 動 車 一 覧 表

番号	車 両 名	車 両 名	分類番号	記号	登録番号	初年度登録年月	自動車の種別	乗車定員	管理課
43	避難者輸送用	ｴｽﾃｨﾏ	301	さ	5311	平成29年 6月	普通	8人	集中管理
44		ﾊｲｴｰｽ(宝くじ号)	300	も	7911	平成24年11月	普通	10人	集中管理
45	避難場所移動用	ｻｸｼｰﾄﾞ	500	は	3319	平成15年 6月	小型	5人	集中管理
46		ｱｸｱ	501	は	2531	平成29年 5月	小型	5人	集中管理
47		ｳﾞｨｯﾂ	501	ふ	9898	令和1年 7月	小型	5人	集中管理
48		ﾌﾟﾘｳｽ'09	300	ま	4099	平成21年 6月	普通	5人	集中管理
49		日赤ﾗﾝｻｰｶｰｺﾞ	400	た	8248	平成20年 3月	小型	2(5)人	集中管理
50		日赤箱ﾊﾞﾝ	480	と	3231	令和3年 3月	軽自動車	2(4)人	集中管理
51		ｼﾞﾑﾆｰ	50	を	312	平成14年 5月	軽自動車	4人	集中管理
52		ｻﾝﾊﾞｰ(消費者号)	480	け	6586	平成23年 2月	軽自動車	2(4)人	住民生活課
53		ｼﾞﾑﾆｰ	580	も	9095	平成26年 2月	軽自動車	4人	地籍課
54		ｼﾞﾑﾆｰAT	581	あ	8573	平成27年 2月	軽自動車	4人	地籍課
55		ﾊｲｴｰｽ4WD	301	せ	1441	平成30年 8月	普通	10人	集中管理

１８．神河町自主防災組織編成

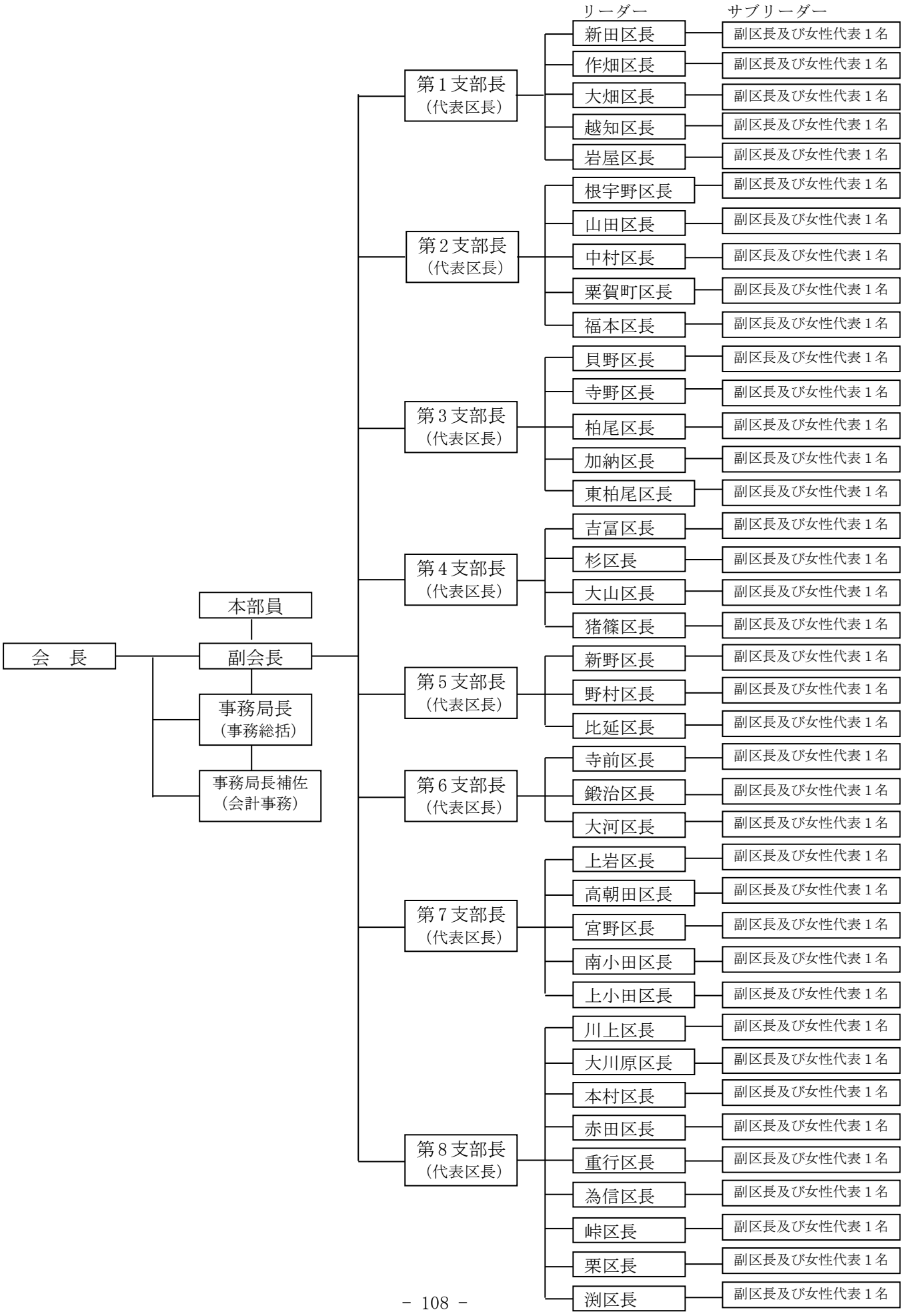

１９．ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	所　在　地	離着陸場適地名	施設管理者名	連絡先電話番号	最大対応機種	敷地の広さ（延長×幅）
1	神河町中村 28 番地の 1	神河町町民グラウンド	神河町長（神河町教育委員会）	0790-34-1681	川崎 CH-47J	150×85
2	神河町根宇野 1019 番地の 13	グリーンエコー笠形野球場	株式会社ドリームアウェイ	0790-32-1307	川崎バートル KV-107V	130×130（扇形）
3	神河町寺前 25 番地	神河町ふるさと広場	神河町長（神河町総務課）	0790-34-0001	川崎 CH-47J	90×90
4	神河町長谷 647 番地	長谷小学校グランド	神河町長（神河町教育委員会）	0790-35-0012	ドクターヘリ	85×46
5	神河町新田 340 番地の 1	新田ふるさと村オートフリーサイト	株式会社マックアース	0790-34-0001	ドクターヘリ	62×64
6	神河町上小田 881 番地の 146	峰山高原リゾート第 2 駐車場	株式会社マックアース	0790-34-1516	ドクターヘリ	84×34
7	神河町上小田 881 番地の 146	峰山高原リゾート第 3 駐車場	株式会社マックアース	0790-34-1516	ドクターヘリ	94×75
8	神河町猪篠 1868	神崎農村公園ヨーデルの森第 2 駐車場	株式会社クラウデイト	0790-32-2911	ドクターヘリ	104×45
9	神河町猪篠 1869	神崎農村公園ヨーデルの森第 3 駐車場	株式会社クラウデイト	0790-32-2911	ドクターヘリ	112×63（三角形）

２０．自衛隊災害派遣要請連絡先

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="2">電　　話　　番　　号</th></tr>
<tr><th>時　間　内</th><th>時　間　外</th></tr>
<tr><td rowspan="2">県</td><td>（災害対策本部設置時）
災害対策本部事務局</td><td colspan="2" rowspan="2">(078) 341-7711㈹　（時間内）
(078) 362-9900（時間内外とも）
FAX (078) 362-9911・9912</td></tr>
<tr><td>（災害対策本部未設置時）
災害対策局災害対策課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自
衛
隊</td><td>陸上自衛隊第 3 師団
（第 3 部防衛班）</td><td>(072) 781-0021
内　線　424,333
FAX　234</td><td>(072) 781-0021
内　線　301（当直幕僚）
FAX　234</td></tr>
<tr><td>陸上自衛隊第 3 特科隊
（第 3 科）</td><td>(079) 222-4001
内　線　235・238
FAX　217</td><td>(079) 222-4001
内　線　302（当直司令）
FAX　395</td></tr>
<tr><td>陸上自衛隊第 36 普通科連隊
（第 3 科）</td><td>(072)782-0001
内　線　4031・4032
FAX　4034</td><td>(0727) 82-0001
内　線　4004（当直司令）
FAX　4034</td></tr>
<tr><td>海上自衛隊阪神基地隊
（警備科）</td><td>(078) 441-1001
内　線　230
FAX　233</td><td>(078) 441-1001
FAX　233</td></tr>
</table>

（注）緊急文書を FAX で送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

２１．避難所及び収容人員一覧

資料編「６．神河町水防計画（風水害初動対応マニュアル）」参照

２２．災害時要援護者利用施設一覧

施設	住所	電話番号	土砂災害警戒区域	浸水想定区域
神河中学校	神河町上岩 25-1	0790-34-0030		○
神崎小学校	神河町粟賀町６１１	0790-32-0025		○
寺前小学校	神河町寺前４３５－１	0790-34-0024		
長谷小学校	神河町長谷６４７	0790-35-0012	○	
神崎幼稚園	神河町粟賀町６１１	0790-32-2170		○
寺前幼稚園	神河町寺前１９２	0790-34-0724		
神崎保育園	神河町中村３３	0790-32-0284	○	○
寺前保育所	神河町寺前３９６	0790-34-1538		
介護老人保健施設　かみかわ	神河町粟賀町 422	0790-31-3880		○
特別養護老人ホーム　あやめ苑	神河町比延 277	0790-34-1800	○	
特別養護老人ホーム　うぐいす荘／グループホームゆうゆう	神河町福本 1241-3	0790-32-2257		
アキタケメディカル　さくら介護センター	神河町吉富 1597-1	0790-32-3690	○	
Ｒesort によん in かみかわ	神河町南小田 1233-2	0790-34-1824		○
デイサービスセンター蓮／つなぐ	神河町福本 334	0790-32-0995	○	
リハビリデイサービス心	神河町粟賀町 363 マックスバリュ神河店内	0790-32-2500		○
公立神崎総合病院	神河町粟賀町 385	0790-32-1331		○
ケアステーションかんざき	神河町粟賀町 385	0790-32-1910		○
デイサービス　ゆる結す	神河町東柏尾 79	0790-32-3020	○	
グループホームふれんど	神河町福本 521	0790-26-2428	○	
多機能型事業所　ひと花	神河町粟賀町 630-6	0790-32-2120		○
かみかわ倶楽部創作料理春夏秋冬	神河町中村 161	0790-31-2111		○

２３．神河町指定文化財一覧

【県・町指定文化財】

番号	名　　称	種　　別	指定年月日	所　在　地	管理者・所有者	概　　要
１	春日神社　弊殿	有形文化財 建造物	平成 24・02・16	吉冨 1878	春日神社	江戸時代 （県登録）
２	ええじゃないか図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	昭和 62・3・24	東柏尾 718	薬王子神社	江戸時代 （県指定）
３	伯牙弾琴八花鏡	有形文化財 美術工芸品	昭和 63・3・22	大山 110	七寶寺	平安期と推定 （県指定）
４	大畑大歳神社大スギ	記念物 天然記念物	平成 17・03・17	大畑 550	大畑大歳神社	推定樹齢 800 年（県指定）
５	徹心寺　本堂	有形文化財 建造物	平成 19・03・09	福本 402	徹心寺	江戸時代 （県指定）
６	徹心寺　山門	有形文化財 建造物	平成 19・03・09	福本 402	徹心寺	江戸時代 （県指定）
７	法楽寺　本堂	有形文化財 建造物	平成 19・03・09	中村 1048	法楽寺	江戸時代 （県指定）
８	法楽寺　春日社	有形文化財 建造物	平成 19・03・09	中村 1048	法楽寺	江戸時代 （県指定）
９	福本遺跡	記念物 史跡	平成 21・03・19	福本	神河町	旧石器時代 から奈良時代 （県指定）
１０	春日神社　本殿	有形文化財 建造物	平成 24・02・28	吉冨 1878	吉冨区	江戸時代 （県指定）
１１	春日神社　拝殿	有形文化財 建造物	平成 24・02・28	吉冨 1878	吉冨区	江戸時代 （県指定）
１２	高畑通群集墳一号墳	記念物 史跡	昭和 56・12・16	東柏尾 181	東柏尾生産森林組合	古墳時代
１３	磨製石剣	有形文化財 美術工芸品	昭和 56・12・16	中村 10	根宇野区・ 管理者：教育委員会	弥生時代
１４	法楽寺梵鐘	有形文化財 美術工芸品	昭和 56・12・16	中村 1048	法楽寺	江戸時代
１５	福本石造五輪塔	有形文化財 建造物	昭和 62・03・20	福本 998	福本区	南北朝と推定
１６	福本石造宝篋印塔	有形文化財 建造物	昭和 62・03・20	福本 998	福本区	南北朝と推定
１７	加納石造五輪塔	有形文化財 建造物	昭和 62・03・20	加納 211	加納区	鎌倉期と推定
１８	根宇野獅子舞	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 01・02・17	根宇野 163	根宇野獅子舞保存会	江戸時代
１９	中村獅子舞	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 01・02・17	中村 163	中村獅子舞保存会	江戸時代
２０	羽柴秀吉制札	有形文化財 美術工芸品	平成 06・05・09	柏尾 454	柏尾区	織豊
２１	猪篠浄徳寺 ヒダリマキカヤ	記念物 天然記念物	平成 09・10・08	猪篠 1346	浄徳寺	推定樹齢 450 年

番号	名　　称	種　　別	指定年月日	所　在　地	管理者・所有者	概　　要
２２	正法寺　扁額	有形文化財 美術工芸品	平成 11・05・26	新野 837	寺岡也寸志	江戸時代
２３	正法寺　聯書	有形文化財 美術工芸品	平成 11・05・26	新野 837	寺岡也寸志	江戸時代
２４	正法寺　輿	有形文化財 美術工芸品	平成 11・05・26	新野 837	寺岡也寸志	江戸時代
２５	御所谷宝篋印塔	有形文化財 建造物	平成 12・02・14	新野字御所谷	新野地区・ 新野地区住民	南北朝時代
２６	大河五輪塔	有形文化財 建造物	平成 12・02・14	大河 294-1	吉岡哲男	鎌倉中期と推定
２７	長谷市原神社 ツクバネガシ	記念物 天然記念物	平成 12・02・14	長谷 1610	市原神社	
２８	宮野立岩神社フジ木	記念物 天然記念物	平成 12・02・14	宮野 390	立岩神社	
２９	長楽寺 十一面観世音菩薩像	有形文化財 美術工芸品	平成 12・02・14	新野 203	寺岡恵日丸	平安中期と推定
３０	市原神社獅子舞	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 13・03・02	長谷 1610	市原神社獅子舞 保存会	江戸時代
３１	川上地区　花だんご	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 13・03・02	川上地内	川上地区・ 川上地区住民	不明
３２	川上地区　くまびきうち	民俗文化財 無形民俗文化財	平成 13・03・02	川上大歳神社	川上地区・ 川上地区住民	不明
３３	寺前城山群集墳	有形文化財 史跡	平成 13・03・02	寺前字城山	木村八山・最明寺	古墳時代
３４	旧福本藩池田家陣屋庭園	有形文化財 名勝	平成 26･3・13	福本	福本大歳神社・ 福本区	江戸時代 (県指定)
３５	福本藩歴代藩主墓所	有形文化財 建造物	平成 15・05・29	福本 406	池田洋一・徹心時	江戸時代
３６	法楽寺　山門	有形文化財 建造物	平成 17・02・24	中村 1048	法楽寺	江戸時代
３７	法楽寺　庫裡	有形文化財 建造物	平成 17・02・24	中村 1048	法楽寺	江戸時代
３８	法楽寺　鐘楼	有形文化財 建造物	平成 17・02・24	中村 1048	法楽寺	江戸時代
３９	法楽寺　開山堂	有形文化財 建造物	平成 17・02・24	中村 1048	法楽寺	江戸時代
４０	中村埋田神社本殿	有形文化財 建造物	平成 17・07・28	中村 629-1	中村埋田神社	江戸時代
４１	大畑大日堂	有形文化財 建造物	平成 17・07・28	大畑 548-1	西光寺	江戸時代
４２	法楽寺神馬図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	平成 17・07・28	中村 1048	法楽寺	江戸時代
４３	福本大歳神社神馬図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	平成 17・07・28	福本 528-1	福本大歳神社	江戸時代
４４	福本大歳神社祭礼図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	平成 17・07・28	福本 528-1	福本大歳神社	幕末から明治 初年と推定

番号	名　　称	種　　別	指定年月日	所　在　地	管理者・所有者	概　　要
４５	中村埋田神社四季農耕図絵馬及び祭礼図絵馬	民俗文化財 有形民俗文化財	平成 17・07・28	中村 629-1	埋田神社	江戸時代
４６	大歳神社　本殿	有形文化財 建造物	平成 19・03・13	猪篠 1936-1	猪篠大歳神社	江戸時代
４７	八幡神社　本殿	有形文化財 建造物	平成 19・03・13	猪篠 1113	猪篠八幡神社	江戸時代
４８	木造薬師如来坐像	有形文化財 美術工芸品	平成 19・10・16	越知 885-1	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	平安時代
４９	木造日光菩薩立像	有形文化財 美術工芸品	平成 19・10・16	越知 885	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	平安時代
５０	木造不動明王立像	有形文化財 美術工芸品	平成 19・10・16	越知 885	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	平安時代
５１	木造毘沙門天立像	有形文化財 美術工芸品	平成 19・10・16	越知 885	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	平安時代
５２	越知薬師堂	有形文化財 建造物	平成 19・10・16	越知 885	宝寿寺（管理者：上越知最寄）	江戸時代と推定
５３	生野鉱山寮馬車道	有形文化財 史跡	令和 2.1.29	吉冨	―	明治時代
５４	市原神社　稲荷社	有形文化材 建造物	令和 3.5.6	長谷 1610	市原神社	江戸時代

【国・県登録文化財】

番号	名　　称	種　　別	指定年月日	所　在　地	管理者・所有者	概　　要
1	旧難波酒造店舗兼主屋	登録有形文化財 建造物	平成 30.5.10	中村 161	社会福祉法人 宝寿会	国登録文化財
2	旧難波酒造茶室	登録有形文化財 建造物	平成 30.5.10	中村 161	社会福祉法人 宝寿会	国登録文化財
3	旧難波酒造土蔵	登録有形文化財 建造物	平成 30.5.10	中村 161	社会福祉法人 宝寿会	国登録文化財
4	旧難波酒造醸造蔵	登録有形文化財 建造物	平成 30.5.10	中村 161	社会福祉法人 宝寿会	国登録文化財
5	春日神社　幣殿	登録有形文化財 建造物	平成 23.8.4	吉冨 1878	吉冨区	江戸時代 県登録文化財

２４．防災行政無線関係局位置一覧

局名	種別	住所	東経	北緯
神河町役場	―	寺前６４	134° 73′ 97.7″	35° 06′ 42.3″
大嶽山中継所	基地局	柏尾字大嶽山７６８番１	134° 75′ 13.1″	35° 06′ 55.8″
越知谷簡易中継局	再送信子局	越知１０８３－２	134° 83′ 37.5″	35° 11′ 86.0″
作畑(観音堂)	再々送信子局	作畑５９４	134° 51′ 30.4″	35° 09′ 13.8″
猪篠集落センター	再送信子局	猪篠１４０７	134° 47′ 32.1″	35° 07′ 34.7″
上小田活動促進センター	再送信子局	上小田４１２－１	134° 40′ 36.9″	35° 06′ 39.3″
川上文化会館	再送信子局	川上４７７－３	134° 42′ 36.4″	35° 09′ 18.2″
栗区公民館	再送信子局	栗１２－１	134° 52′ 49.4″	35° 10′ 09.8″
新田ふるさと村	屋外拡声子局	新田340番地1	134° 52′ 24.4″	35° 09′ 42.8″
新田公民館	屋外拡声子局	新田126番地	134° 51′ 08.0″	35° 07′ 46.9″
大畑コミュニティーセンター	屋外拡声子局	大畑319番地1	134° 50′ 12.2″	35° 07′ 01.0″
越知区公民館	屋外拡声子局	越知305番地1	134° 50′ 14.0″	35° 07′ 35.2″
上越知停留所	屋外拡声子局	越知880番地5	134° 50′ 12.0″	35° 05′ 46.2″
岩屋区公民館	屋外拡声子局	岩屋141番地1	134° 49′ 12.4″	35° 05′ 01.0″
センター根宇野	屋外拡声子局	根宇野532番地4	134° 47′ 37.6″	35° 04′ 33.4″
山田区新生館	屋外拡声子局	山田522番地	134° 46′ 33.1″	35° 04′ 02.0″
粟賀区公民館	屋外拡声子局	粟賀町389番地	134° 46′ 56.2″	35° 04′ 14.8″
中村ドリームホール	屋外拡声子局	中村426番地1	134° 46′ 25.4″	35° 03′ 25.6″
福本揚羽ホール	屋外拡声子局	福本534番地	134° 46′ 58.5″	35° 02′ 48.5″
福山団地バス停付近	屋外拡声子局	福本534番地	134° 45′ 51.3″	35° 02′ 39.3″
貝野公民館	屋外拡声子局	貝野435番地1	134° 45′ 29.9″	35° 03′ 07.0″
寺野公民館	屋外拡声子局	寺野258番地	134° 45′ 18.9″	35° 03′ 32.3″
柏尾ふれあい館	屋外拡声子局	柏尾419番地3	134° 45′ 57.1″	35° 03′ 28.5″
加納営農センター	屋外拡声子局	加納232番地	134° 45′ 46.6″	35° 03′ 44.1″
東柏尾集落センター	屋外拡声子局	東柏尾543番地	134° 46′ 33.4″	35° 04′ 37.1″
吉冨集落センター	屋外拡声子局	吉冨1451番地	134° 46′ 47.3″	35° 05′ 51.5″
杉営農センター	屋外拡声子局	杉462番地	134° 47′ 01.4″	35° 06′ 36.9″
大山なかよし会館	屋外拡声子局	大山662番地1	134° 48′ 20.1″	35° 07′ 34.8″
奥猪篠集会所	屋外拡声子局	猪篠917番地	134° 44′ 59.1″	35° 03′ 01.0″
新野公民館	屋外拡声子局	新野732番地	134° 45′ 14.6″	35° 03′ 04.7″
野村集会所	屋外拡声子局	野村262番地	134° 44′ 27.3″	35° 03′ 37.3″
比延公民館	屋外拡声子局	比延277番地3	134° 44′ 26.0″	35° 04′ 02.0″
地域交流センター（寺前）	屋外拡声子局	寺前200番地1	134° 44′ 41.0″	35° 04′ 01.0″
鍛治中央集会所	屋外拡声子局	鍛治243番地1	134° 44′ 36.0″	35° 05′ 01.0″
大河公民館	屋外拡声子局	大河433番地2	134° 43′ 59.1″	35° 03′ 53.9″
上岩多目的集会所	屋外拡声子局	上岩132番地3	134° 43′ 16.0″	35° 04′ 13.4″
高朝田集落農事集会所	屋外拡声子局	高朝田228番地	134° 42′ 49.7″	35° 04′ 47.9″
宮野公民館	屋外拡声子局	宮野288番地15	134° 42′ 55.6″	35° 05′ 47.2″
南小田農村環境改善センター	屋外拡声子局	南小田912-1	134° 43′ 33.2″	35° 07′ 26.0″
大川原集会所	屋外拡声子局	長谷182番地1	134° 44′ 26.0″	35° 07′ 16.1″
本村公民館	屋外拡声子局	長谷598番地3	134° 44′ 55.6″	35° 07′ 22.9″
赤田多目的集会所	屋外拡声子局	長谷819番地1	134° 44′ 38.0″	35° 06′ 51.5″
重行集会所	屋外拡声子局	長谷1135番地1	134° 44′ 27.0″	35° 06′ 29.0″

局名	種別	住所	東経	北緯
為信バス停前駐車場	屋外拡声子局	長谷1199番地1	134° 44′ 18.5″	35° 06′ 13.0″
峠公民館	屋外拡声子局	長谷1380番地5	134° 44′ 48.2″	35° 07′ 00.8″
渕公民館	屋外拡声子局	渕139番地2	134° 45′ 35.2″	35° 08′ 00.3″

２５．医療機関一覧

名　　称	所　在　地	電話番号	診療科目
公立神崎総合病院	神河町粟賀町 385	0790（32）1331	内・外・整・小・産婦・眼・胃腸・肛門・呼吸・リハ・循環・耳鼻・神経・麻酔
立岩医院	神河町寺前 31-6	0790（34）0033	内・小・呼吸・消化
山本医院	神河町福本 562-1	0790（31）3200	内・小
桐月歯科医院	神河町吉冨 1622-1	0790（32）1807	歯
くぼ歯科	神河町寺前 219-3 ルネス大河内１階	0790（34）0800	歯
松岡歯科医院	神河町加納 356-4	0790（32）1801	歯
かとう歯科クリニック	神河町福本 318	0790（31）2300	歯

２６．町内薬局・薬店一覧

名　　称	所　在　地	電話番号	区　　分
たんぽぽ調剤薬局寺前店	神河町寺前 35-1	0790（34）7130	薬　局
クオール薬局神埼店	神河町粟賀町 385-11	0790（31）3589	薬　局
たんぽぽ調剤薬局粟賀店	神河町粟賀町 378-3	0790（32）3001	薬　局
ウエルシア神崎神河店	神河町粟賀町 357-2	0790（31）3336	薬　店・薬　局
ゴダイドラック神崎店	神河町福本 75	0790（31）2866	薬　店
斎藤薬品	神河町福本 85	0790（32）1971	薬　店
新生堂薬舗	神河町寺前 204-2	0790（34）0654	薬　店

２７．町内ボランティア団体一覧（神河町ボランティアセンター登録）

ＪＡ女性会ほのぼの	ＪＪＪ・じいちゃん	Ｖマーガレット	赤田ボランティア
赤田ミニデイＶ	上岩ボランティア	あじさい学級歌謡クラブ	あやめ学級民謡クラブ
粟賀町区ミニディサーピス	大河ボランティア	大川原ボランティア	大畑お達者クラブ
大畑ふれあい喫茶「ほっと」	大山ミニディＶ	お琴を楽しむ会	越知きらきらクラブ
越知同志会	お話し相手ボランティア	オレンジの会	カーミン笑の会
貝野ふれあい喫茶	柏尾ふれあい会	鍛冶ボランティア・ふれあい喫茶綿ぼうし	加納にこにこクラブ
上小田ボランティア・ふれあい喫茶鋒山	神河歌謡曲クラブ	神河町いずみ会	神河町野外活動クラブたんぽぽ
かわかみミニデイボランティア	河原なでしこ	きらり会	栗会
栗ボランティア	グループＫＯＴＯ	グループこだま	琴音会
サークルエコもみじ	さかえ	さくら会	さくらんぼの会
手話サークルあおぞら	新田ミニディ	杉ミニディサービスひまわり	スズメクラブ
すずらんの会	すみれ会	せせらぎ会	高朝田ボランティア
たのしい貝	為信ボランティア	たんぽぽ	チューリップの会
つくし会	つるかめクラブ	寺前ボランティア	天理教粟賀分教会なかよし会
峠ボランティア	なでしこの会	新野ボランティア	野の花
野村ボランティア花てまり会	野村楽々会	ハートの会	配食ボランティア ハッスル
花岡ふれあい喫茶	バレーボール同好会	比延ボランティア	ひばり会
ひまわりの会	福田会	福本あげは会	福本ふれあい喫茶
渕ボランティア	ふれあい喫茶きちゃった	ふれあい喫茶はせ	ふれあい喫茶ボランティアさくら
ふれあい喫茶本村	ほほえみクラブ	ボランティア神崎	ボランティア健康懐メロ教室
ボランティアさくら	ボランティアスイセン	本村ボランティア	みっちゃんズ
緑会	南小田ボランティア	宮野ボランティア	峰遊会
根宇野ミニディサービス	ミントの会	もみじの会	ももの会
柳扇会	山田おたのしみ会	やまびこ	山ゆりの会
やよい会	ゆうすげの会	遊悠クラブ	夢花フォーラム
ゆりの会	葉晟会	葵会	吉冨区防犯グループ
りんごの会	レタス座	朗読ボランティア若菜会	わいわい喫茶「なかよし会」
若菜会	兵庫トラウトファウンデーション		

２８．町指定給水装置工事事業者一覧

番号	名称	所在地	連絡先
1	ホップデンキ	粟賀町 312-1	32-0476
2	テラマエ設備工業（株）	上岩 176	34-1717
3	（株）村岡電気商会	大河 314-1	34-0128
4	鵜野電気商会	寺前駅前	34-0159
5	第一設備管理（株）	姫路市飾磨区構 1-148-1	079-234-0969
6	（株）堀口	粟賀町 466-1	32-1138
7	小島電気設備	高朝田 292	34-0860
8	森本住宅設備（株）	福本 43-4	32-0328
9	野田電気商会	杉 569	32-0329
１０	（株）片岡建設	寺前 36-3	34-0072
１１	（株）長井土木	岩屋 437	33-0445

２９．災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準

（令和４年１月２５日現在）

<table>
<tr><th>種類</th><th>支給・貸付対象となる災害の規模</th><th>支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額</th><th>支給・貸付けの制限</th><th>貸付けの条件</th><th>県の助成</th></tr>
<tr><td>災害弔慰金</td><td>(1)　一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が５以上発生した災害
(2)　都道府県内において住居の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上ある災害
(3)　被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの
(4)　災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害</td><td>市町の住民のうち当該災害により死亡（災害後３カ月間生死不明の場合を含む。）した者の遺族
<table><tr><th>区　　分</th><th>死亡者１人当りの支給限度額</th></tr><tr><td>死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>250 万円</td></tr></table></td><td>(1)　死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの
(2)　警察表彰規則、消防表彰規定、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合
(3)　その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</td><td></td><td>要する費用につき、その３/４を補助する。</td></tr>
<tr><td>災害障害見舞金</td><td>災害弔慰金と同じ</td><td>負傷し又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定した時を含む。）に精神又は身体に障害がある住民
<table><tr><th>区　　分</th><th>障害者１人当りの支給限度額</th></tr><tr><td>被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>125 万円</td></tr></table></td><td>(1)　負傷又は疾病の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合
(2)　その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</td><td></td><td>災害弔慰金と同じ</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>災害援護資金</td>
<td>県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が１以上ある自然災害</td>
<td>市町の住民のうち県内で次の被害を受けた世帯の世帯主
<table>
<tr><th rowspan="2">被害の種類及び程度</th><th colspan="2">１世帯当りの貸付限度額</th></tr>
<tr><th>世帯主の負傷がある場合</th><th>世帯主の負傷がない場合</th></tr>
<tr><td>家財の１／３以上の損害及び住居の損害がない場合</td><td>150 万円</td><td></td></tr>
<tr><td>家財の損害があり、かつ、住居の半壊以上の損害がない場合</td><td>250 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>住居が半壊した場合</td><td>270 万円</td><td>170 万円</td></tr>
<tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350 万円</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td>住居が全壊した場合</td><td>350 万円</td><td>250 万円</td></tr>
<tr><td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td><td>350 万円</td><td>350 万円</td></tr>
<tr><td>住居の全体が滅失した場合</td><td>350 万円</td><td>350 万円</td></tr>
</table></td>
<td>次の所得の合計額が、同一の世帯に属する者が１人であるときは 220 万円、２人であるときは 430 万円、３人であるときは 620 万円、４人であるときは 730 万円、５人以上であるときは 730 万円にその世帯に属する者のうち４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額
(1) 総所得
(2) 退職所得
(3) 山林所得
(4) 土地等に係る事業所得
(5) 長期譲渡所得
(6) 短期譲渡所得</td>
<td>(1) 貸付利率
・据置期間
無利子
・据置期間経過後
年３％

(2) 償還方法
・償還期間
10 年
・据置期間
３年又は５年
・償還方法
年賦又は半年賦償還
（元利均等償還）</td>
<td>市町(神戸市を除く。)が貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を市町に貸し付ける。</td>
</tr>
</table>

３０．災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

（令和元年 10 月１日現在）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 330 円以内 （加算額） 冬季　別に定める額 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当たり （建設型仮設住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 （賃貸型仮設住宅） 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて設定 ２　限度額　１戸当たり （建設型仮設住宅） 5,714,000 円以内 （借上型仮設住宅） 地域の実情に応じた額 ３　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置する場合は集会施設を、50 戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）	（建設型仮設住宅） 災害発生の日から 20 日以内着工 （賃貸型仮設住宅） 速やかに供与	１　建設型仮設住宅の場合における限度額は、平均１戸当たり 5,714,000 円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間　最高２年以内
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度以内であればよい。 （１食は１／３日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服､寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失､又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）冬季（10 月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊全焼流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,200</td><td>11,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊半焼床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10 日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者
（応急的措置）</td><td>1　救護班･･･使用した薬
剤、治療材料、医療器具
破損等の実費
2　病院又は診療所･･･国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14 日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は､使用した衛生材料等の実費
2　助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2　輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室､炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり イ　ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 ロ　半壊（焼）に準ずる程度の損壊を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） 死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1体当たり 5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行例第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

３１．兵庫県災害援護金支給等に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、災害の発生に際し、当該災害による被災者に対して災害援護金及び死亡見舞金を支給することにより、被災者の援護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）　自然災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震（地震による火事を含む。）、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（３）　その他の災害　災害のうち、自然災害以外の災害をいう。

（４）　被災世帯主　災害によって被害を受けた世帯の世帯主をいう。

（５）　重傷の被災者　災害によって１箇月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民をいう。

（災害援護金）

第３条　県は、次に掲げる者に対して災害援護金を支給するものとする。

（１）　県の区域内において発生した自然災害による一の市町の区域内の被害数が５以上に達した場合にあっては、当該自然災害による県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重症の被災者

（２）　県の区域内において発生したその他の災害について災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が実施された場合にあっては、当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主

（３）　前２号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重症の被災者

２　前項第１号の被害数は、被害を受けた世帯数により算定するものとし、住家が全壊し、全焼し、または流失した世帯１世帯を１とし、半壊し、または半焼した世帯１世帯を２分の１とし、床上浸水した世帯１世帯を３分の１として計算するものとする。

３　第１項の災害援護金の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

（死亡見舞金）

第４条　県は、次に掲げる者に対して死亡見舞金を支給するものとする。

（１）　県の区域内において発生した自然災害により死亡した者の遺族

（２）　県の区域内において発生し、かつ、災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した者の遺族

（３）　県の区域外（日本国内に限る。）において、自然災害または災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した県民の遺族

（４）　前３号に掲げるもののほか、知事が等に必要があると認める災害により死亡した者の遺族

２　前項の死亡見舞金の額は、別表第２に掲げるとおりとする。

（適用除外）

第５条　県は、前２条の規定に該当する場合においても、当該被災者の責めに返すべき理由により被害が生じたとき、その他知事が災害援護金及び死亡見舞金を支給することが適当でないと認めるときは、これを支給しないことがある。

２　県は、前条第１項第１号又は第３号に該当する場合であっても、当該死亡した者の遺族に対し

て災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第３条の規定による災害弔慰金が支給されたときは、死亡見舞金を支給しないものとする。

（補則）

第６条　この規則の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（災害援護金等の支給に関する規則の廃止）

２　災害援護金等の支給に関する規則（昭和43年兵庫県規則第52号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規則の施行前に発生した災害に係る災害援護金等の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和53年４月１日規則第38号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した災害から適用する。

附　則（昭和58年２月１日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年３月30日規則第10号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成２年３月18日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附　則（平成16年10月29日規則第76号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成16年８月30日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附　則（平成21年10月９日規則第58号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成21年８月９日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附　則（平成25年５月17日規則第29号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成25年４月１３日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

災　害　援　護　金

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	１世帯につき200,000円
	住家の半壊又は半焼	１世帯につき100,000円
	住家の一部損壊（被害に係る損害割合が10分の１以上であるものに限る。）又は床上浸水	１世帯につき 50,000円
	重傷の被災者	１人につき　30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	１世帯につき 50,000円
	住家の半壊又は半焼	１世帯につき 30,000円

別表第２（第４条関係）

死　亡　見　舞　金

災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額
自然災害	県の区域内	死亡した県民等１人につき 200,000円
		死亡した県民等以外の者１人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者１人につき 200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等１人につき 100,000円
		死亡した県民等以外の者１人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者１人につき 100,000円

備考　この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

（１）　県の区域内に住所を有する者

（２）　県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者

（３）　県の区域内の学校に在学する者

（４）　その他これらに類する者